

# 令和6年度第3回 朝霞市都市計画審議会 次第

日時 令和6年12月23日（月曜日）

午後2時00分から5時（予定）

場所 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- ・議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について
- ・議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

4 その他（報告事項）

- ・報告事項第1号 あずま南地区地区計画の変更について
- ・報告事項第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について

5 閉 会

## 議案第 1 号

朝霞市都市計画マスタープランの策定について

## 資料 1 前回都市計画審議会の振り返りと対応

## (1) 前回都市計画審議会で頂いたご意見とその対応方針

< 令和 6 年度第 2 回朝霞市都市計画審議会 >

日時：令和 6 年 10 月 2 日（水）14：30～16：30

場所：朝霞市役所 別館 5 階 大会議室

ご意見（要約）	対応方針
<b>●都市計画マスタープランの構成</b>	
市民に計画が伝わる工夫を行うことを前提に「テーマ型」で進めることでよい（異議なし）	「テーマ型」の構成を基本に検討を進め、とりまとめにおいては市民へのわかりやすさに重点を置く。
<b>●まちづくりの 5 つのテーマ</b>	
日常生活において DX 化が進行していることから、都市マスにおいても DX に触れておくべきではないか。記載しない場合は、他の計画で取り扱っているという表現が必要ではないか	「朝霞市の取り巻く社会動向」の 1 つの項目として DX を追加する。
地域コミュニティがまちづくりのテーマに含まれていないので追加してもらいたい	地域コミュニティはテーマ「私らしい暮らし」に含んでいる。具体的な地域コミュニティ活動の推進に関しては総合計画を踏まえ、所管課の個別計画などで示すものと考えている。
テーマの重要度のメリハリの表現方法等は検討を進めてもらいたい	テーマの性格は大きく 2 種類あると認識しており、各テーマの関係性を資料 3 に整理した。
住宅地の開発等により不均衡な人口が誘導されたことで新たな公共施設の整備が必要になったという事実を記録し、きちんと施設の立地誘導を図るよう注意してもらいたい。また、市街化調整区域での開発を抑制するような工夫をしてもらいたい。	ご指摘を踏まえ、これまでの 20 年間の変化の中で記録として残しておくこととする。（残し方は検討中） また、市街化調整区域での開発抑制に関しては、本編の中で「法を順守した適正な土地利用を図る」旨の記述を追加することを検討する。
高齢者支援施設等のまちなかへの誘導を進めることで世代間のつながりを高めるといった視点でもまとめてもらいたい	今後、具体的な取組の中で検討する。
「暮らし」にもほかのテーマと同様に形容詞が入っている方が良いのではないかと 包摂的な要素を意識したワーディングが望ましい	ワークショップの中でも「私らしく」といったキーワードが出ていたことから、暮らしのテーマを「私らしい暮らし」と変更する。 「私らしい暮らし」とは、1 人ひとりの考えを尊重し、それを受け止められるまちであること。それは誰にとっても居心地の良いまちであり、朝霞の魅力につながるのとのお考えから設定した。

ご意見（要約）	対応方針
朝霞市の取り巻く社会動向の整理が網羅できているのかを説明してほしい	社会動向に関する資料を各委員に郵送し共有した。
キーワードからまちづくりのテーマを説明する図をより市民に分かりやすい表現にすること	計画書のとりまとめの際には、市民に分かりやすい表現とすることを意識して整理する。
現況整理の防災の категорияに「防犯」が含まれているなど、categoryの名称と項目が一致していないところがある	現況整理のcategoryが項目と一致しているか再度確認するとともに、ご指摘のあったcategoryは「防災・防犯」とする。
脱炭素や持続可能性などのやらなければいけないことが「安らぎ・心地よさ」としてテーマ設定されているが違和感があるため見直しを検討してもらいたい	ご指摘を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるとの観点から、テーマを「持続可能」に変更する。
「暮らし」の多様性に関する項目では、障がい者への対応についても取り上げる必要がある	テーマ「私らしい暮らし」の方針を「1人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり」との表現に変更する。
<b>●将来都市構造</b>	
黒目川に関する景観の部分についても表現してもらいたい	景観に関する部分など、個別の要素は各テーマの方針図で表現していく。
都市計画道路の未整備区間の見直しについて、早めに結論を出すことが必要である	全てのテーマの方針図を皆さんと議論し、最終的に将来都市構造図として何を表現すべきかを再度議論させていただく。
<b>●その他</b>	
市民が見たときに朝霞市が大事にしていることが一目でわかるような見栄えにしていきたい	本編の作成においては、読みやすく、手に取っていただけるよう表現等を意識し取り組んでいく。

## （２）第４回庁内検討委員会での意見とその対応状況の共有

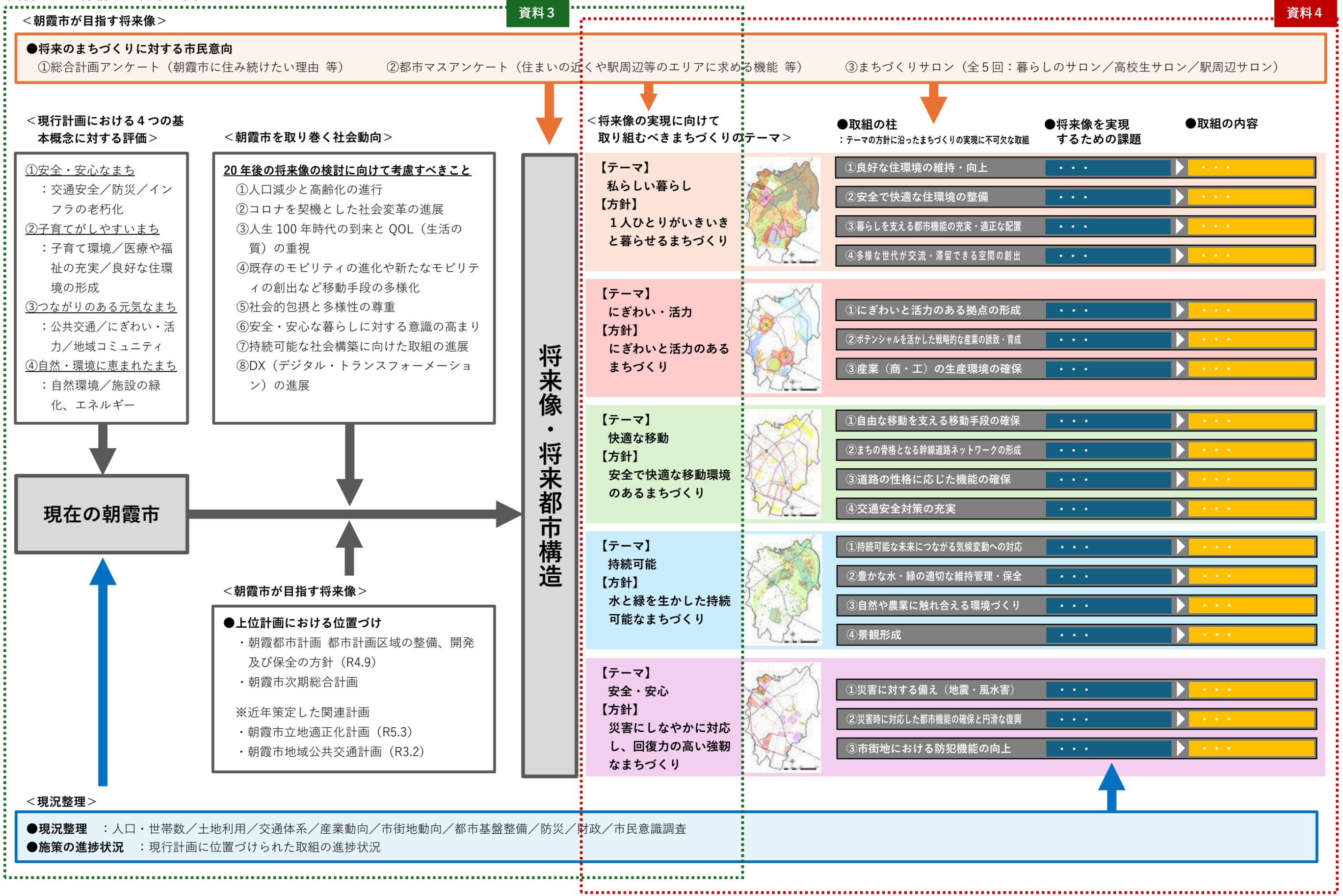
<第４回庁内検討委員会>

日時：令和６年１１月２６日（月）１５：００～１６：３０

場所：朝霞市役所 別館５階 ５０２会議室

ご意見（要約）	対応方針
体系図が示されているものの、各テーマの取組の柱や課題がどこから導き出されているのかがわかりにくい。また、何を課題として捉えているのかをきちんと説明する必要があると思う。	指摘を踏まえ、体系図の見直しを行い、全体構想全体の流れがわかるよう表現した。また、課題設定の考え方を追記した。（資料２参照）
理念は正しくても実態にそぐわないことは書くべきではない。都市マスとしてどこまでを表現するのか各部局との調整が必要である。	指摘を踏まえ、庁内各部署との調整を進めている。

資料 2 全体構想の見取り図



## 資料3 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ

## 1. 現況分析を踏まえた現行計画策定後におけるまちづくりの評価

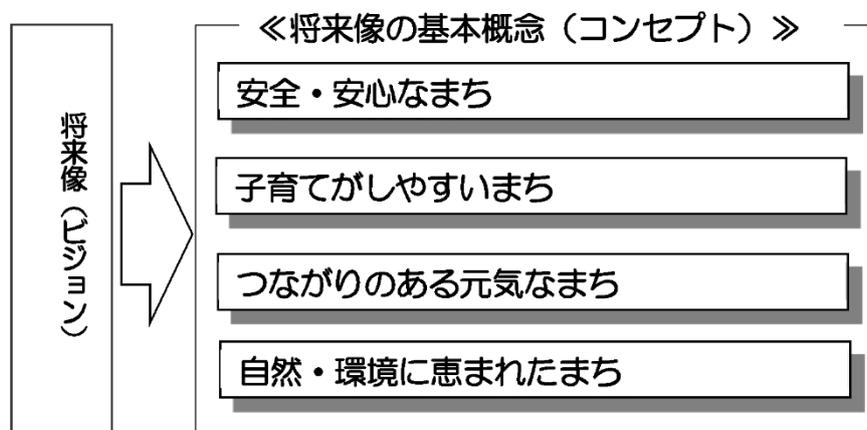
以下の現況整理及び現行計画の「施策の進捗状況」を踏まえ、現行計画における4つの基本概念（コンセプト）に対する取組の評価を行った。

<現況整理の項目>

項目	整理の内容
人口・世帯数	人口・世帯数の推移／年齢別人口動向／年齢別人口割合の比較／人口の地区別状況／人口動態／人口流動／将来人口の見通し
土地利用	人口集中地区の推移／市街化区域・市街化調整区域面積・人口の推移／用途地域指定状況の推移／土地利用現況の推移／市街化区域における農地・未利用地の状況／農地転用状況／工場跡地転用
交通体系	鉄道・バスの利用者状況／公共交通／シェアサイクル／代表交通手段
産業動向	産業大分類別就業人口の推移／農業／工業／商業／各種都市機能の分布
市街地動向	土地区画整理事業／市街地開発事業
都市基盤整備	都市公園等の状況／公共下水道
防災	洪水浸水／内水浸水／土砂災害／地震／液状化
財政	財政力指数／歳入・歳出／公共施設の更新・改修費の試算
市民意識調査	市民意識調査／青少年アンケート

<現行計画における4つの基本概念（コンセプト）に対する評価>

現行計画の以下の4つの基本概念（コンセプト）における「都市マスで取組むこと」に対する評価を行った。



① 基本概念「安全・安心なまち」に対する評価

現行計画の基本概念に対して「都市マスで取組むこと」
<p>&lt;①-1 交通安全&gt; 誰もが安全に安心してまちを歩くことができるように、段差の少ない歩道や自転車通行帯の整備、生活道路などにおける交通安全の確保に努める。</p> <p>&lt;①-2 防災&gt; 地震や集中豪雨などにより被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>&lt;①-3 インフラの老朽化対策&gt; 老朽化が進むインフラの安全性を確保するため、道路や橋梁などの長寿命化対策や水道施設の更新に取り組む。</p>

「都市マスで取組むこと」に関連する評価事項 (○：プラス評価の事項、▲：今後留意すべき事項)
<p>&lt;①-1 交通安全&gt; ○歩道整備は進捗しており、整備延長が伸びている ○ゾーン30の設置など、交通安全に係る事業の推進 ▲交通事故発生件数は減少傾向にある一方、歩行者・自転車事故は横ばい</p> <p>&lt;①-2 防災&gt; ○防災・消防に関する取組について「重要である」と回答する市民の割合が増加傾向 ○立地適正化計画や地域防災計画が策定され、災害リスクや災害が発生する際の避難行動について明示している ○避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備が進められている ▲現行計画策定(H17.3)後、台風や集中豪雨により50個以上の被災歴は6件ある ▲災害時に危険性が懸念される空家率はおおむね横ばいで推移しているが、その内訳で「その他の住宅」が増加傾向 ○空き家相談対応累計件数は継続増加、空き家に対する関心が高まり</p> <p>&lt;①-3 インフラの老朽化対策&gt; ○道路等の施設の維持管理や民間との協働により道路の維持管理は実施されている ○公共施設の耐震化事業は進捗しており、耐震化率が伸びている ▲歳出のうち、民生費に充てられる割合は増加傾向にある一方、土木費に充てられる割合は減少傾向 ▲公共施設の老朽化につれ、今後施設の更新・改修費等は拡大見込み</p>

評価のまとめ
<p>&lt;①-1 交通安全&gt; 歩道や自転車通行空間の整備、生活道路における交通安全対策の実施によって、交通事故発生件数は減少傾向にある。一方で歩行者・自転車事故は横ばい傾向であり、計画的な対策の推進により誰もが安全に安心して歩くことができる環境整備が求められている。</p> <p>&lt;①-2 防災&gt; 避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備など災害に強いまちづくりは推進しているものの、近年の自然災害の頻発化・激甚化に対応した防災対策の強化が求められている。また、空き家が増加傾向にあり、防災の観点から空き家の解消に向けた対策が求められている。</p> <p>&lt;①-3 インフラの老朽化対策&gt; 定期的な道路や橋梁のメンテナンスや、水道施設の耐震化や老朽管の更新、日常の維持管理として市民・企業・行政の協働により快適な道路環境づくりを行っている。一方で、市内の公共施設の多くが今後更新時期を迎えることとなり、限られたお金のなかで、市民が安全安心に、使い勝手のよい施設の確保に向けたマネジメントが求められている。</p>

② 基本概念「子育てがしやすいまち」に対する評価

現行計画の基本概念に対して「都市マスで取組むこと」
<p>&lt;②-1 子育て環境&gt; 子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、子どもたちの交流の場となる公園の整備や遊具の安全対策、学校と連携した通学路の安全対策や、子どもや保護者の目線に立った歩行空間の整備を推進する。</p> <p>&lt;②-2 医療や福祉の充実&gt; 安心して健康な生活が営めるように、医療や福祉の充実への対応に取り組む。</p> <p>&lt;②-3 良好な住環境の形成&gt; 地域住民の提案による地区計画や建築協定などまちづくりのルールを活用による良好な住環境の形成に取り組む。</p>

「都市マスで取組むこと」に関連する評価事項 (○：プラス評価の事項、▲：今後留意すべき事項)
<p>&lt;②-1 子育て環境&gt; ○保育園は3倍増加とともに、受入人数も大幅に増加、待機児童数はピーク値の2割以下まで激減 ○市内公園面積は増加傾向にある一方、一人当たりの公園面積は横ばい ○防犯機能の向上に向けた対策を取り組んでおり、刑法犯罪認知件数は策定時の3割程度まで減少 ○市全般の取組に対して、「子育て支援・青少年育成」は重要度と満足度を共に高く評価</p> <p>&lt;②-2 医療や福祉の充実&gt; ○市全般の取組に対して、「保健・医療」は重要度と満足度を共に高く評価 ▲市全般の取組について、「障害のある人への支援」に対する評価は重要度が高い一方、満足度が低い ○福祉施設の増加により、身近に福祉サービスを受ける機会は増加</p> <p>&lt;②-3 良好な住環境の形成&gt; ○住みよきランキングは300位程度上昇 ○市全般の取組に対して、「生活」は重要度と満足度を共に高く評価 ○朝霞市に「住み続けたい」と思う市民の割合は増加 ○市内緑地の確保や住環境の向上に向けた各種都市計画制度の活用を推進 ○良好な住環境の形成に向けた建築協定の締結累計件数は横ばいしており、地区計画の累計策定地区数は増加傾向</p>

評価のまとめ
<p>&lt;②-1 子育て環境&gt; 保育園等の子育て支援施設の充実により、待機児童数を大きく抑えることができたほか、市内の公園は増加し続けており、子どもたちの交流の場の整備が進んでいる。さらに、まちの防犯機能の向上に関する対策に取り組むことにより、まちの安全性が高まりつつある。 市民の子育て環境に対する取組の重要度は高く、今後も継続的に取り組んでいくことが求められている。</p> <p>&lt;②-2 医療や福祉の充実&gt; 福祉施設の充実により、身近に福祉サービスを受ける機会は増加している。一方で、市民の「医療や福祉」の取組に対する重要度は高いことから、今後も医療や福祉の充実を図っていくことが求められている。</p> <p>&lt;②-3 良好な住環境の形成&gt; 地域と連携しつつ、まちづくりのルール活用により、緑豊かなまちづくりや良好な住環境の形成が継続的に取り組まれ、まち全体の住みやすさが向上しているとともに、本市に「住み続けたい」と思う市民の割合も増えている。 市民の生活に対する取組の重要度は高く、今後も継続的に取り組んでいくことが求められている。</p>

③ 基本概念「つながりのある元気なまち」に対する評価

現行計画の基本概念に対して「都市マスで取組むこと」
<p>&lt;③-1 公共交通&gt; 高齢者や障害のある人など誰もが外出しやすいように、公共交通空白地区における市内循環バス（コミュニティバス）の運行や路線バスとの連携により公共交通ネットワークの充実に取り組む。</p> <p>&lt;③-2 にぎわい・活力&gt; また、鉄道駅周辺や広域幹線道路沿い、大規模跡地では、地域の雇用と活力を支える土地利用の誘導や賑わい空間の創出や、シティ・セールス朝霞ブランドに認定した地域資源を広くPRすることにより、市内外の人々が訪れたいと感じる魅力あるまちづくりを進める。</p>

「都市マスで取組むこと」に関連する評価事項（○：プラス評価の事項、▲：今後留意すべき事項）
<p>&lt;③-1 公共交通&gt; ○バスロケーションシステムの導入や市内循環バスの運行など公共交通利便性の向上に向けた取り組みを推進している ○公共交通の補完として、シェアサイクルを導入し、その需要は拡大傾向</p> <p>&lt;③-2 にぎわい・活力&gt; ○官民連携まちなか再生推進事業やエリアビジョンの策定など駅周辺の賑わい創出に向けた取組を推進している ○基地跡地の利活用に向けた検討及び事業の推進 ○シティ・セールス朝霞ブランドの認定に向けた資源発掘や創出に取り組む ▲昼夜間人口比率は県平均水準以下で横ばい推移 ▲小売吸引力指数は周辺都市で最下位 ▲商業は卸売業、小売業共に事業所は減少、従業者数は卸売業が増加、小売業が減少 ▲工業は事業所と従業者数は共に減少傾向 ○産業活性化（魅力ある商業機能の形成、産業誘致の推進等）の取組について「重要である」と回答する市民の割合が増加傾向、市民の産業活性化に対する需要が高まり</p> <p>&lt;③-3 地域コミュニティ&gt; ○市内 NPO 法人が6倍以上と大きく増加 ▲公民館利用率は減少傾向が継続 ▲自治会加入率は減少傾向が継続、直近は4割以下まで減少</p>

評価のまとめ
<p>&lt;③-1 公共交通&gt; 公共交通の利便性向上に向けて、継続的に取組が進められている一方、バスの運転手不足等により、公共交通ネットワークの維持がさらに困難になりつつあることから、公共交通事業者との連携強化や新たな技術の活用、シェアサイクル等の他のモビリティとの組み合わせ等により、継続的に公共交通ネットワークの維持、充実にに向けた取組を推進することが求められている。</p> <p>&lt;③-2 にぎわい・活力&gt; 市内全体的に昼夜間人口比率がやや低い水準で推移しており、加えて小売吸引力指数は減少傾向で周辺都市のうち最下位となっており、買い物客が市外に流出している状況にある。また、商業・工業の事業所数・従業者数は減少傾向が継続しており都市の活力が低下している。市民の産業活性化に対する需要が高まっていることから、産業振興に関する取組の強化が求められている。</p> <p>&lt;③-3 地域コミュニティ&gt; NPO などの市民活動団体は増加している一方で、自治会加入率の低下や公民館利用率の減少等の傾向にあり、市民間のつながりの強化を推進する取組が求められている。</p>

④ 基本概念「自然・環境に恵まれたまち」に対する評価

現行計画の基本概念に対して「都市マスで取組むこと」
<p>&lt;④-1 自然環境&gt; 身近な自然にふれあえる場や生物多様性の確保、美しい景観の保全と創出を図るため、黒目川などの河川、斜面林などの緑地、農地など、都市に残された貴重な自然環境の保全に努める。</p> <p>&lt;④-2 施設の緑化、エネルギー&gt; また、市民と行政の協働により街路樹など公共施設の緑の良好な維持管理、民有地の緑化の促進やクリーンエネルギーの活用に取り組む。</p>

「都市マスで取組むこと」に関連する評価事項（○：プラス評価の事項、▲：今後留意すべき事項）
<p>&lt;④-1 自然環境&gt; ○市内緑被率は増加傾向 ○生産緑地地区の面積は増加傾向、市民農園数も増加傾向 ▲農地面積及び農業就業人口は減少傾向 ○荒川近郊緑地保全地域の面積や河川沿いの景観重点地区の延長の拡大 ○河川沿いの市民ボランティア団体の増加 ○市全般の取組に対して、「環境」「緑・景観・環境共生」は重要度と満足度を共に高く評価 ○住宅用地への農地転用件数と面積はともに改定時をピークに減少 ○自然環境について、「現在のまま保全する」と思う市民の割合は継続増加</p> <p>&lt;④-2 施設の緑化、エネルギー&gt; ▲公園面積は増加し続けている一方、一人当たりの公園面積は横ばい推移しており、また将来人口が増加すると見込まれ、公園の充実が懸念 ○公園、児童遊園地やシンボルロードなどの整備は継続的に進められ、市内の緑の資源を計画的に創出・保全している ○温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、埼玉県平均値より下回る ▲環境保全に関する市民アンケートによると、市が優先すべき環境保全に関する取組は「道路環境の整備」 ○交通環境の改善に向けて、街路樹等の施設の維持管理に取り組んでいる ○民間による開発が進む際に、市内緑化率の向上に向けて各種都市計画制度を活用している ○自然環境を保全するために、創エネ・省エネなどの設備を導入推進</p>

評価のまとめ
<p>&lt;④-1 自然環境&gt; 市内の自然環境の維持・向上に向けた取り組みが進められている一方で、農地や農業の従業者数は減少傾向にある。市内の緑や河川、農地等の自然環境の保全・活用に対する市民の需要は高まっており、取組の強化が求められている。</p> <p>&lt;④-2 施設の緑化、エネルギー&gt; 市内の公園は個所数と面積は増加傾向にある一方、一人当たりの公園面積は横ばいで推移しており、将来的に人口増加が見込まれている中で、拡大している人口規模に対応できるように、計画的な公園整備が求められている。 緑化の推進や創エネ・省エネなどの取組により、市の温室効果ガスの排出量は減少傾向にある。一方で、環境保全の観点から「道路環境の整備」に対する市民の需要が高く、取組の強化が求められている。</p>

## 2. 朝霞市を取り巻く社会動向

○20年後の将来像の検討に向けて考慮すべきこととして、朝霞市を取り巻く社会動向を以下に整理した。(総合計画側と連携)

### ① 人口減少と高齢化の進行

- ・朝霞市の将来見通し（人口及び高齢化）
- ・人口減少と高齢化の進行により、労働力人口等の減少などにつながり経済の停滞を招くだけでなく、社会保障費の増加等により地方自治体など公共機関の財政逼迫を招く
- ・コミュニティの担い手の減少につながり地域社会の機能低下を招く

### ② コロナを契機とした社会変革の進展

- ・コロナを契機として人の働き方や日常的な行動などのライフスタイルに大きな影響を及ぼした
- ・ヒトやモノ等の流れが大きく変化し、その結果、人々の居住地選定や企業の立地選定の自由度が増し、都市部から地方への人の移住や企業の移転もみられる

### ③ 人生100年時代の到来とQOL（生活の質）の重視

- ・長い人生をより充実したものにするため、子どもから高齢者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要
- ・QOL（生活の質）を重視する観点から、特に、長い人生を健やかに過ごすための健康づくりや、就労や地域活動への参加など、社会への参画促進に向けた取組が求められている

### ④ 既存のモビリティの進化や新たなモビリティの創出など移動手段の多様化

- ・自動車の自動運転など既存のモビリティの進化している
- ・シェアサイクルや電動キックボード、電動車いすなど新たな移動手段が生み出されている

### ⑤ 社会的包摂と多様性の尊重

- ・誰もがその人らしく活躍できる社会の実現に向け、国や地方自治体だけでなく、事業者、地域社会、国民一人ひとりに至るまで、様々な場面における取組が求められている

### ⑥ 安全・安心な暮らしに対する意識の高まり

- ・地震災害、風水害といった自然災害に見舞われ、安全・安心な暮らしに対する人々の意識が高まっている
- ・子どもや高齢者が被害者となる痛ましい事件・事故が引き続き発生しており、安全・安心なまちづくりへの関心が高まっている

### ⑦ 持続可能な社会の構築に向けた取組の進展

- ・地球規模での大規模な気候変動は、自然災害の激甚化、人々の生活環境の悪化、生物多様性の喪失など世界各地で引き起こしており、気候変動に対する注力が求められている

### ⑧ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展

- ・DXとは、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされており、世界各国において国を挙げた取組が推進されており、社会経済システム全体から人々の日常生活全般に至るまで、大きな変革が生じている
- ・国は、ICTを活用して社会課題の解決や地方の魅力向上を図ることを示している

### 3. 朝霞市が目指す将来像

#### (1) 上位計画における位置づけ

<整理する上位計画>

- ① 朝霞都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (R4.9)
- ② 次期総合計画

※近年策定した関連計画

- ・朝霞市立地適正化計画 (R5.3)
- ・朝霞市地域公共交通計画 (R3.2) 等

#### (2) 将来のまちづくりに対する市民意向

<市民意向を整理する資料>

- ③ 総合計画アンケート
- ④ 都市マスアンケート
- ⑤ まちづくりサロン (全5回)

#### (3) 20年後を見据えた朝霞市の将来像

- ・現行計画と同様、次期総合計画の将来像と整合を図る

<将来像>

みんなでつくる ○○○○○ 朝霞

<将来像実現のための基本方向>

- だれもが安全に、安心して暮らせるまち
- だれもが自分らしく、学び育ち、心地よく暮らせるまち
- だれもが快適に暮らせる、にぎわいのあるまち

<将来像実現のための共通理念>

- 主体的に参画し、誇りをもってまちをつくる
- 多様を尊重し、認め合い助け合ってまちをつくる
- 連携と創意工夫によって、持続可能なまちをつくる

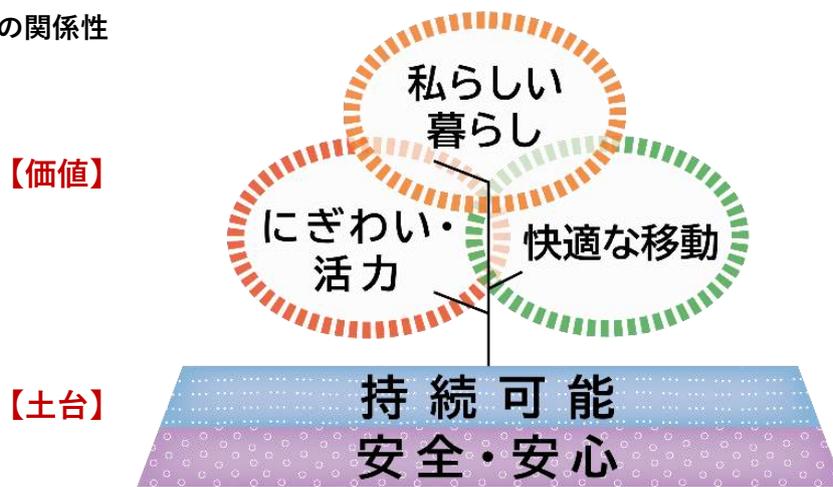
令和6年10月23日  
第8回総合計画審議会資料より

#### (4) 将来像の実現に向けて取り組むべきまちづくりのテーマ

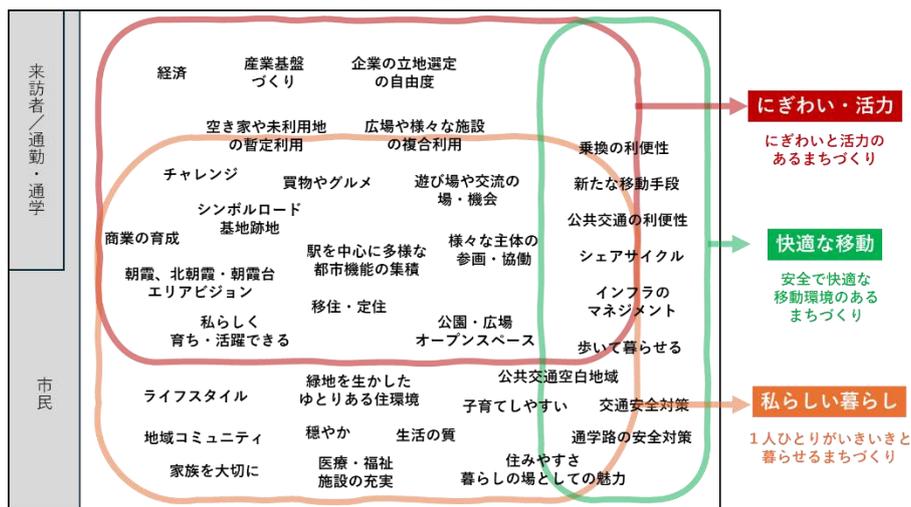
現況整理と現行計画における4つの基本概念に対する評価から現在の朝霞市の姿を捉え、上位計画における位置づけ、将来のまちづくりに対する市民意向、本市を取り巻く社会動向等の整理から、今後のまちづくりを検討する上でのキーワードを抽出し、そのキーワードを「来訪者／通勤・通学、市民、全体」のターゲットに応じて配置すると、大きく5つのグループに括ることができる。この5つのまとまりを将来像の実現に向けて取り組むべきまちづくりのテーマとして設定する。

上記の5つのテーマは、これからのまちづくりを考える上で対応しなければいけないものと、朝霞の価値を高めるものに分けられる。そのため、以下の5つのテーマの関係性では、対応しなければいけない2つのテーマ「持続可能」と「安全・安心」を土台として、朝霞市の価値を高める3つのテーマ「私らしい暮らし」、「にぎわい・活力」、「快適な移動」を育てていくことを表現している。

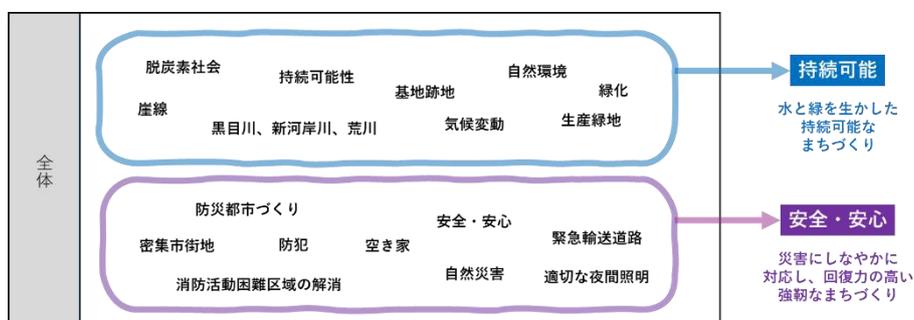
#### ■ 5つのテーマの関係性



#### <朝霞の価値を高めるキーワード>



#### <都市基盤の土台となるキーワード>

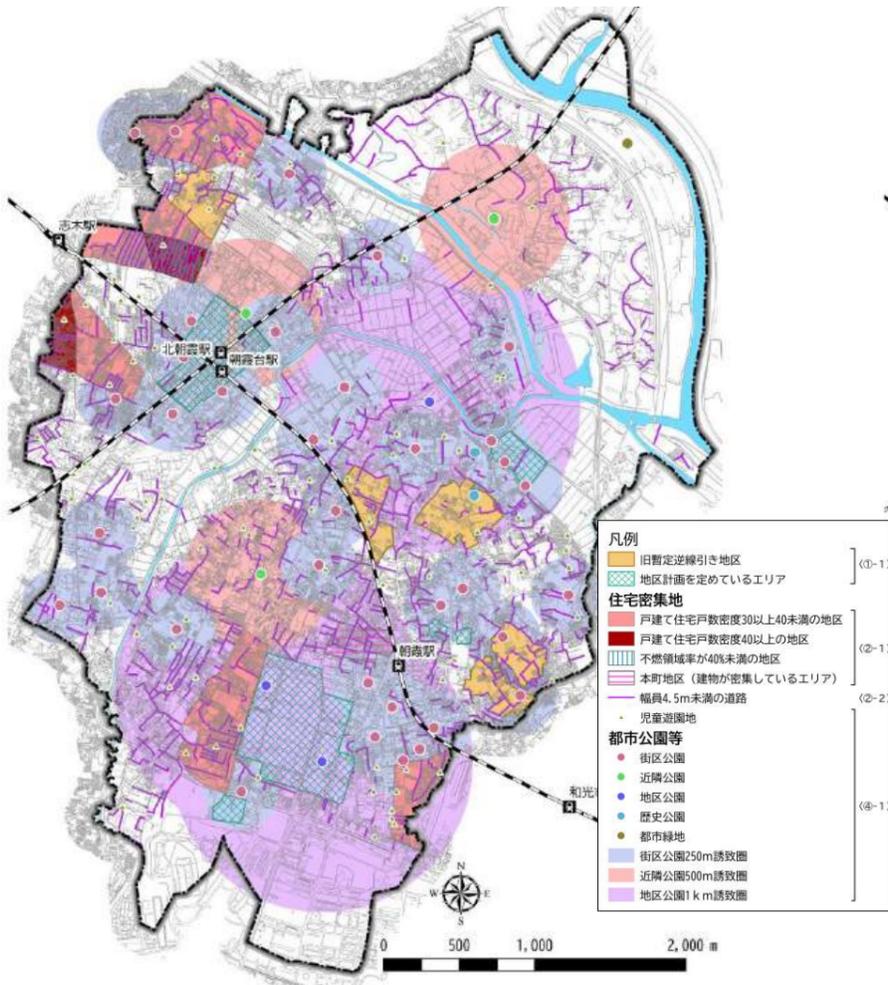


資料4 将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱

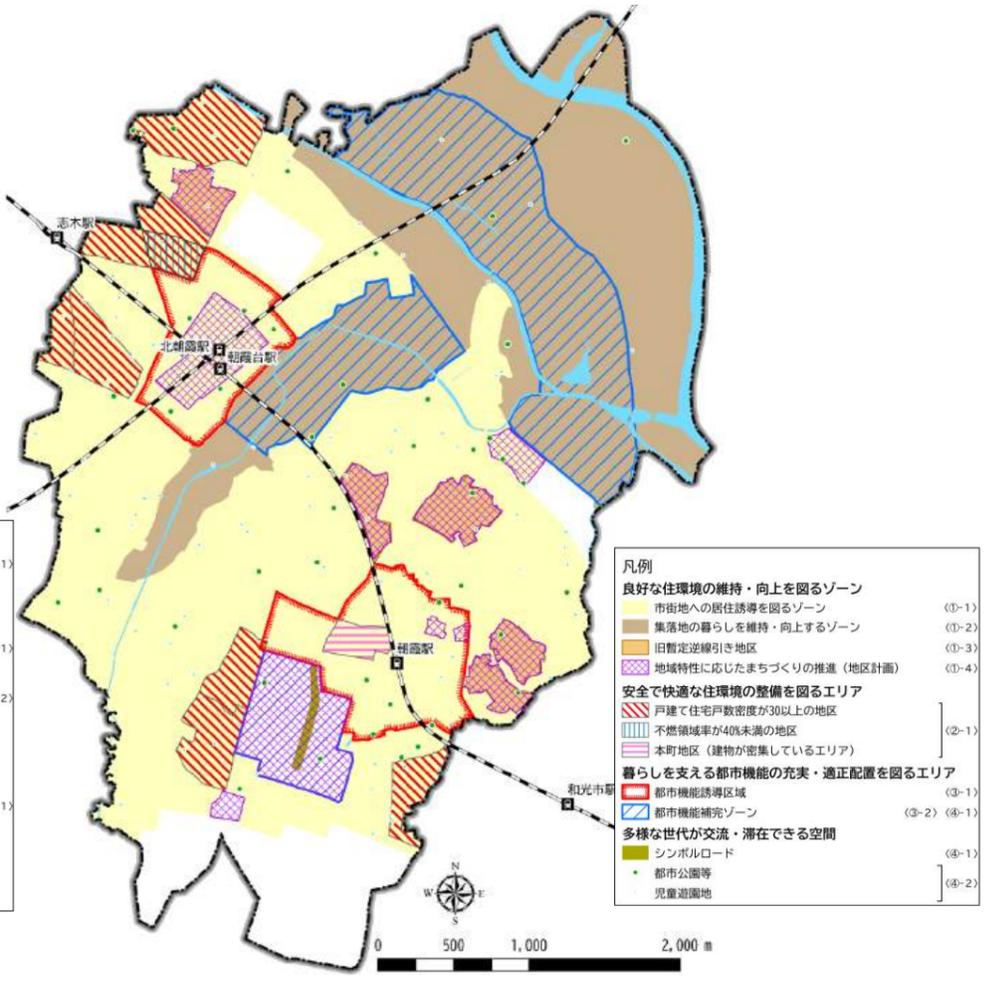
(1) テーマ「私らしい暮らし」：1人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり

取組の柱	テーマに関する課題・現状 ○：特定のエリア or 施設、●：市内全域	具体的な取組の内容（案） □：特定エリア、■：市内全域・ゾーン全体
① 良好な住環境の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H29～R2 の4年間で1,000人以上の社会増が継続。転入人口の定着を図るため良好な住環境が必要</li> <li>● 市民アンケートにおいて、住環境に関連する項目である、「生活」「上下水道整備」「緑・景観・環境共生」等の満足度・重要度が高い</li> <li>● 道路、橋梁、水道施設など、更新時期を迎える公共施設が多く、限られた財政の中で、市民が安全安心に使い勝手の良い施設の確保に向けたマネジメントが必要</li> <li>○ 旧暫定逆線引き地区や基地跡地などが存在し、地域特性に応じたまちづくりが必要（図A凡例①-1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街地における良好な住環境の維持及び建築物の形態や用途の適正な誘導（図B凡例①-1） 現行 P58、59</li> <li>■ 集落地における道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある環境の維持・向上（図B凡例①-2） 現行 P61</li> <li>■ ライフステージにあわせた住環境の形成 現行 P90</li> <li>■ 上下水道等のライフラインの安定供給に向けた施設の適切な維持・管理・更新 現行 P93、94</li> <li>■ 道路、橋梁、水道施設などの整備及び維持管理 現行 P83、88</li> <li>□ 旧暫定逆線引き地区における自然と共存する良好な住環境の形成及び区画道路の整備の推進（図B凡例①-3、①-4） 現行 P58</li> <li>□ 基地跡地の公共施設や公園等の憩いと交流の場の維持 現行 P74</li> </ul>
② 住環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼リスクの高い住宅密集地区が点在しており、そういった地区における防災機能の向上や住環境の改善が必要（図A凡例②-1）</li> <li>○ 幅員4.5m未満の狭あい道路が市道総延長の約36%を占めており、交通、防災、衛生の観点から適切な道路幅員の確保が必要（図A凡例②-2）</li> <li>● 空き家や老朽マンションが増加しており、防災の観点から空き家等の解消に向けた対策が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅や老朽住宅などが密集する地区などにおける総合的な住環境の改善（図B凡例②-1） 現行 P82、87</li> <li>□ 空き家の発生予防や利活用、マンションの管理水準の維持・向上 現行 P83</li> </ul>
③ 暮らしを支える都市機能の充実・適正な配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業施設、医療施設、子育て支援施設、福祉施設の利用圏域はいずれも市域の5割以上カバーしている一方で、暮らしを支える機能が徒歩圏にないエリアも一部存在しており、生活利便性の向上が求められている</li> <li>● 日常生活に資する多様な都市機能が集積した拠点へのアクセス利便性の維持・向上が求められている</li> <li>● 利便性を維持・向上するため、公共施設・都市機能の効果的・効率的な配置の維持・管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰もが身近な地域で日常生活に必要な買い物やサービスを安心して受けられるような市街地の形成 現行 P89</li> <li>■ 鉄道やバス、シェアサイクル等の移動の選択肢の充実により、過度に自動車に依存せず歩いて暮らせる生活環境の形成 現行 P89</li> <li>■ コワーキングスペースなど多様なライフスタイルに対応した機能の充実 現行 P89</li> <li>□ 朝霞駅周辺及び北朝霞・朝霞駅周辺において、暮らしを支える広域的な都市機能（行政系、子育て支援系、保健・福祉系、市民文化系施設）の誘導（図B凡例③-1） 現行 P89</li> <li>□ 基地跡地利用計画、基地跡地地区地区計画、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画に基づく、市民サービスの拠点となる公共施設や公園等の整備（図B凡例③-2） 現行 P74</li> <li>□ 黒目川周辺における医療・福祉・教育施設の機能の維持（図B凡例③-2） 現行 P89</li> <li>■ 市街化調整区域の無秩序な開発を抑制するなど、居住や都市機能の適正な配置を促進 現行 P89</li> </ul>
④ 多様な世代が交流・滞留できる空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者人口や外国籍人口が増加傾向にあり、多様な人々が集いやすく、さらに多世代間・多文化間の交流の場が必要</li> <li>● 一人当たりの公園面積は埼玉県平均水準より低く、人口増加の傾向に合せ、計画的な公園等の施設整備が必要</li> <li>○ 北朝霞・朝霞駅周辺では公園利用誘致の空白エリアが存在しており、子どもの遊び場や地域住民の交流の場の確保が必要（図A凡例④-1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化 現行 P89</li> <li>□ 市のシンボルとなる公園・緑地の整備（図B凡例④-1） 現行 P75</li> <li>■ 官民連携による公共空間の利活用の促進 現行 P74</li> <li>□ 身近な公園等の維持・充実（図B凡例④-2） 現行 P74</li> </ul>

図A：テーマ「私らしい暮らし」に関する課題図



図B：テーマ「私らしい暮らし」に関する方針図



(2) テーマ「にぎわい・活力」：にぎわいと活力のあるまちづくり

取組の柱	テーマに関する課題・現状 ○：特定のエリア or 施設、●：市内全域	具体的な取組の内容（案） □：特定エリア、■：市内全域・ゾーン全体
①にぎわいと活力のある拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街における空洞化の進行がみられ、中心市街地における活性化が必要〈図 A 凡例①-1〉</li> <li>○朝霞台駅・北朝霞駅では乗車客数が多く、駅周辺におけるにぎわいのある景観及び魅力のある駅前空間の形成が必要</li> <li>●本市の小売吸引力指数は周辺都市と比較して最も低く、市内購買力の流出がみられ、駅周辺の商店街を中心に、商業活動の活性化を図ることが必要</li> <li>●市民アンケートにおいて、産業に関連する項目である、「産業活性化」の重要度は高く、満足度は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□朝霞駅周辺の魅力と活力のある中心市街地の形成〈図 B 凡例①-1、①-2、①-3、①-4〉 <b>現行 P58</b></li> <li>□朝霞台駅・北朝霞駅周辺は多くの人々が訪れたいと感じるにぎわいのある景観や魅力ある商業空間の形成〈図 B 凡例①-1、①-2〉 <b>現行 P59</b></li> <li>■ゆとりある歩行者空間の整備や公共空間の利活用などによるウォークブルの推進 <b>現行 P59、立地適正化計画</b></li> <li>□市内各地区の既存商店街では、誰もが歩いて安心して買い物ができる空間の形成や利便性の向上〈図 B 凡例①-5〉 <b>現行 P59</b></li> </ul>
②ポテンシャルを生かした戦略的な産業の誘致・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内にはインターチェンジが立地していないが、幹線道路で近隣のインターチェンジと接続しており、広域的な道路交通ポテンシャルが高い。</li> <li>●市民アンケートにおいて、産業に関連する項目である、「産業活性化」の重要度は高く、満足度は低い【再掲】</li> <li>○既存の工業系用途地域においては、新たに産業立地を受け入れる場所が少なく、産業立地の予定地を充実させることが必要〈図 A 凡例②-1〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地における適正な土地利用の誘導 <b>現行 P61</b></li> <li>□国道 254 号など広域交通軸に面する立地特性を活かした土地利用の誘導〈図 B 凡例②-1〉 <b>現行 P59</b></li> <li>□国道 254 号バイパス周辺や内間木地区などの工場や倉庫などの立地が多い地区では、周辺環境と調和のとれた土地利用の誘導〈図 B 凡例②-2〉 <b>現行 P60</b></li> </ul>
③産業（商・工）の生産環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業系用途地域においては、住宅用地の面積は工業用地と概ね同程度となっており、土地利用の混在がみられ、産業生産性を確保するために、工業系用途地域における適切な土地利用規制・誘導が必要〈図 A 凡例③-1〉</li> <li>○商業系用途地域においても、住宅用地がメインの土地利用となっており、土地利用の混在がみられる一方、生活利便性を確保するため、商業用地の維持・誘導を図りつつ、住宅用地としての土地利用促進も必要〈図 A 凡例③-1〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□工業系用途地域における適切な土地利用規制・誘導〈図 B 凡例③-1〉 <b>現行 P59</b></li> <li>□地区計画や建築協定などの活用による商業空間におけるにぎわいの創出〈図 B 凡例③-2〉 <b>現行 P83</b></li> </ul>

図 A：テーマ「にぎわい・活力」に関する課題図

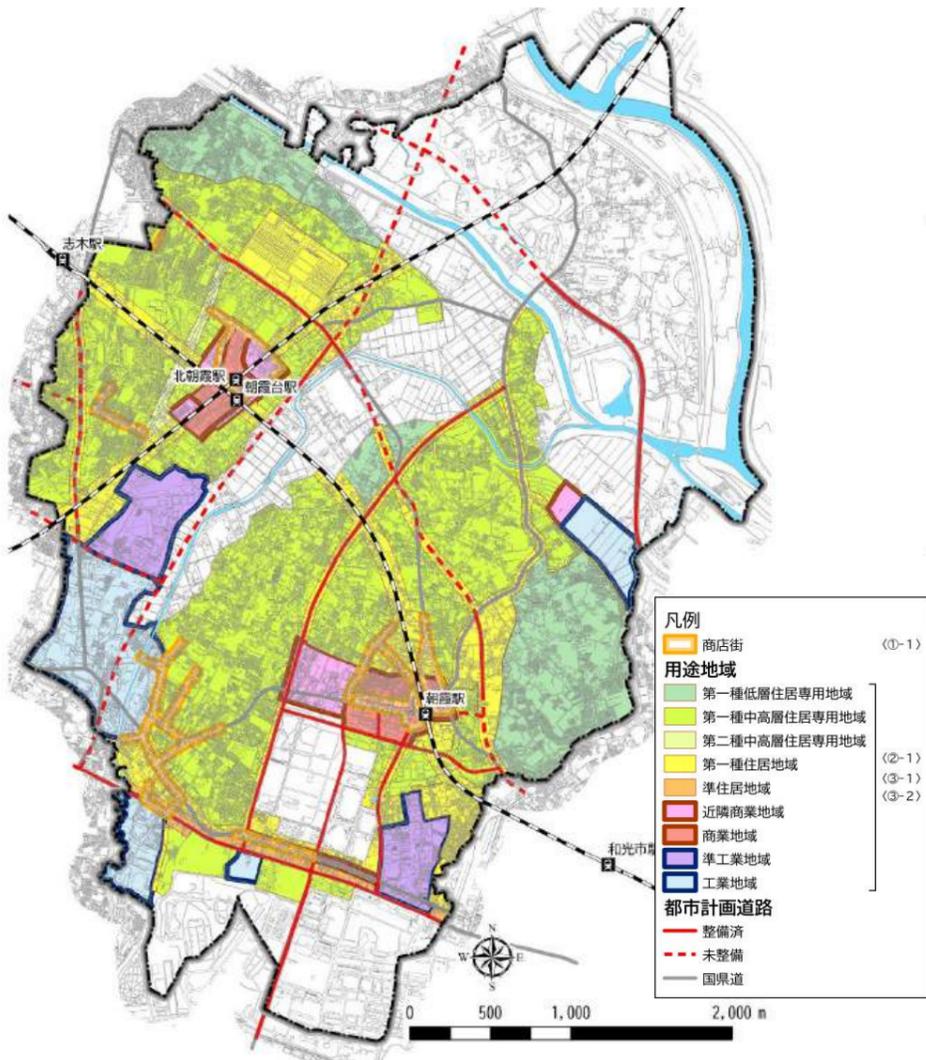
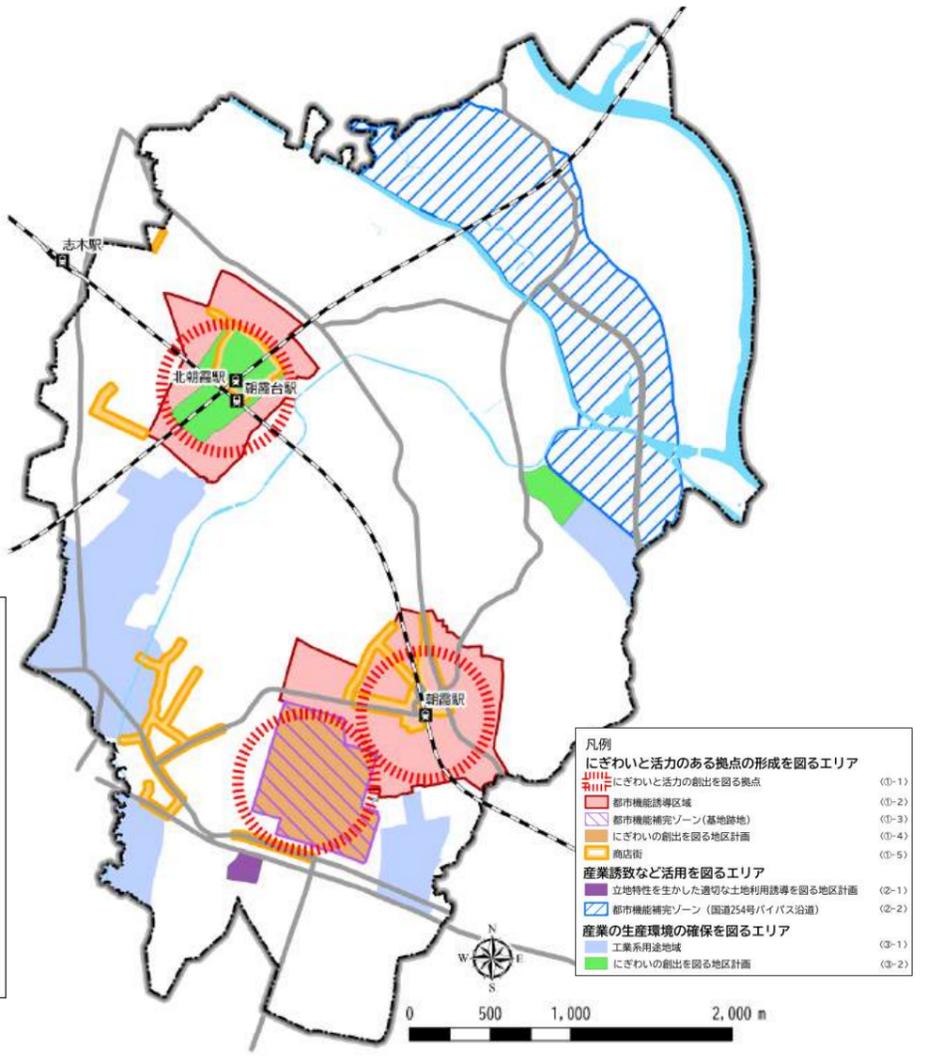


図 B：テーマ「にぎわい・活力」に関する方針図



(3) テーマ「快適な移動」：安全で快適移動環境のあるまちづくり

取組の柱	テーマに関する課題・現状 ○：特定のエリア or 施設、●：市内全域	具体的な取組の内容（案） □：特定エリア、■：市内全域・ゾーン全体
① 自由な移動を支える移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通空白地区の解消に向けた取組が必要（図 A 凡例①-1） ●-----&gt;</li> <li>●市内バスの利用者が増加傾向にあり、引き続きバス利用者の増加を図るよう、公共交通利便性の向上が必要 ●-----&gt;</li> <li>○朝霞台駅のエレベーター設置や各駅の待ち合わせ施設設置、駐車駐輪施設、バリアフリー化等が要望されている ●-----&gt;</li> <li>〈朝霞市地域公共交通計画 R3.2、図 A 凡例①-2〉 ●-----&gt;</li> <li>●公共交通の補完として、新しいモビリティの導入・普及や移動手段の連携が求められる ●-----&gt;</li> <li>○歩きたくなるまちなかの推進の一環として、歩道整備と併い、道路環境の向上が求められる（図 A 凡例①-3） ●-----&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入（図 B 凡例①-1） <b>現行 p 68</b></li> <li>■路線バスの確保・維持や市内循環バスの充実 <b>現行 p 68</b></li> <li>■バス待ち環境の充実 <b>現行 p 68</b></li> <li>□駅周辺における交通結節機能の充実とユニバーサルデザイン化（図 B 凡例①-2） <b>現行 p 68</b></li> <li>■市民が使いやすい駐輪場・駐車場の確保 <b>現行 p 69</b></li> <li>■シェアモビリティの充実や、公共交通とシェアモビリティの連携など、きめ細やかな移動サービスの充実 <b>現行 p 69</b></li> <li>■歩道の整備及び適切な維持管理等による道路環境の維持・向上 <b>現行 p 69</b></li> </ul>
② まちの骨格となる幹線道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内都市計画道路の整備率は約 54%で、都市計画道路の未整備区間は半分程度残っており、引き続き都市計画道路の整備推進が必要（図 A 凡例②-1） ●-----&gt;</li> <li>●市民アンケートにおいて、移動に関連する項目である、「道路交通」の重要度は高く、満足度は低い ●-----&gt;</li> <li>○市内道路のうち、混雑度が 1.25 以上の路線が複数みられており、市内外で円滑な交通処理のため幹線道路の整備等が必要（図 A 凡例②-2） ●-----&gt;</li> <li>○円滑に交通ができるように、都市計画道路の整備とともに、橋梁の適切な維持管理が求められる（図 A 凡例②-3） ●-----&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□広域幹線道路、都市内幹線道路の整備（図 B 凡例②-1） <b>現行 p 66,67</b></li> <li>□橋梁の適切な維持管理（図 B 凡例②-2） <b>現行 p 66</b></li> </ul>
③ 道路の性格に応じた機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に身近な施設へ行く歩行経路のなかにも歩道が整備されていない経路がある（図 A 凡例③-1） ●-----&gt;</li> <li>○主要な自転車ネットワーク路線でも自転車通行空間が確保されていない路線がある。また、新たなシェアモビリティへの対応（通行空間の共有・確保等）が求められる（図 A 凡例③-2） ●-----&gt;</li> <li>●朝霞市の狭あい道路は市道の約 36%を占め、その大部分が住宅地にある ●-----&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□生活に身近な施設などへの歩行者ネットワークの形成（図 B 凡例③-1） <b>現行 p 66</b></li> <li>□自転車や新たなシェアモビリティ等に対応した通行空間の確保（図 B 凡例③-2） <b>現行 p 66</b></li> <li>■住宅地における地域特性に応じた生活道路の整備 <b>現行 p 67</b></li> </ul>
④ 交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者・自転車事故は概ね横ばいの状態が継続しており、歩行者・自転車の安全確保が求められる ●-----&gt;</li> <li>●歩行者の安全を確保するために、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制などの交通安全対策を講じることが必要 ●-----&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■通学路や交通事故の危険性が高い交差点などにおけるハンブ設置など自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制対策 <b>現行 p 68</b></li> </ul>

※「斜体文字」は、現時点で課題を裏付けるデータや根拠の整理を進めているもの。

図 A：テーマ「快適な移動」に関する課題図

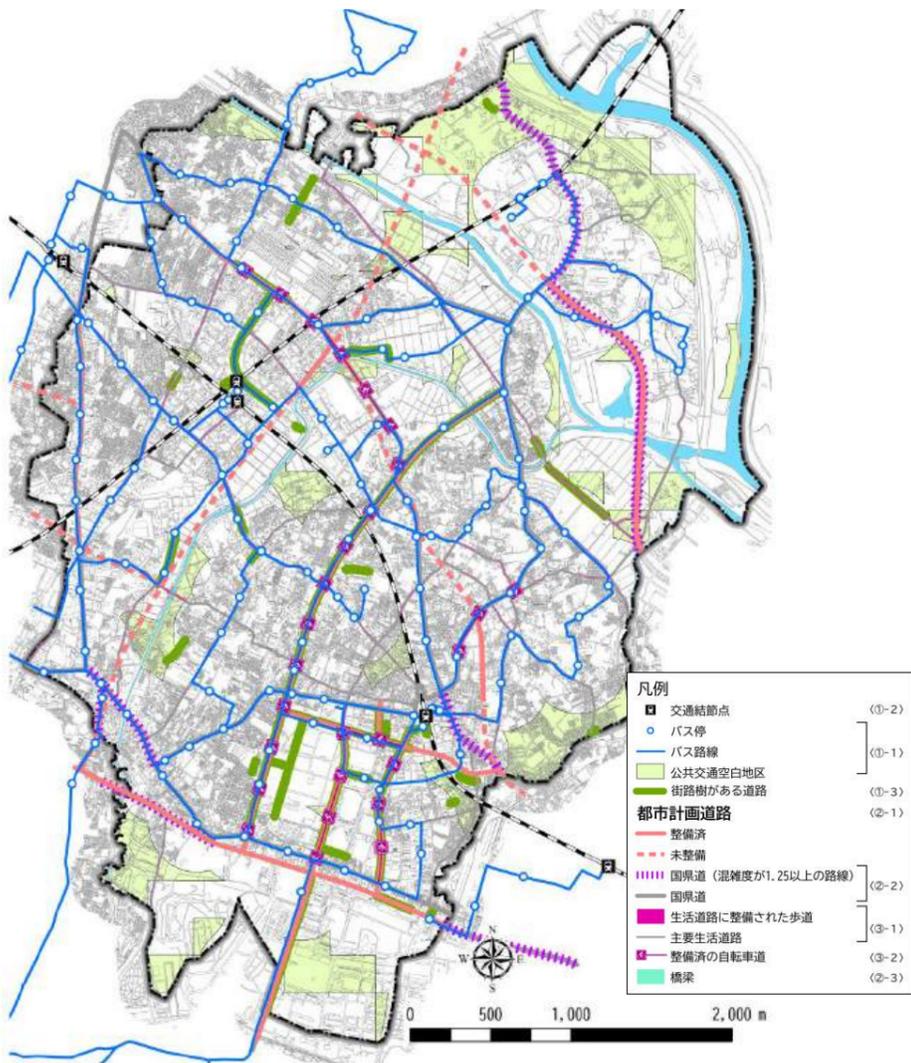
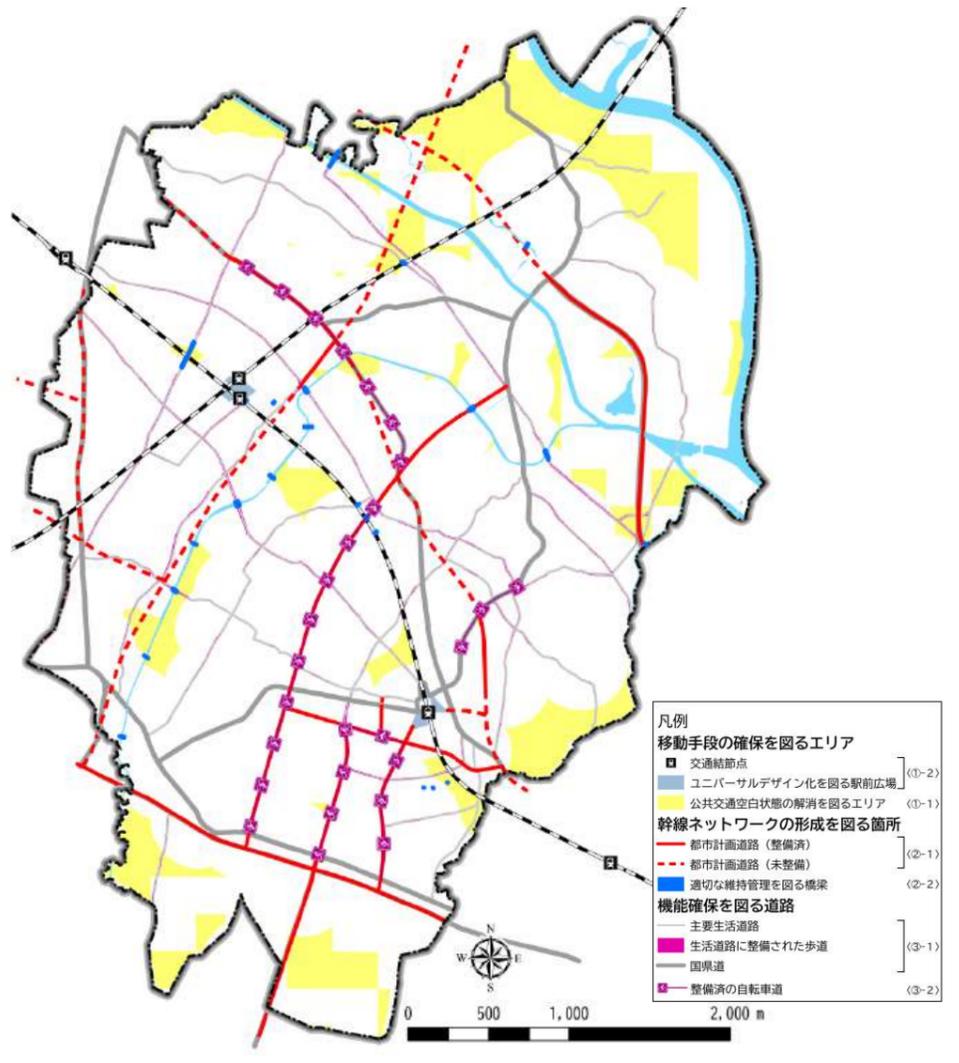


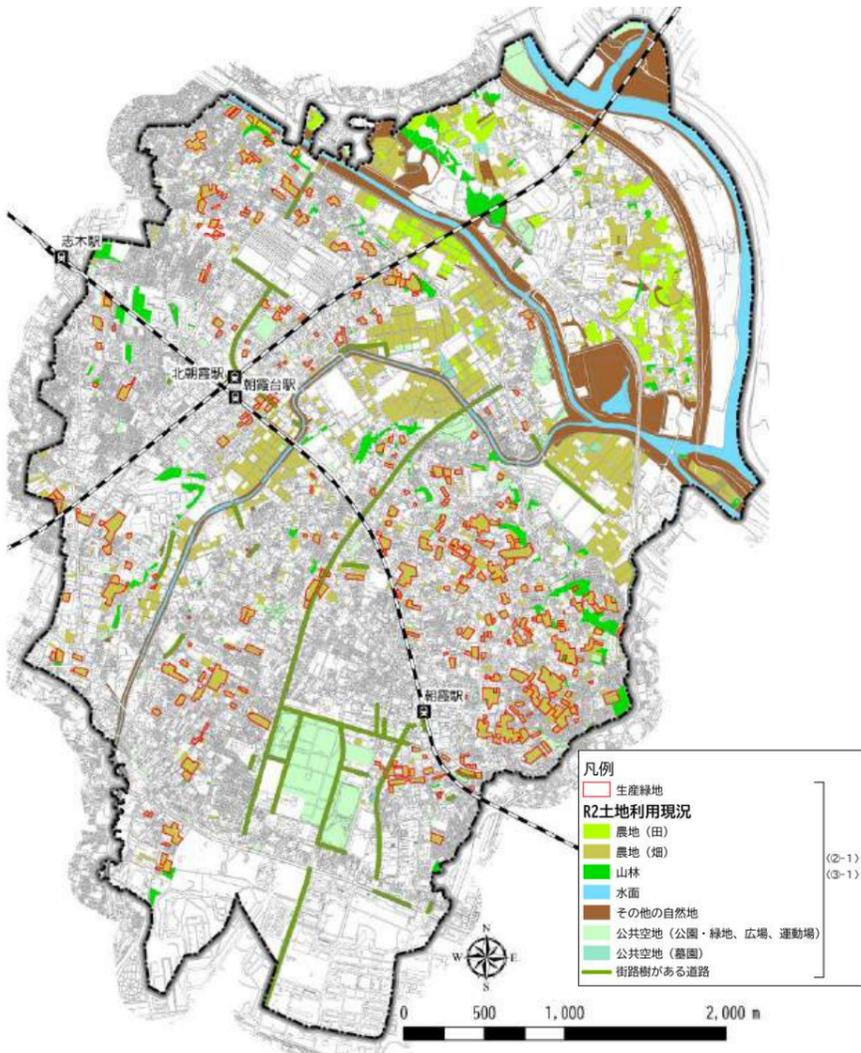
図 B：テーマ「快適な移動」に関する方針図



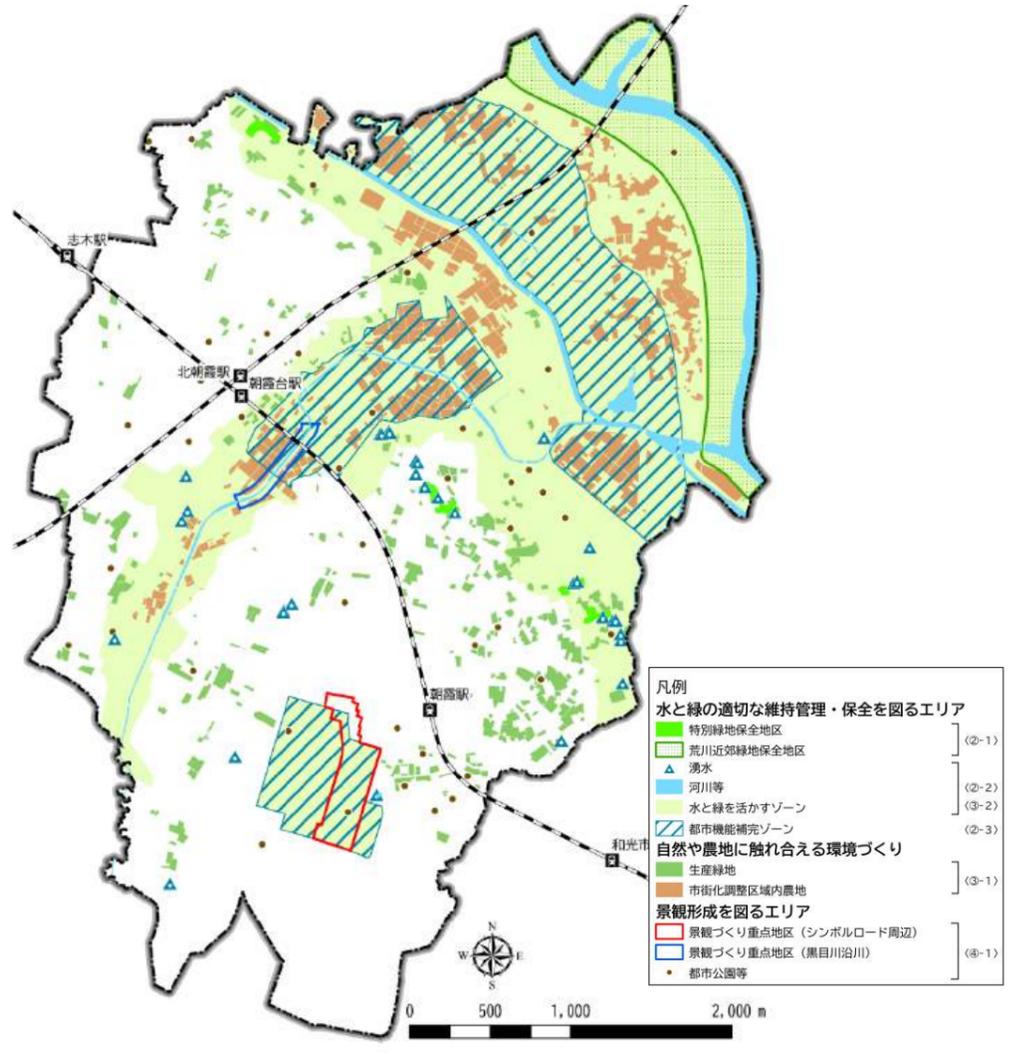
(4) テーマ「持続可能」：水と緑を生かした持続可能なまちづくり

取組の柱	テーマに関する課題・現状 ○：特定のエリア or 施設、●：市内全域	具体的な取組の内容（案） □：特定エリア、■：市内全域・ゾーン全体
①持続可能な未来につながる気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、埼玉県平均より低いが、近隣都市と比較するとやや高く、引き続き温室効果ガスの低減への取り組みが必要</li> <li>●本市のごみ排出量とリサイクル率はともに横ばいの状態にあり、環境に配慮した取組の促進が必要</li> <li>●埼玉県下では、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が極端に少ない「森林の高齢少子化」が進んでいる。〈埼玉県木造建築物整備ハンドブック R4.3〉</li> <li>●代表交通手段として、自動車の割合は減少傾向にあり、公共交通の利用が増加傾向にある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■環境共生住宅や創エネ・省エネ設備住宅などの整備促進 <a href="#">現行 p.77</a></li> <li>■環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進 <a href="#">現行 p.77</a></li> <li>■ごみ減量・リサイクル推進等の環境に配慮した取組の促進 <a href="#">現行 p.77</a></li> <li>■県産木材の利用拡大の促進 <a href="#">現行 p.77</a></li> <li>■雨水流出抑制の推進やグリーンインフラの導入等による環境負荷の少ない市街地整備 <a href="#">現行 p.77</a> <a href="#">新緑計画（国土交通省）</a></li> <li>■自動車以外の環境負担の少ない公共交通手段利用の推進 <a href="#">現行 p.69</a></li> </ul>
②豊かな水・緑の適切な維持管理・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民アンケートにおいて、自然環境に関連する項目である、「環境」「緑・景観・環境共生」の満足度・重要度は高く、取組の継続が必要</li> <li>●本市の緑被率は近隣都市のうち、2番目高い水準にあり、引き続き緑の保全に関する取組が必要</li> <li>○市街化調整区域内において、農地が減少しているほか、宅地化が進行しており、適切な土地利用誘導・規制が必要 <a href="#">〈図A 凡例②-1〉</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■武蔵野の原風景を継承する緑の保全 <a href="#">〈図B 凡例②-1〉 現行 p.74</a></li> <li>■水と緑のネットワークの形成と保全 <a href="#">〈図B 凡例②-2〉 現行 p.75</a></li> <li>■河川の水質の保全と周辺の土地利用状況に応じた活用の検討 <a href="#">新緑計画（国土交通省）</a></li> <li>□市街化調整区域における周辺環境に配慮し、法を順守した適切な土地利用誘導 <a href="#">〈図B 凡例②-3〉</a></li> </ul>
③自然や農業に触れ合える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化区域、市街化調整区域はともに農地面積が減少傾向にあり、農地の保全が必要 <a href="#">〈図A 凡例③-1〉</a></li> <li>●農業就業人口は減少傾向にあり、農地の保全とともに、農業生産担い手の確保が必要</li> <li>●市民アンケートにおいて、自然環境に関連する項目である、「環境」「緑・景観・環境共生」の満足度・重要度は高く、取組の継続が必要【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民生活のうらおいとしての農地の保全 <a href="#">〈図B 凡例③-1〉 現行 p.74</a></li> <li>■自然とふれあえる緑・水辺空間の確保・充実 <a href="#">〈図B 凡例③-2〉 現行 p.75</a></li> </ul>
④景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●黒目川、荒川、新河岸川、武蔵野台地等の地形的特徴や、市街地にも多く分布する樹林地、高橋家住宅等の歴史的資源を活かした景観形成が必要</li> <li>●環境保全に関する市民アンケートによると、市が優先すべき環境保全に関する取組は「道路環境の整備」であり、市街地における緑化の一層の推進が求められる <a href="#">〈第3次朝霞市環境基本計画 R4.3〉</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地形や自然資源を生かしたまちなみの形成 <a href="#">〈図B 凡例④-1〉 現行 p.76</a></li> <li>■武蔵野の緑地や崖線を生かした景観形成 <a href="#">現行 p.76</a></li> <li>■環境・景観に配慮した交通環境の整備 <a href="#">現行 p.66</a></li> <li>■水と緑のうらおいのある市街地の形成（都市緑化の推進） <a href="#">現行 p.75</a></li> </ul>

図A：テーマ「持続可能」に関する課題図



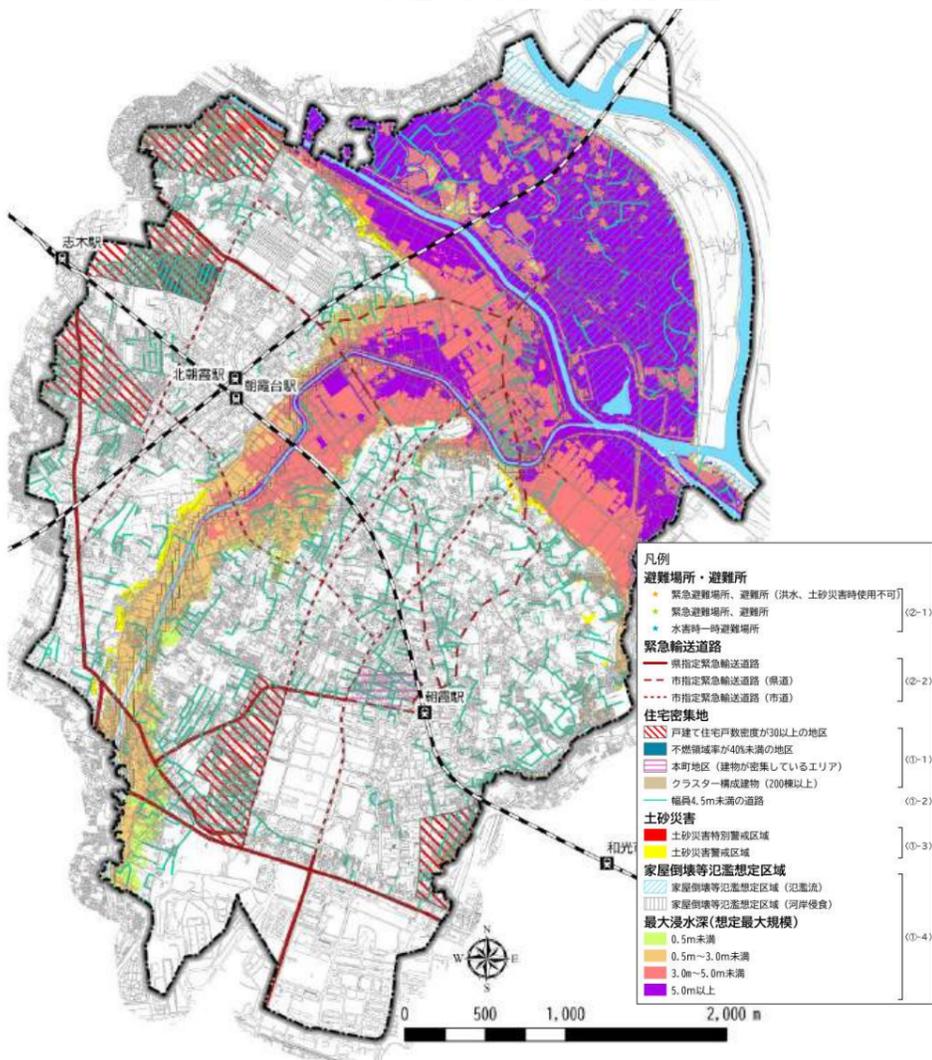
図B：テーマ「持続可能」に関する方針図



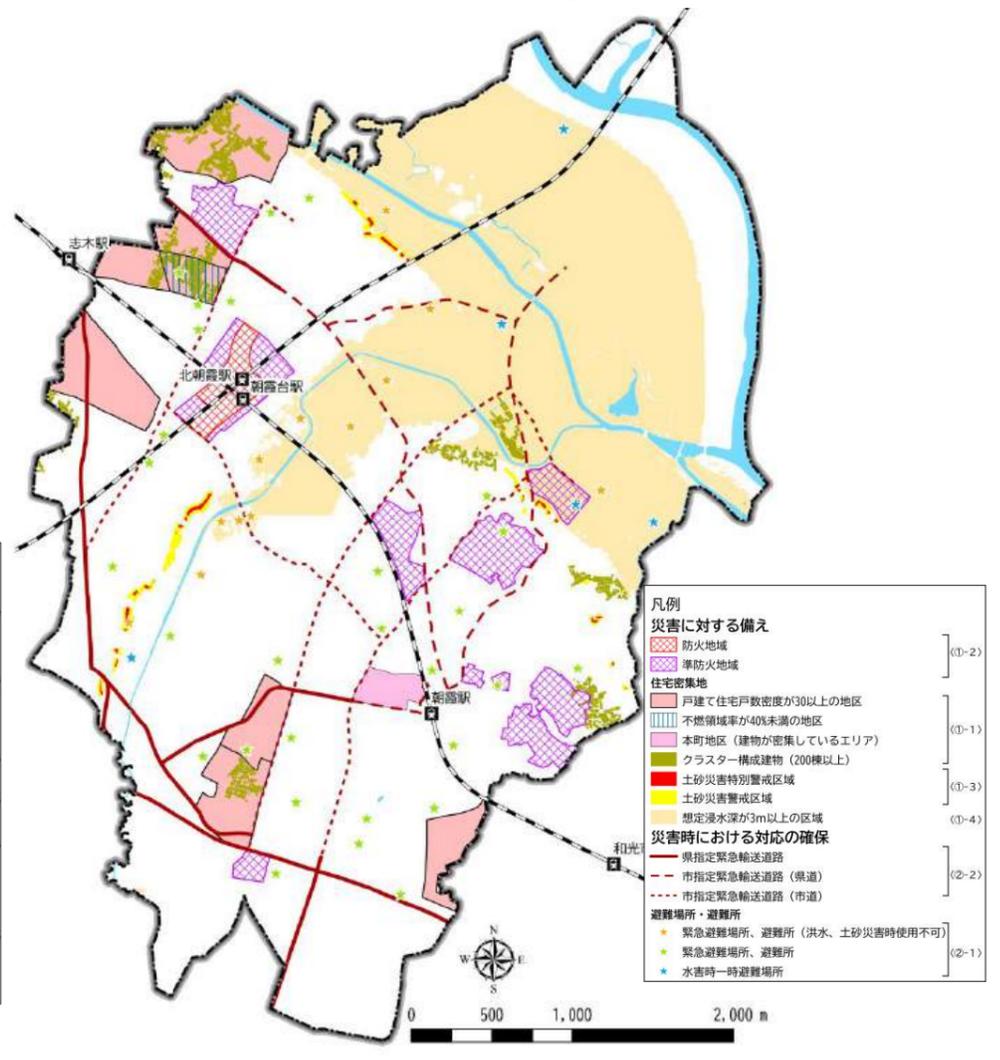
(5) テーマ「安全・安心」：災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり

取組の柱	テーマに関する課題・現状 ○：特定のエリア or 施設、●：市内全域	具体的な取組の内容（案） □：特定エリア、■：市内全域・ゾーン全体
① 災害に対する備え（地震・風水害）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、全国的に自然災害の頻発化・激甚化が懸念され、平常時から災害へ備える必要がある</li> <li>○ 市内には住宅が密集している市街地が複数あり、その中、不燃領域率が40%未満や構成建物が200棟以上の延焼クラスターも存在しており、火災が発生した際に広範囲に延焼する危険性がある（図A凡例①-1）</li> <li>○ 商業地域や主要幹線道路沿道地域において、建物が密集しており、狭あい道路も多く、火災が発生する際に延焼拡大の危険性がある（図A凡例①-2）</li> <li>○ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は市内に点在し、土砂災害の発生防止を図る取組が必要（図A凡例①-3）</li> <li>○ 想定最大規模の降雨では、浸水深が3m以上と想定され、さらに氾濫流や家屋倒壊による家屋倒壊の危険性が想定されるエリアが広くみられ、浸水被害に備えたまちづくりが必要（図A凡例①-4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立地適正化計画に基づき、安全なエリアへの居住誘導</li> <li>□ 住宅が密集している地区における住環境の改善を図るとともに、地震・火災に強い市街地の形成に向けた対策の推進（図B凡例①-1）</li> <li>□ 商業業務地等における不燃化の促進（図B凡例①-2）</li> <li>□ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における崩壊対策周知の推進（図B凡例①-3）</li> <li>■ 「流域治水」による水害に強いまちづくりの推進（図B凡例①-4）</li> <li>■ 旧耐震建築物の耐震化の促進</li> </ul>
② 災害時に対応した都市機能の確保と円滑な復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に避難場所・避難所は多く分布しているが、緊急時に市民が確実に避難できるよう、避難場所・避難所へのアクセス及び施設の収容余力の確保が必要（図A凡例②-1、②-2）</li> <li>○ 緊急輸送道路をはじめ、市内の主要道路は災害時においても円滑に通行できることが求められる（図A凡例②-2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難場所・避難所等の機能確保（図B凡例②-1）</li> <li>□ 避難場所・避難所等へのアクセス道路や緊急輸送道路の強化（図B凡例②-2）</li> <li>■ 無電柱化の推進</li> </ul>
③ 市街地における防犯機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市は「防犯推進計画」を策定しており、犯罪を起こさにくい地域環境づくりを推進する基本方針が定められ、防犯推進に関する取組が進められ、市内の犯罪認知件数は減少しているが、引き続き取組の推進が必要</li> <li>● 市民アンケートにおいて、安全・安心に関連する項目である、「安全・安心」「防災・消防」「生活」の満足度・重要度は高く、取組の継続が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共空間における防犯対策の推進</li> <li>■ 地域住民の防犯意識の向上</li> </ul>

図A：テーマ「安全・安心」に関する課題図

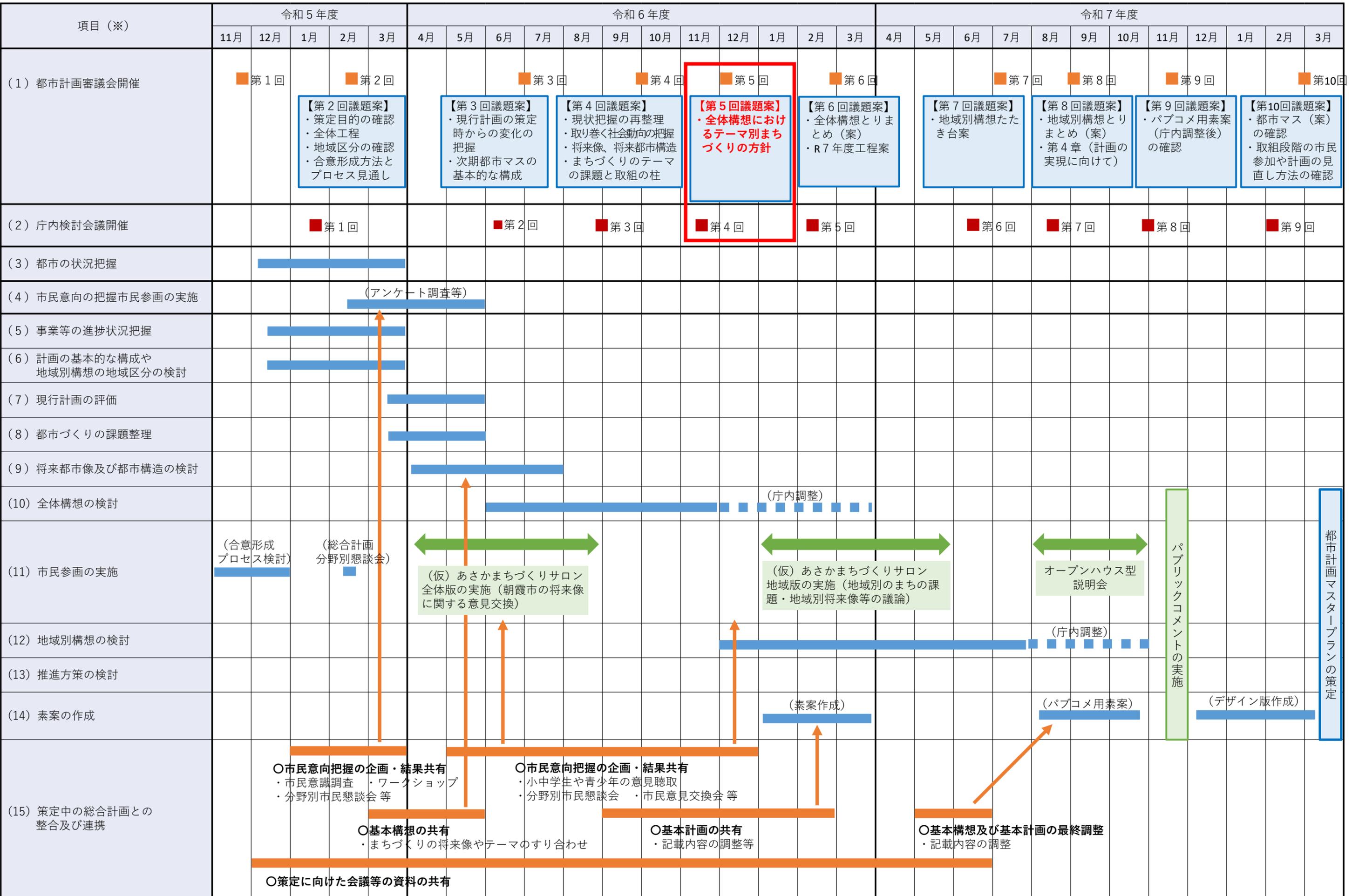


図B：テーマ「安全・安心」に関する方針図



# ■ 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール

参考資料 1



都市計画マスタープランの策定

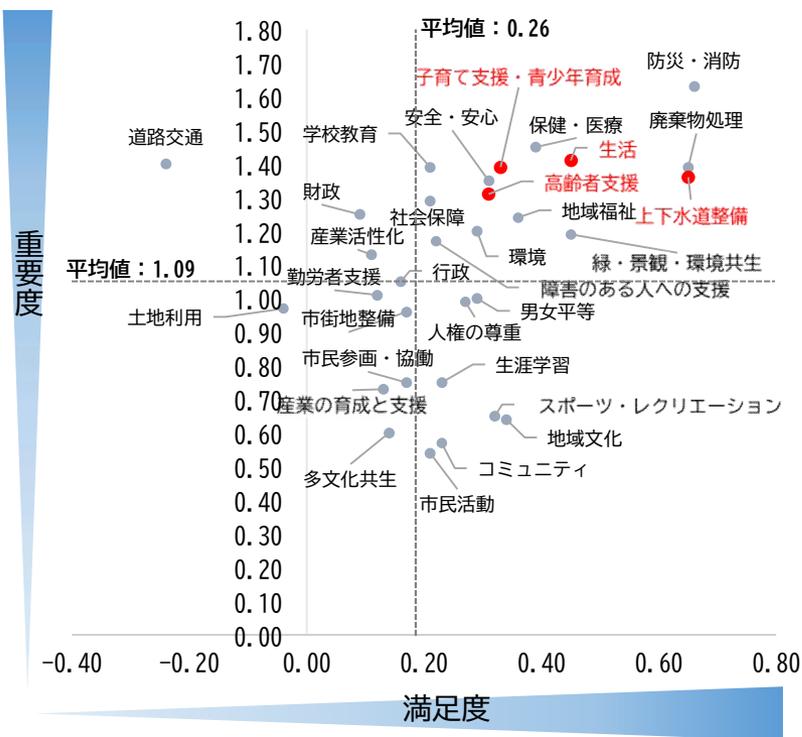
パブリックコメントの実施

【第5回議題案】  
・全体構想におけるテーマ別まちづくりの方針

# ①良好な住環境の維持・向上

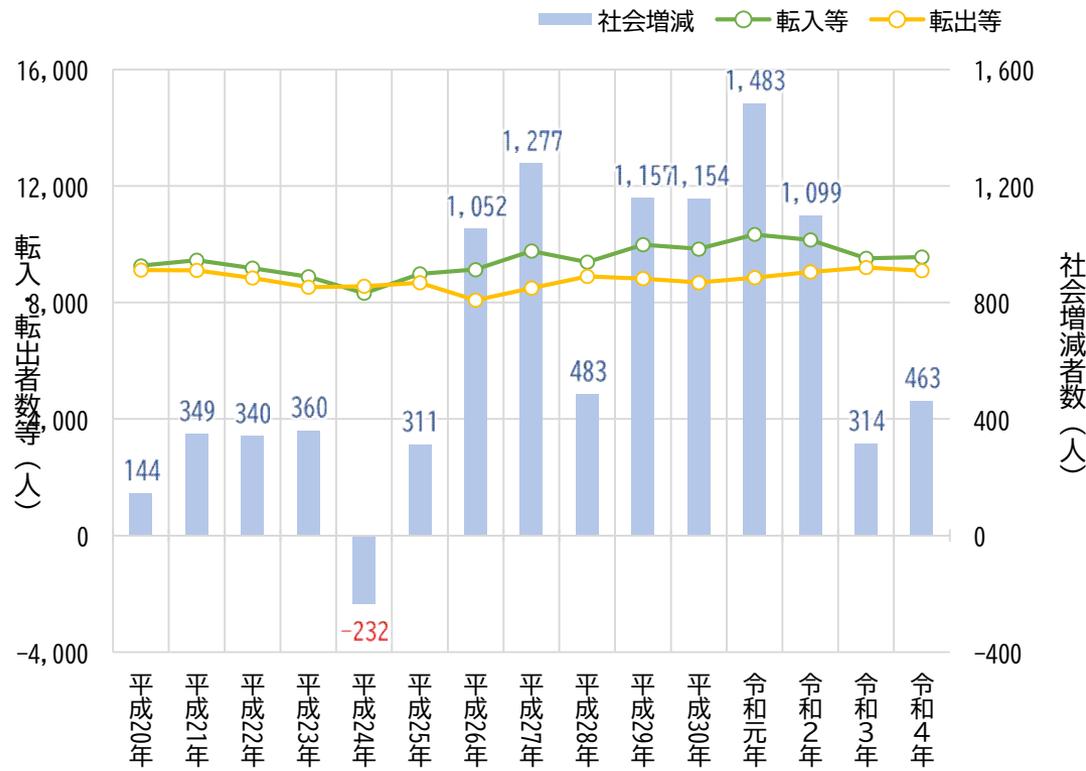
- 住環境に関連する項目の「子育て支援・青少年育成」「高齢者支援」「生活」「上下水道整備」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。
- 平成20年以降、本市は人口社会増の傾向にあり、特に平成29年～令和2年の4年間で、1,000人以上の社会増が継続しており、転入人口等の定住を図るため、充実した住宅の供給や良好な住環境の維持・向上が必要である。
- 旧暫定逆線引き地区や基地跡地などがあり、地域特性に応じたまちづくりが必要である。

【市全般の取組に対する評価】



(出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5))

【朝霞市人口の社会動態】

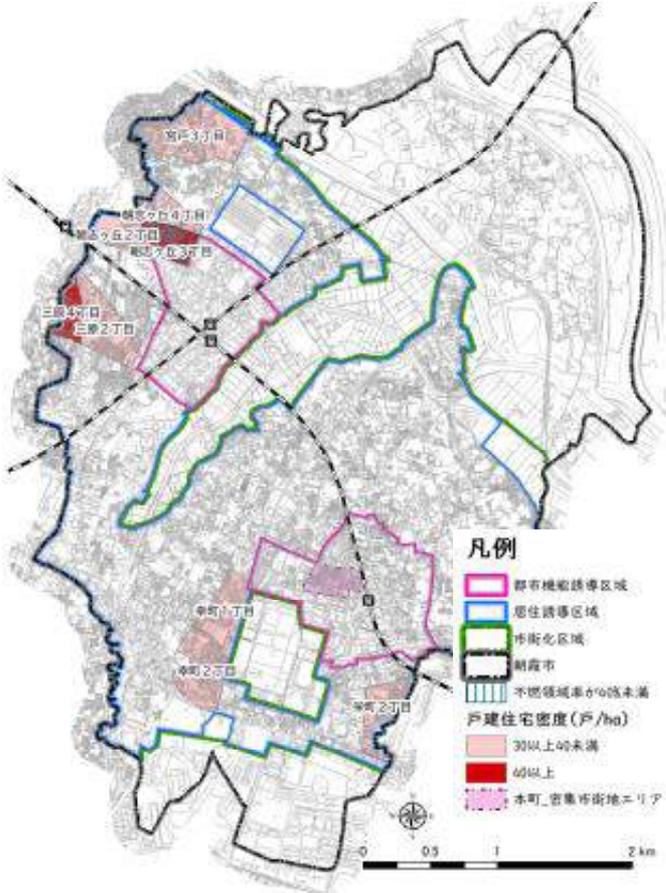


(出典：統計あさか)

## ②安全で快適な住環境の整備

- 市内には、国等による住宅密集地の指標(住宅戸数密度30戸/ha以上かつ不燃領域率40%未満)に該当する地域が1か所、その他住宅戸数密度が高く密集市街地の傾向がみられる地区が存在し、住環境の改善が求められる。
- 複数の延焼クラスターが隣接、または1,000棟以上の建物が構成した延焼クラスターが存在し、火災時に消火活動ができない場合に広範囲に延焼するリスクがある。

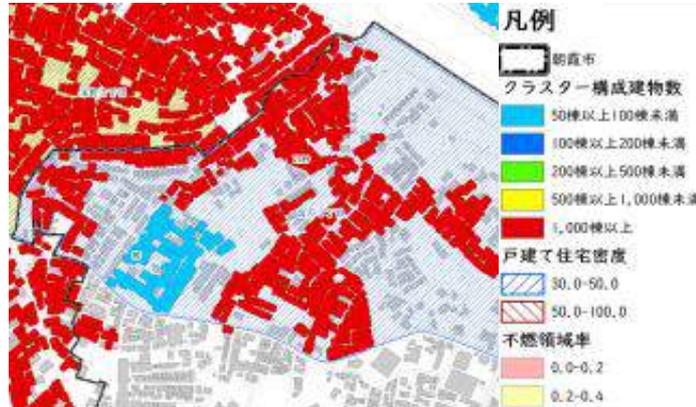
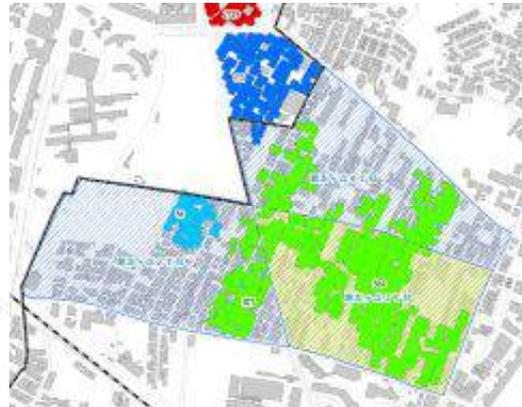
【住宅密集市街地（地震・火災）】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

	住宅戸数密度		不燃領域率	
		指標への該当 住宅戸数密度 30戸/ha以上		指標への該当 不燃領域率 40%未滿
朝志ヶ丘2丁目	36.93戸/ha	○	47.8%	
朝志ヶ丘3丁目	49.33戸/ha	○	39.4%	○
朝志ヶ丘4丁目	38.01戸/ha	○	55.4%	
宮戸3丁目	30.99戸/ha	○	47.3%	
三原2丁目	31.60戸/ha	○	56.2%	
三原4丁目	41.51戸/ha	○	45.2%	
幸町1丁目	30.22戸/ha	○	48.3%	
幸町2丁目	35.67戸/ha	○	46.6%	
栄町2丁目	34.21戸/ha	○	61.6%	

【延焼クラスターの状況（左：朝志ヶ丘2丁目/3丁目/4丁目）右：宮戸3丁目付近】

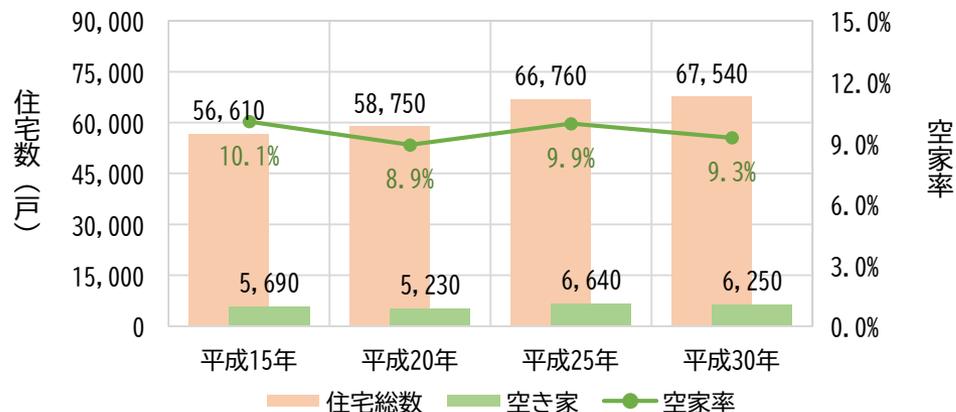


(出典：朝霞市立地適正化計画)

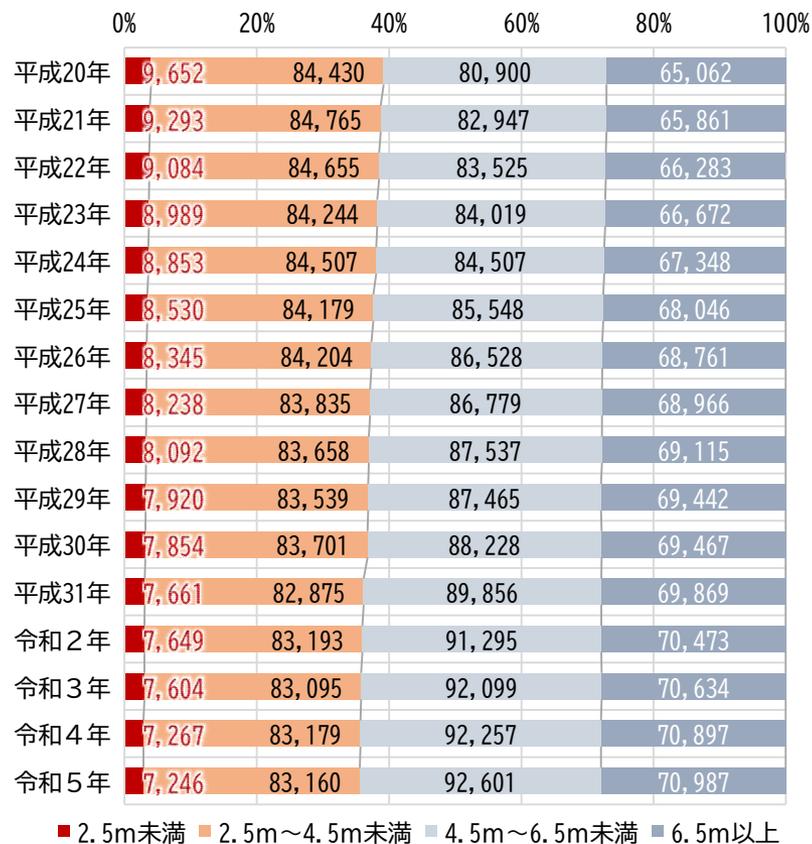
## ②安全で快適な住環境の整備

- 市内の空家率は10%程度で推移しているが、課題とされる「その他の住宅」は増加傾向にあり、平成30年には空き家総数の3割程度を占めており、空家の有効活用が求められている。
- 幅員が4.5m未満の市道延長は継続減少にあるが、令和5年には市道総延長の3分の1程度存在しており、交通、防災、衛生の観点から適切な道路幅員の確保が必要である。

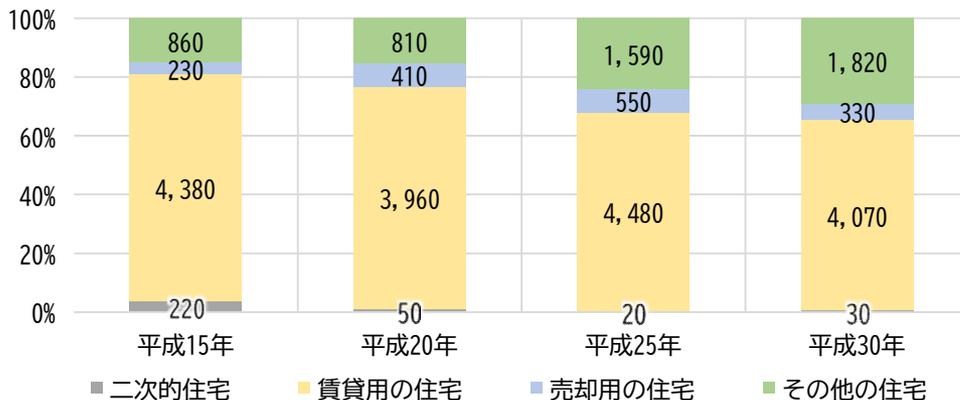
【朝霞市空家率の推移】



【朝霞市市道の幅員別状況】



【朝霞市空き家内訳の推移】



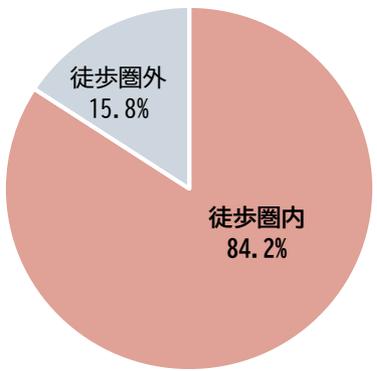
(出典：住宅・土地統計調査)

(出典：統計あさか)

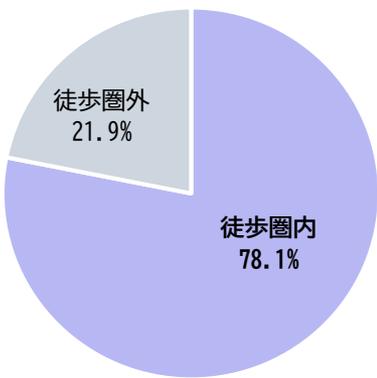
### ③暮らしを支える都市機能の充実・適正な配置

- 各種都市機能施設の500m圏域※がカバーしている人口の割合はいずれも5割以上で、特に子育て支援施設500m圏域の人口カバー率は95%以上となっている。一方で、都市機能施設の500m圏域以外のエリアも存在することから、居住や都市機能の適正な誘導により公共施設や都市機能施設を効率的に維持・管理するとともに、必要なエリアへの都市機能の充足により歩いて暮らせる生活環境の整備が求められている。
- 市民の代表交通手段のうち、鉄道やバス等の公共交通の利用が増加傾向にあり、公共交通における移動の利便性の維持・向上が求められている。

【商業施設500m圏域カバー人口割合】

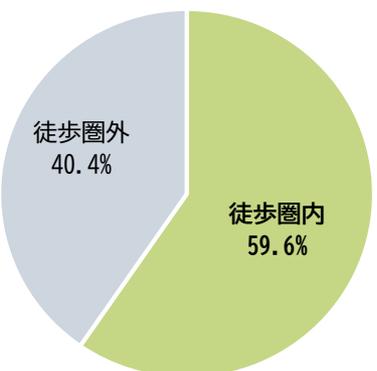


【医療施設500m圏域カバー人口割合】

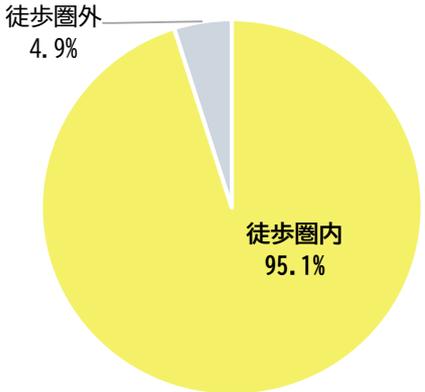


※500m圏域：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」によると、健常者が徒歩にて約10分で移動できる範囲を800m圏域、高齢者が徒歩にて約10分で移動できる範囲を500m圏域としているが、ここでは、全ての人が利用できる範囲という視点から、500m圏域としている。

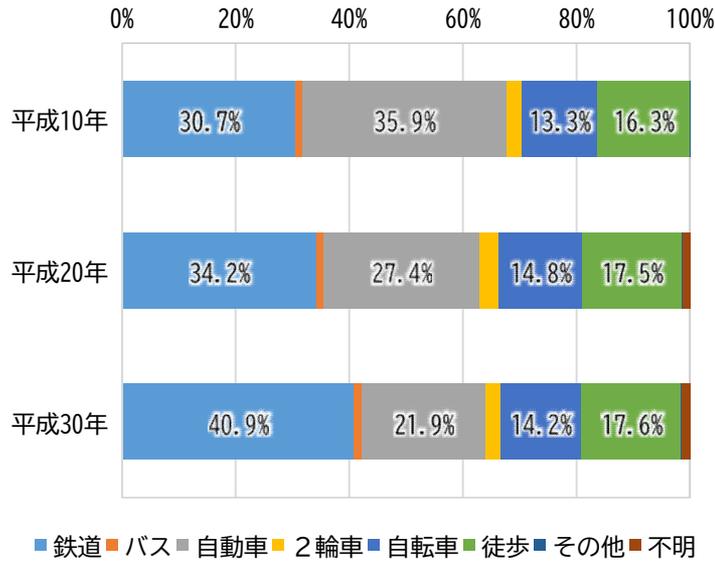
【福祉施設500m圏域カバー人口割合】



【子育て支援施設500m圏域カバー人口割合】



【代表交通手段の推移】

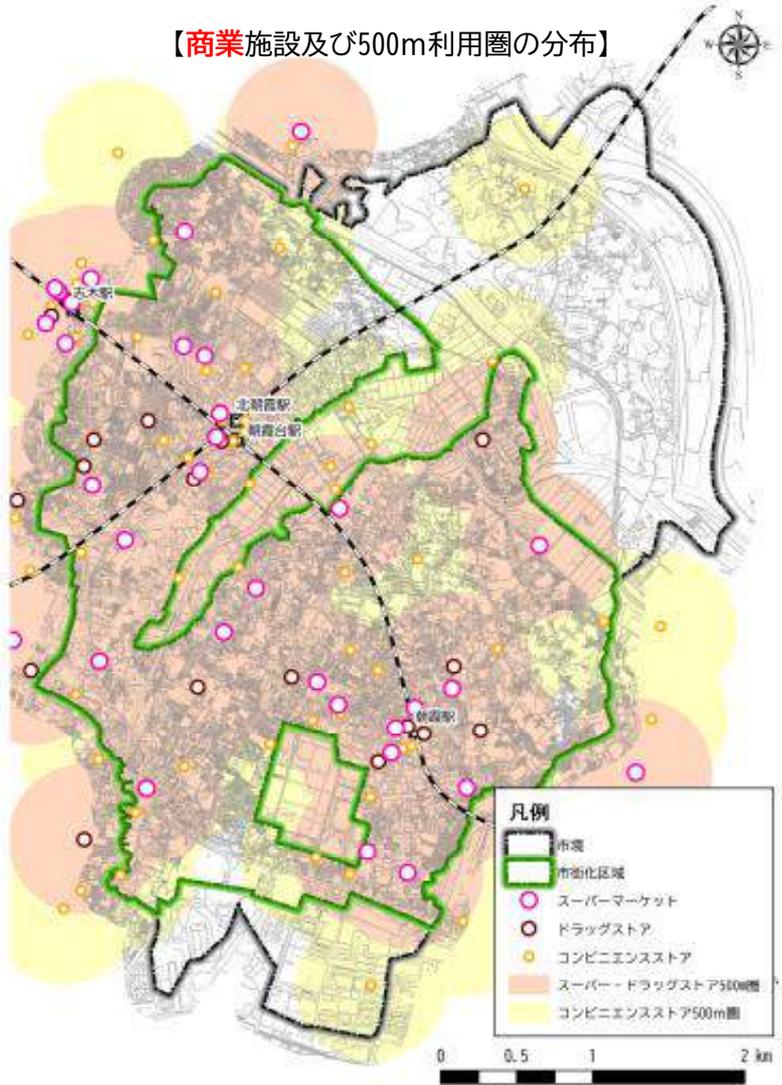


(出典：パーソントリップ調査)

### ③暮らしを支える都市機能の充実・適正な配置

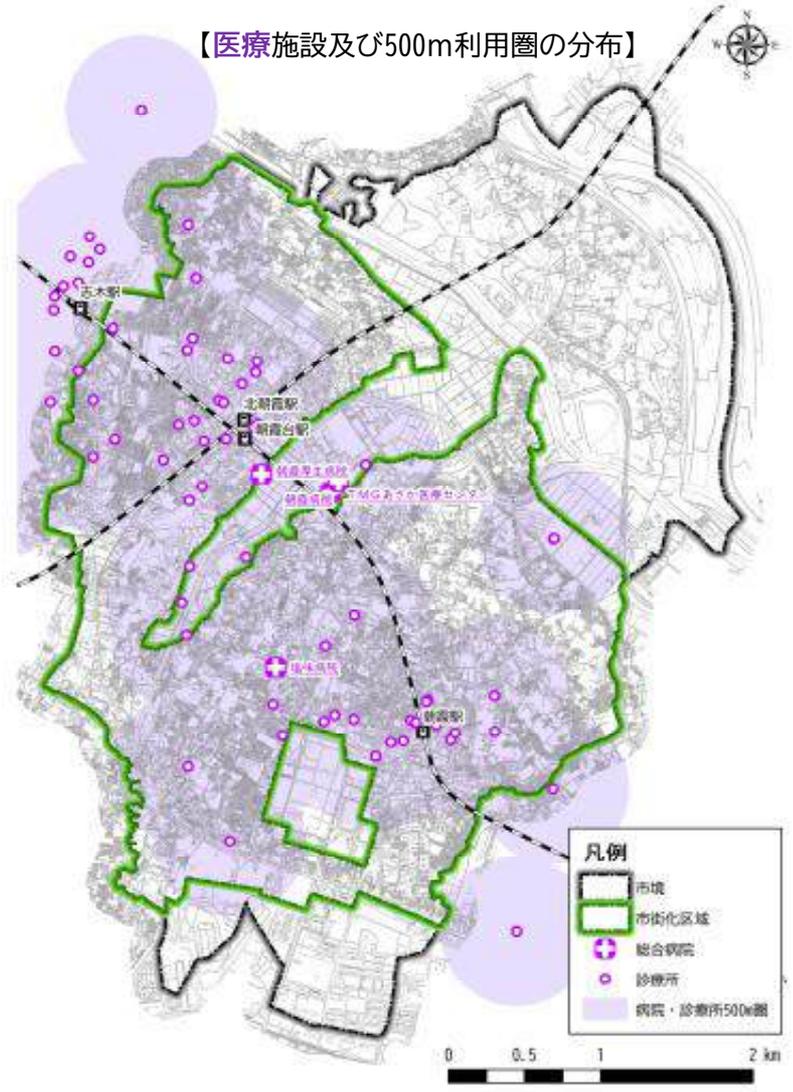
- 各種都市機能施設及び500m圏域の分布

【商業施設及び500m利用圏の分布】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

【医療施設及び500m利用圏の分布】

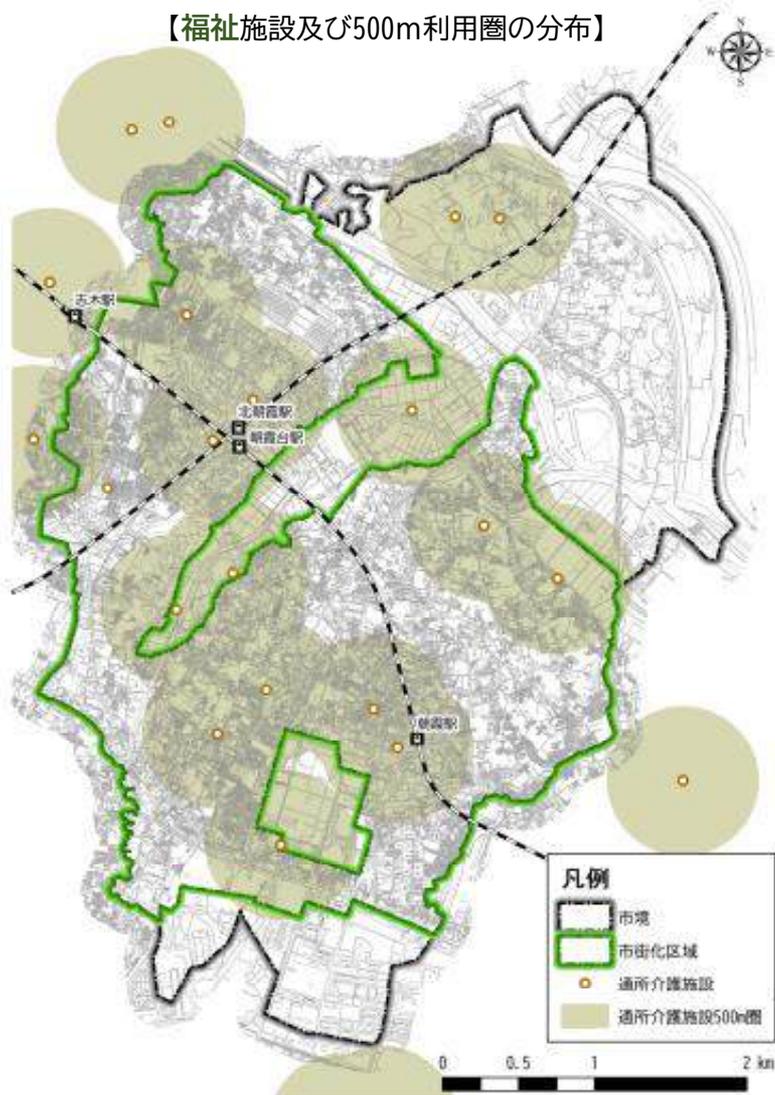


(出典：朝霞市立地適正化計画)

### ③暮らしを支える都市機能の充実・適正な配置

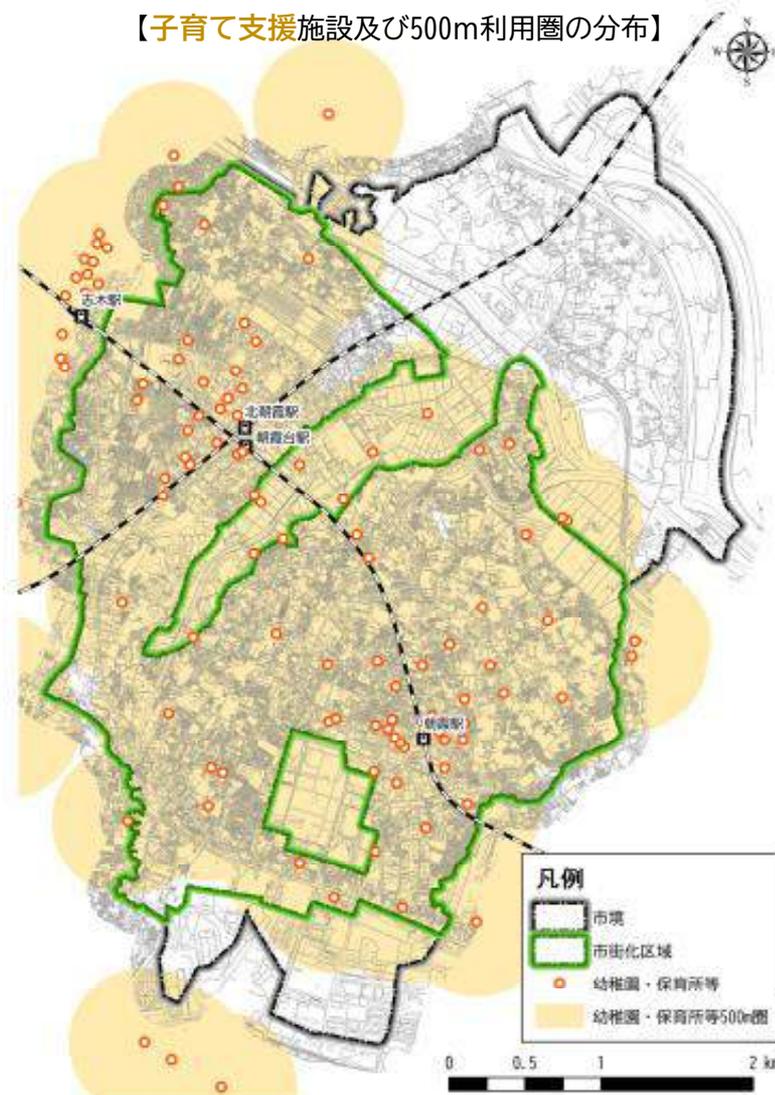
- 各種都市機能施設及び500m圏域の分布

【福祉施設及び500m利用圏の分布】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

【子育て支援施設及び500m利用圏の分布】

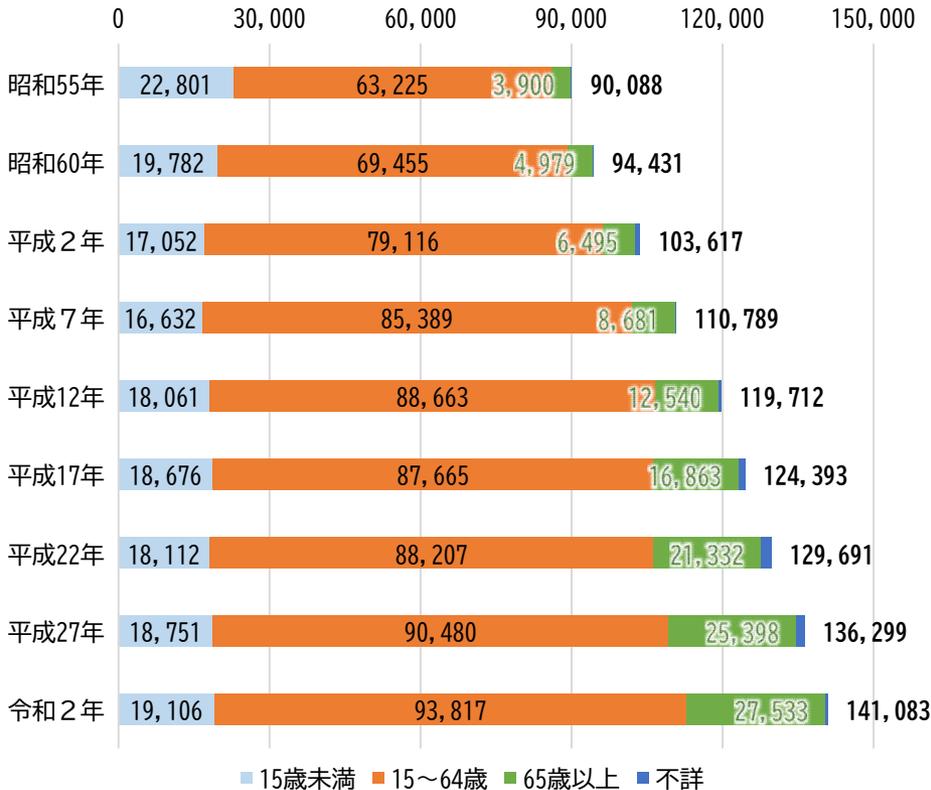


(出典：朝霞市立地適正化計画)

### ④多様な世代が交流・滞留できる空間の創出

- 本市の総人口は増加傾向にあり、平成7年以降、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口はいずれも増加している。特に65歳以上の高齢者人口は、平成7年から3倍以上に増加しており、高齢者の居場所の確保が求められている。
- また、本市における外国籍人口は平成27年以降急増しており、令和5年には4,000人以上となっており、多世代間・多文化間の交流を促す場の確保が求められている。

【年齢3区分別人口の推移】



(出典：国勢調査)

【朝霞市外国籍人口の推移】

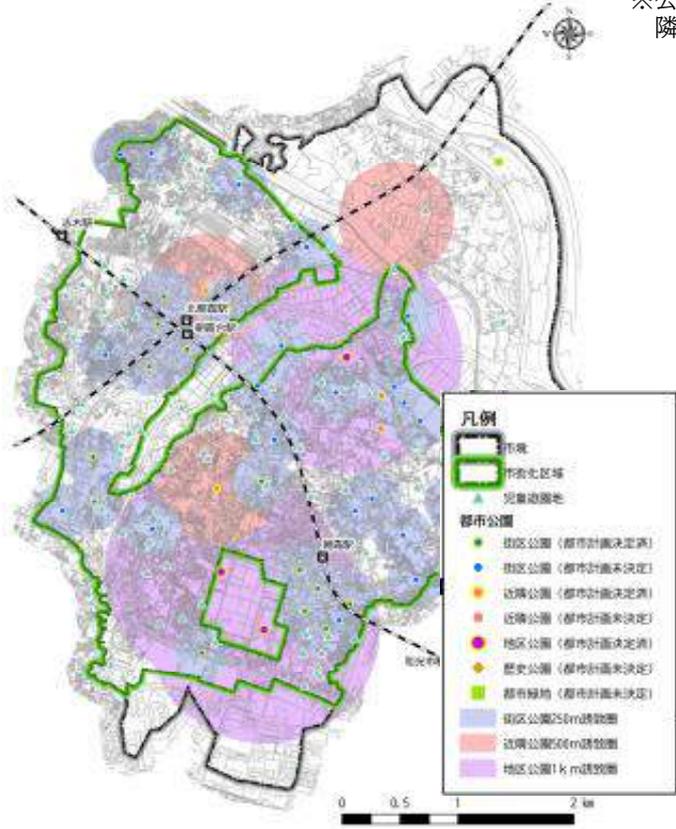


(出典：統計あさか)

### ④多様な世代が交流・滞留できる空間の創出

- 本市では都市公園が44箇所、一人当たりの公園面積は約2.12㎡/人となっている。埼玉県平均水準より低く、周辺市町と比べても下位2番目の水準であり、増加傾向にある人口に対応できるよう、公園等の整備が求められている。
- 朝霞駅周辺は公園が多数存在し、ほとんどのエリアは公園誘致圏※に含まれている一方で、北朝霞・朝霞台駅周辺は公園誘致の空白エリアが多く存在し、子どもの遊び場や地域住民の交流の場となる公園等の確保が求められている。

【都市公園等及び誘致圏の分布】



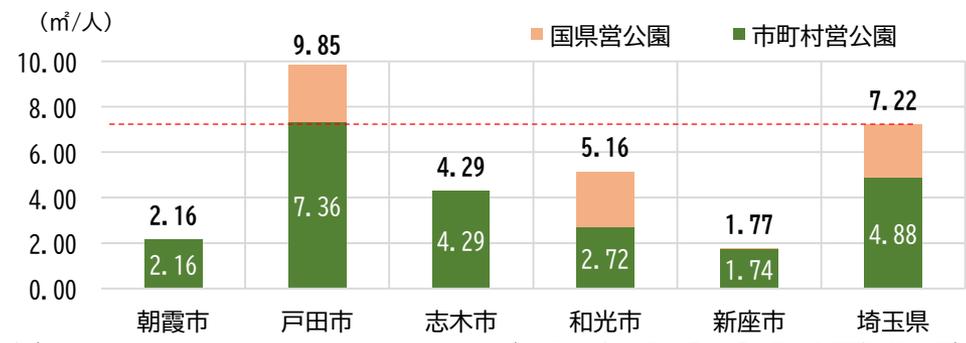
※公園誘致圏：都市計画運用指針により、都市公園の誘致距離について、街区公園は250m、近隣公園は500m、地区公園は1kmを標準とする。

【都市公園等の状況（令和5年4月1日現在）】

	街区公園		近隣公園		地区公園		歴史公園		都市緑地		合計		一人当たり公園面積 (㎡)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)										
都市公園	35	8.33	3	4.17	3	14.39	2	1.54	1	2.43	44	30.86	2.12	
うち都市計画決定済	14	3.13	2	2.49	3	14.39	0	0	0	0	19	20.01	1.37	
児童遊園地	83		2.8											

(出典：朝霞市資料)

【一人当たりの公園面積の比較（令和5年3月31日現在）】



※朝霞市一人当たりの公園面積は最新の人口で計算しているため、埼玉県による調査の結果と異なる。

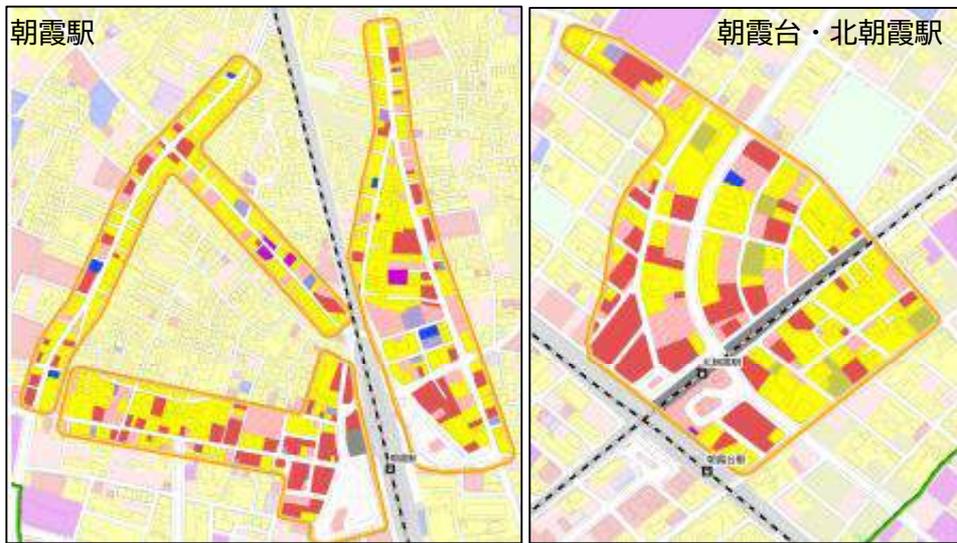
(出典：朝霞市資料)

(出典：埼玉県市町村別都市公園整備状況)

# ①にぎわいと活力のある拠点の形成

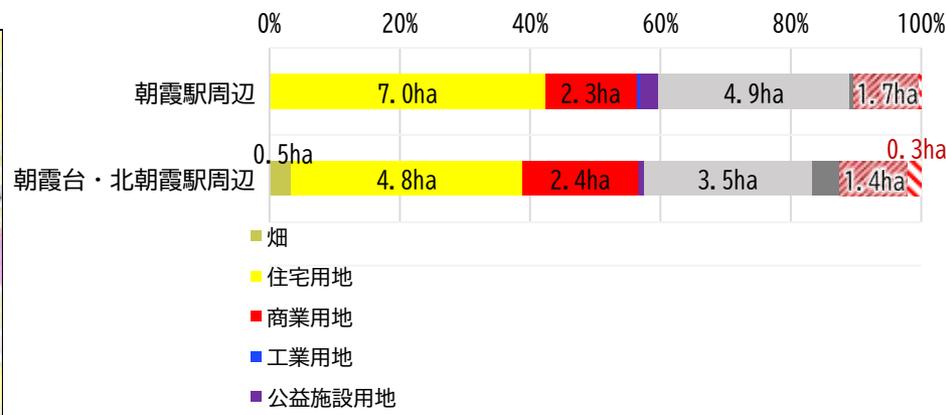
- 駅周辺商店街において、駐車場をはじめとした非効率的な土地利用は1割強を占め、商店街における空洞化の進行がみられ、中心市街地における活性化が求められている。
- 朝霞台駅・北朝霞駅は朝霞駅と比べ、乗車客数がより多いことから、駅周辺においてにぎわいの景観及び魅力のある駅前空間の形成が求められている。

【駅周辺商店街における土地利用現況】

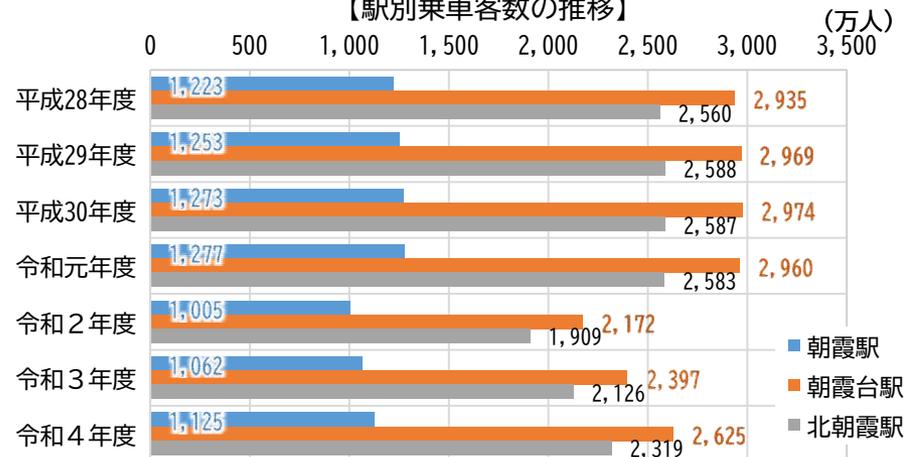


(出典：R2都市計画基礎調査)

【駅周辺商店街における土地利用内訳】



【駅別乗車客数の推移】

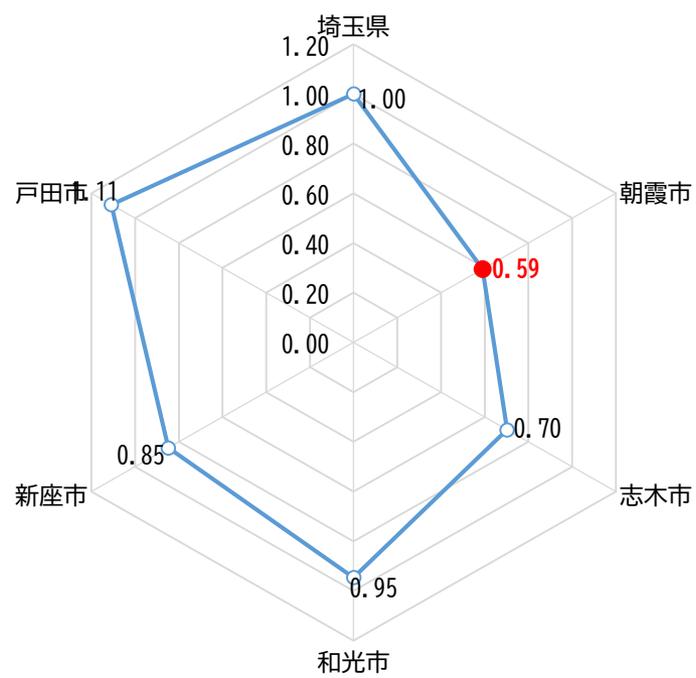


(出典：統計あさか)

# ①にぎわいと活力のある拠点の形成

- 本市の小売吸引力指数は0.59であり、周辺都市と比較して最も低く、市内の購買力は市外に流出していることが伺え、駅周辺の商店街を中心に、商業活動の活性化を図ることが求められている。
- 産業に関連する項目の「産業活性化」は重要度は高いものの、満足度は低く、今後重点的に取り組むことが求められている。

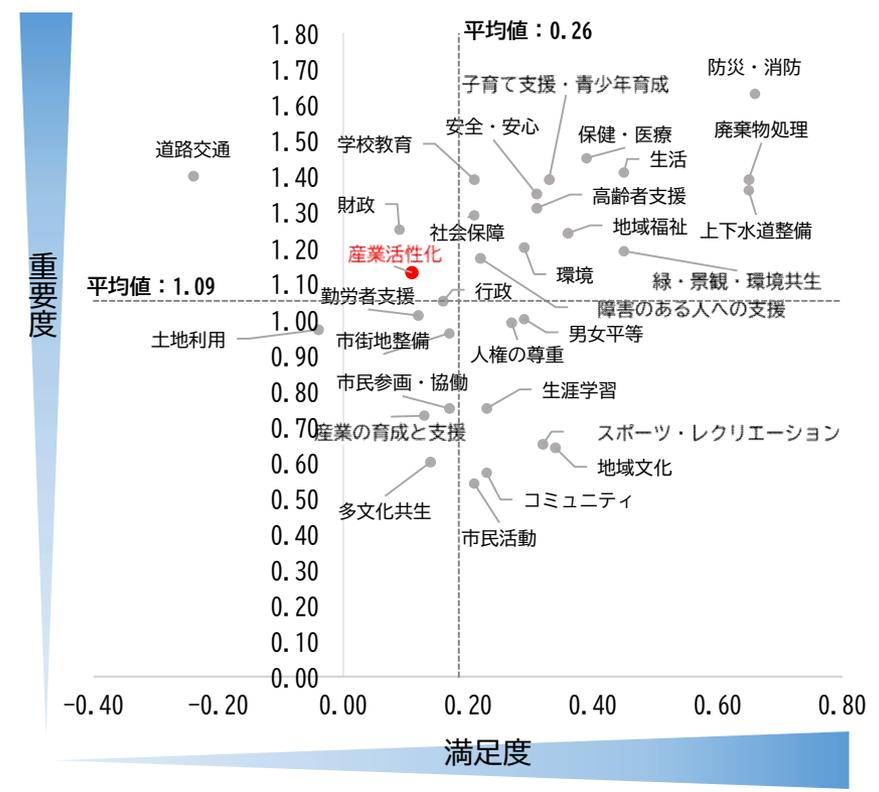
【周辺都市と小売吸引力指数※の比較 (R3)】



※小売吸引力指数：各市人口1人当たり販売額を県の人口1人当たり販売額で除した値。地域が買物客を引き付ける力を表す指標で、指数が1以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1未満の場合は、外部に流出しているとみることができる

(出典：経済センサス(活動調査)、埼玉県推計人口(R3.6.1現在))

【市全般の取組に対する評価(再掲)】



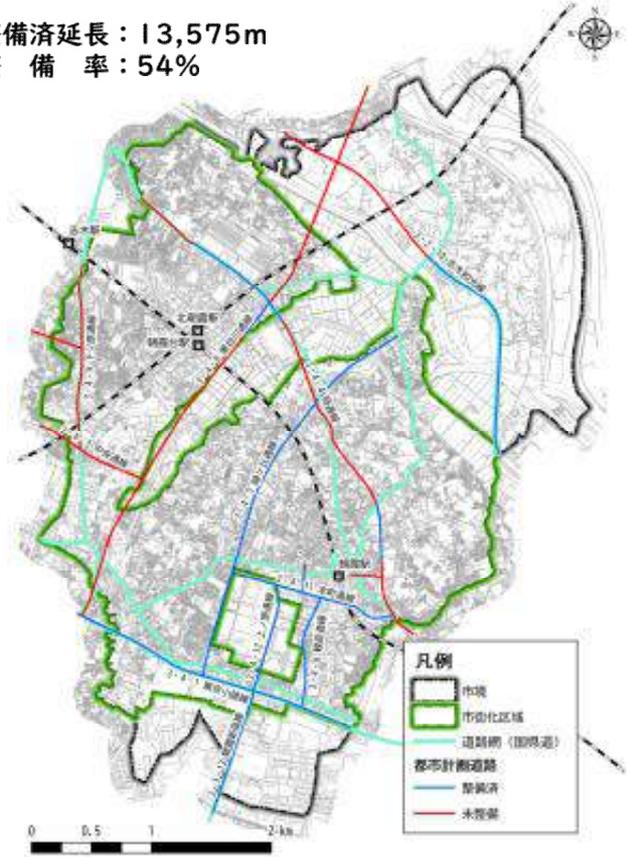
(出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5))

## ②ポテンシャルを活かした戦略的な産業の誘致・育成

- 令和5年3月時点で本市の都市計画道路の整備済延長は13,575m、整備率は約54%で、都市計画道路の未整備区間が半分程度残っており、引き続き都市計画道路の整備の推進が求められている。
- 広域からみると、本市と隣接している和光市と新座市にそれぞれ外環自動車道と関越自動車道が通っており、インターチェンジにも幹線道路により接続しており、広域的にみても道路交通のポテンシャルが高く、それを生かした産業活性化が求められている。

【道路網及び都市計画道路整備状況 (R5.3)】

整備済延長：13,575m  
整備率：54%



(出典：朝霞市資料)

【広域からみる朝霞市の立地ポテンシャル】

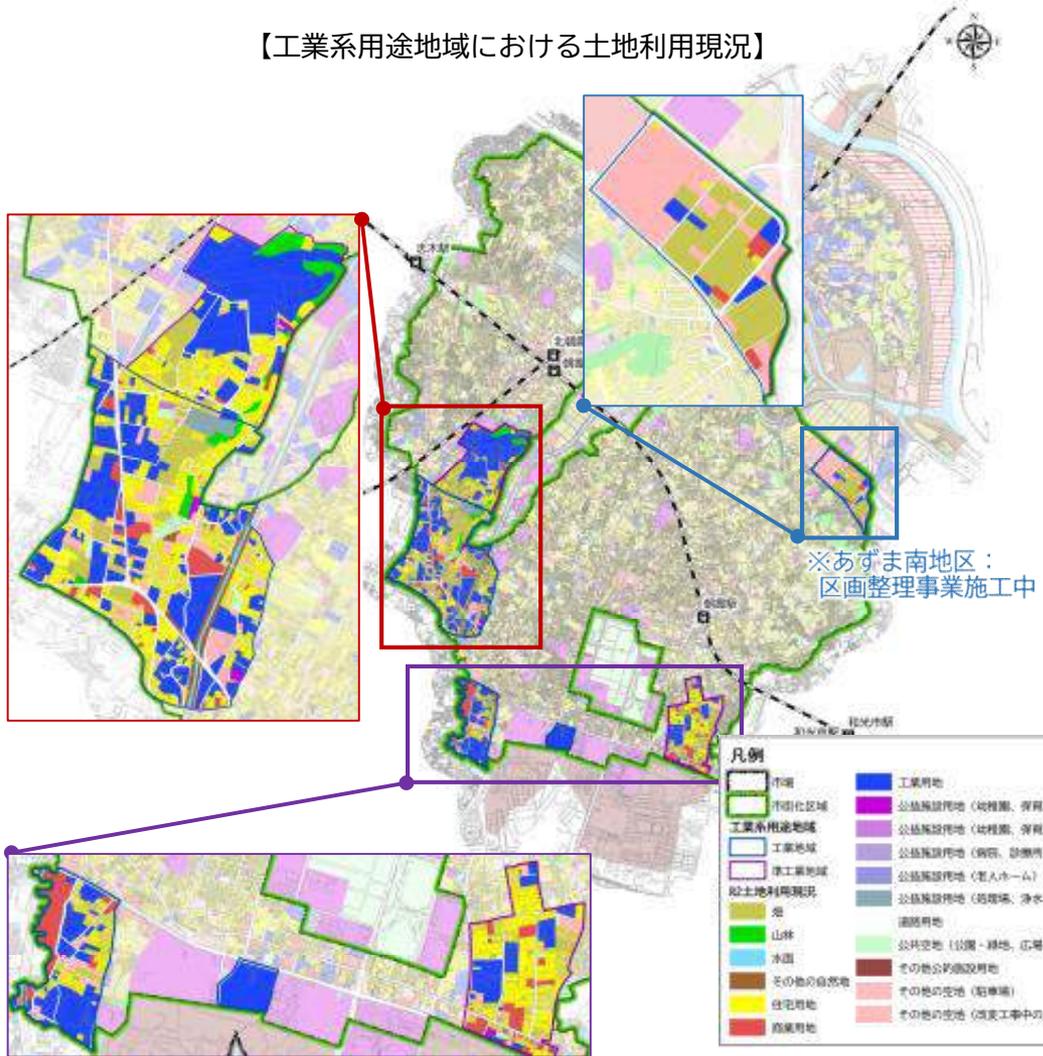


(出典：埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～ (R4.3))

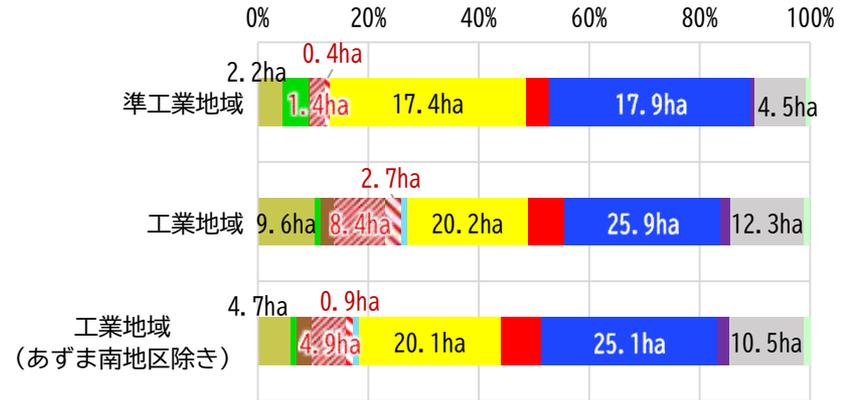
## ②ポテンシャルを活かした戦略的な産業の誘致・育成

・ 都市的低未利用地は準工業地域においては2割未満、区画整理事業施行中のあずま南地区を含めた工業地域においては3割未満、新たな産業立地を受け入れる場所が少ないとみられ、工業系用途地域における産業立地の予定地を充実させることが求められている。

【工業系用途地域における土地利用現況】



【工業系用途地域における土地利用の内訳】



都市的低未利用地（開発の余地）

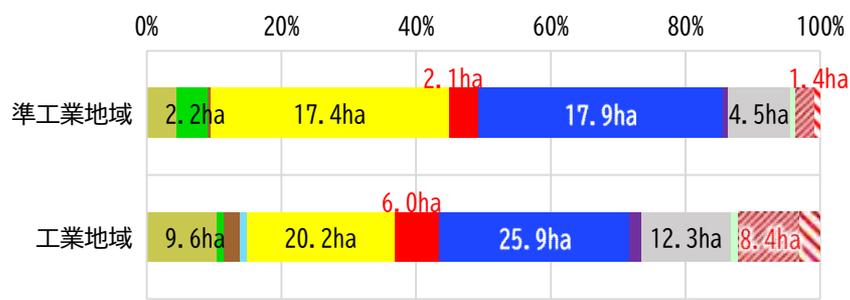
- その他の空地（改変工事中の土地、更地、残土・資材置場）

（出典：R2都市計画基礎調査）

### ③産業（商・工）の生産環境の確保

- 工業系用途地域においては、住宅用地の面積は工業用地と概ね同程度となり、土地利用の混在がみられ、産業生産性を確保する視点から、工業系用途地域における適切な土地利用規制・誘導が求められている。
- 商業系用途地域においても、住宅用地は面積の最も大きい土地利用となっている。土地利用が混在しているものの、生活利便性の確保とにぎわいの創出の視点から、商業用地の維持・誘導を図りつつ、住宅用地としての土地利用促進が求められている。

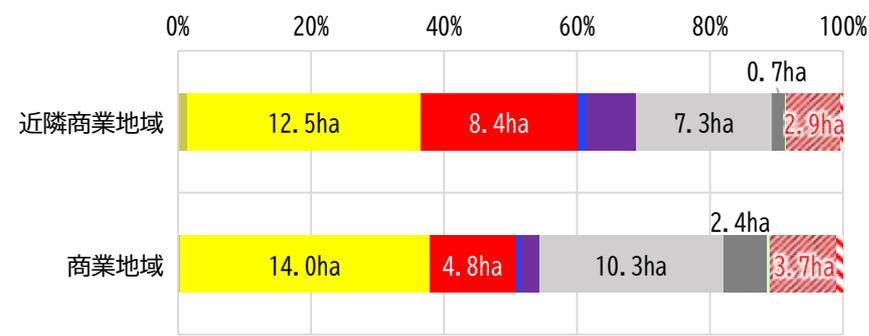
【工業系用途地域における土地利用の内訳（再掲）】



- 畑
- 山林
- その他の自然地
- 水面
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 公益施設用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- 公共空地（公園・緑地、広場、運動場）
- その他の公的施設用地
- その他の空地（駐車場）
- その他の空地（改変工事中の土地、更地、残土・資材置場）

（出典：R2都市計画基礎調査）

【商業系用途地域における土地利用の内訳】



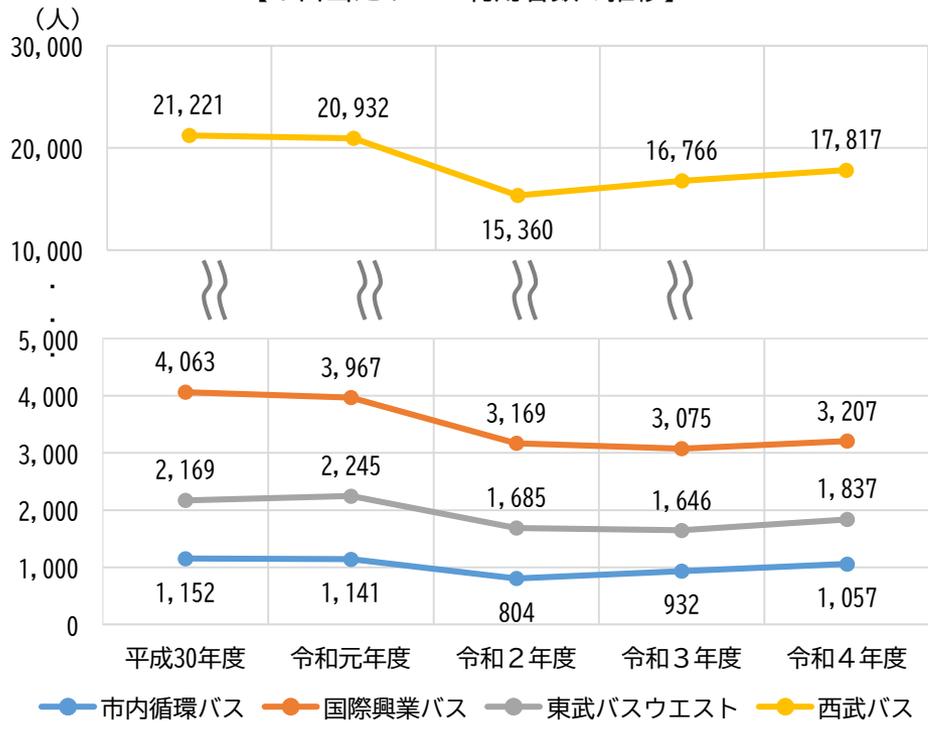
- 畑
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 公益施設用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- 公共空地（公園・緑地、広場、運動場）
- その他の空地（駐車場）
- その他の空地（改変工事中の土地、更地、残土・資材置場）

（出典：R2都市計画基礎調査）

# ① 自由な移動を支える移動手段の確保

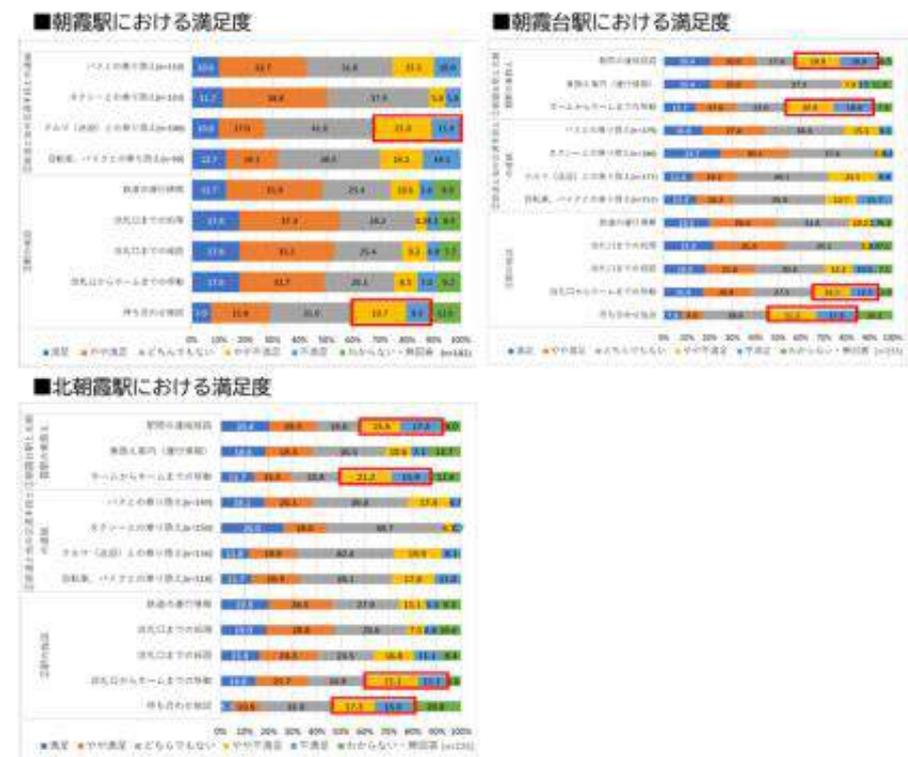
- コロナ禍以降、市内バスの利用者が増加傾向にあり、引き続きバス利用者の増加を図るよう、公共交通利便性の向上が求められている。
- 公共交通利用に関するアンケート調査では、朝霞台駅におけるエレベーター設置や各駅における待ち合わせ施設設置等の要望が高い。

【1日当たりバス利用者数の推移】



(出典：統計あさか)

【各駅における利用満足度について】



(出典：朝霞市地域公共交通計画)

# ① 自由な移動を支える移動手段の確保

- 市街化区域は概ね全域が公共交通の徒歩圏域にカバーされているが、一部カバーされていない空白地区もあるため、公共交通空白地区の解消が求められている。
- 令和5年度に本市におけるシェアサイクルポートが990基設置されており、特に駅付近や集客施設におけるシェアサイクルポートの利用が多くみられる。公共交通の補完として、引き続き新しいモビリティの形式の導入・普及が求められている。

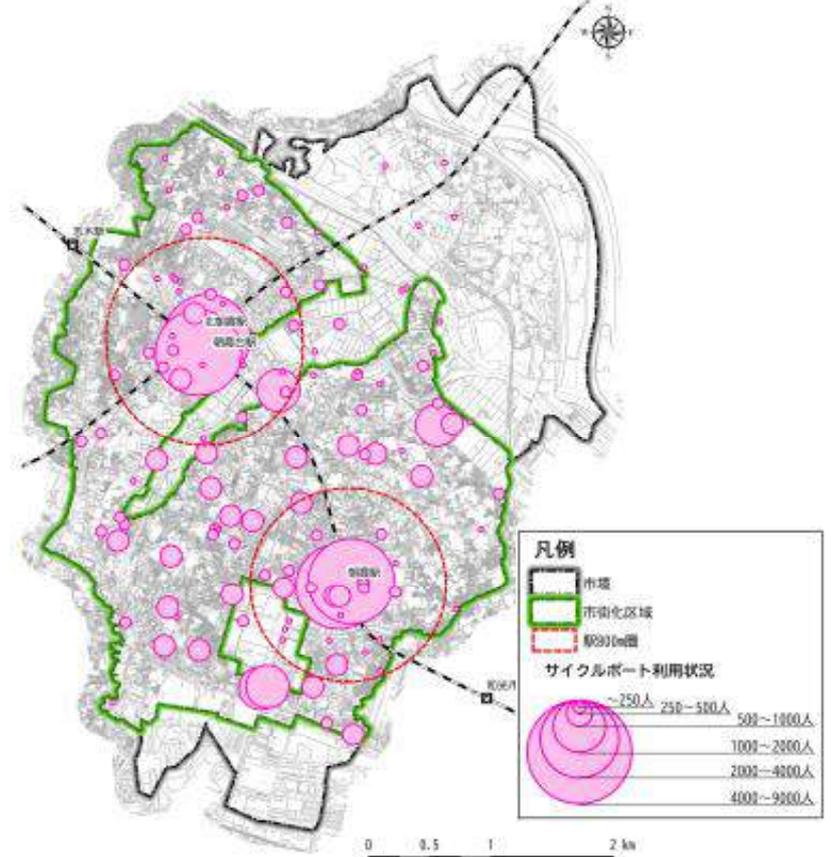
【公共交通徒歩圏域※の分布】



※公共交通徒歩圏域：  
国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」により、公共交通の徒歩圏域を、鉄道駅より800m、バス停より300mの範囲とする。

(出典：朝霞市立地適正化計画)

【シェアサイクルポートの利用状況】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

## ②まちの骨格となる幹線道路ネットワークの形成

- 移動に関連する項目の「道路交通」は、重要度は高いものの、満足度は低く、今後重点的に改善することが求められている。
- 令和5年3月時点で本市の都市計画道路の整備済延長は13,575m、整備率は約54%で、都市計画道路の未整備区間が半分程度残っており、引き続き都市計画道路の整備の推進が求められている。
- 黒目川、新河岸川が市内を流れており、市は橋梁を33橋管理している。円滑な交通を処理できるように、都市計画道路の整備とともに、橋梁の適切な維持管理も求められている。

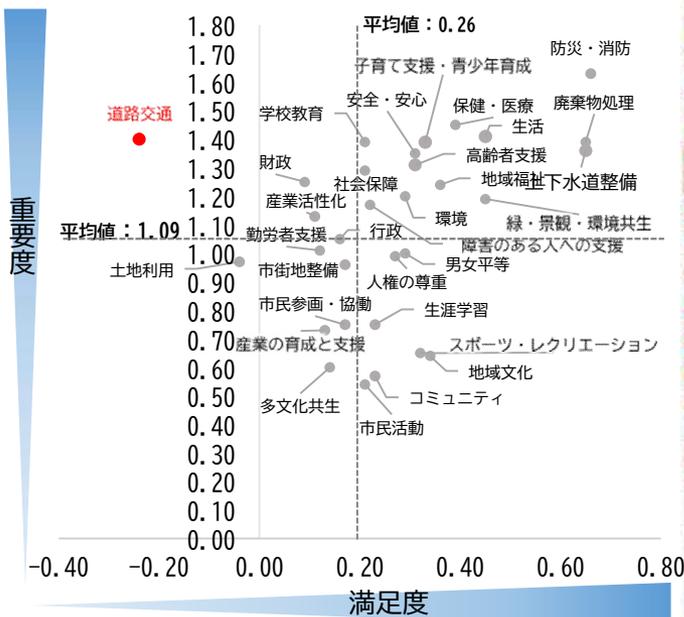
【道路網及び都市計画道路整備状況 (R5.3) (再掲)】

整備済延長：  
13,575m  
整備率：54%



(出典：朝霞市資料)

【市全般の取組に対する評価 (再掲)】



(出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5))

【市管理橋梁】

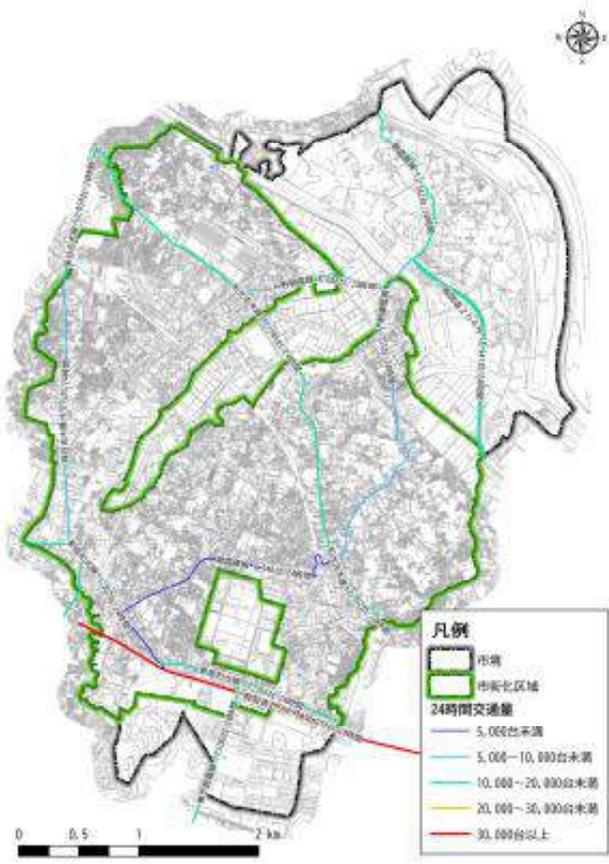


(出典：朝霞市橋梁長寿命化修繕計画)

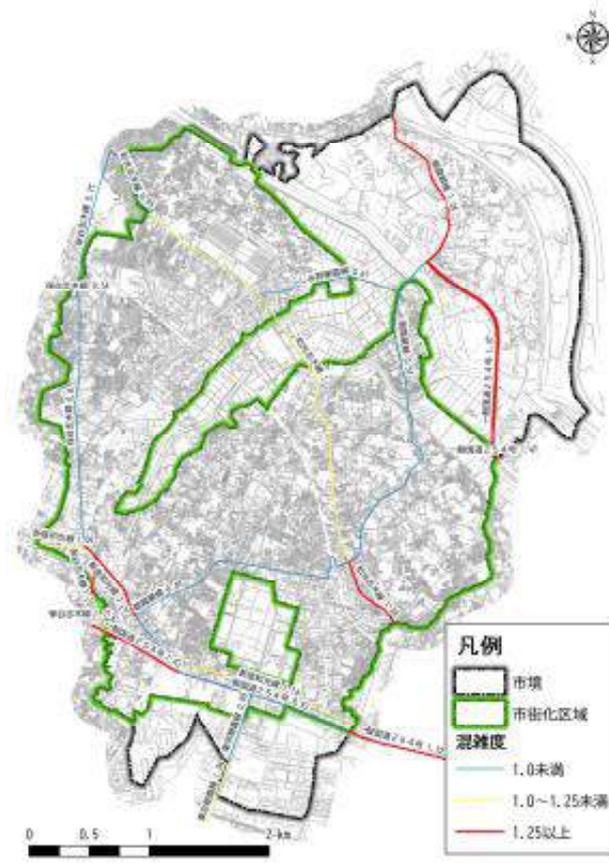
## ②まちの骨格となる幹線道路ネットワークの形成

- 市内の交通量は一部国道254号線を除き、24時間で10,000台以上20,000台未満の水準である一方、混雑度が1.25以上の路線が複数みられ、ピーク時または連続的な混雑が考えられ、市内外で円滑な交通処理ができるよう、幹線道路の整備等が求められている。

【24時間交通量】



【混雑度※】



※混雑度：交通容量に対する交通量の比で表され、主に該当路線の混雑状況を示す指標として使用。  
 混雑度 = 交通量(台/12h) / 交通容量(台/12h)

混雑度	交通状況の推定
1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0～1.25	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

(出典：日本道路協会「道路の交通容量」)

(出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査)

(出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査)

## ③道路の性格に応じた機能の確保

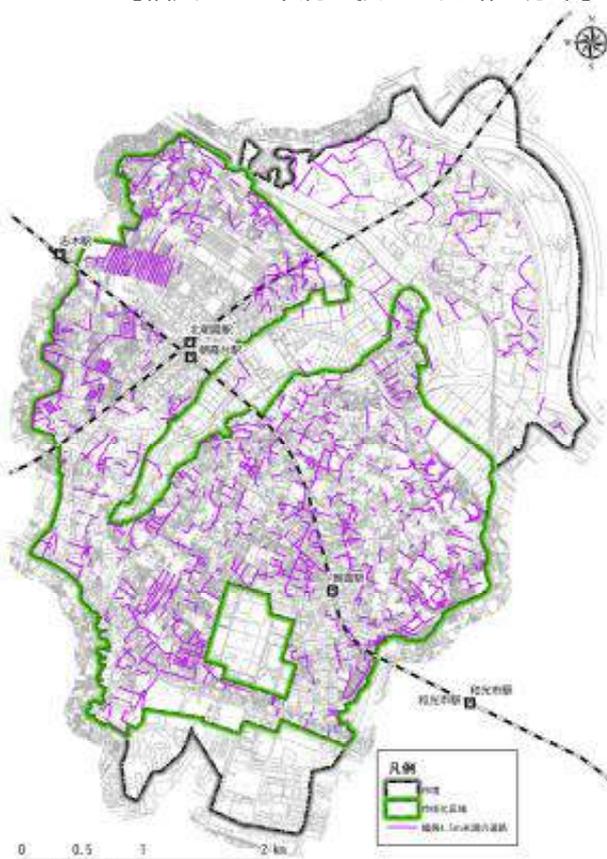
- 幅員が4.5m未満の市道延長は継続減少にあるが、令和5年には市道総延長の3分の1程度存在しており、交通、防災、衛生の観点から適切な道路幅員の確保が必要である。
- 市内主要公共施設へのアクセス経路では、歩道が整備されていない経路があり、歩行者の安全確保のために、歩道等の整備が必要である。

【朝霞市市道の幅員別状況（再掲）】

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
平成20年	9,652	84,430	80,900	65,062		
平成21年	9,293	84,765	82,947	65,861		
平成22年	9,084	84,655	83,525	66,283		
平成23年	8,989	84,244	84,019	66,672		
平成24年	8,853	84,507	84,507	67,348		
平成25年	8,530	84,179	85,548	68,046		
平成26年	8,345	84,204	86,528	68,761		
平成27年	8,238	83,835	86,779	68,966		
平成28年	8,092	83,658	87,537	69,115		
平成29年	7,920	83,539	87,465	69,442		
平成30年	7,854	83,701	88,228	69,467		
平成31年	7,661	82,875	89,856	69,869		
令和2年	7,649	83,193	91,295	70,473		
令和3年	7,604	83,095	92,099	70,634		
令和4年	7,267	83,179	92,257	70,897		
令和5年	7,246	83,160	92,601	70,987		

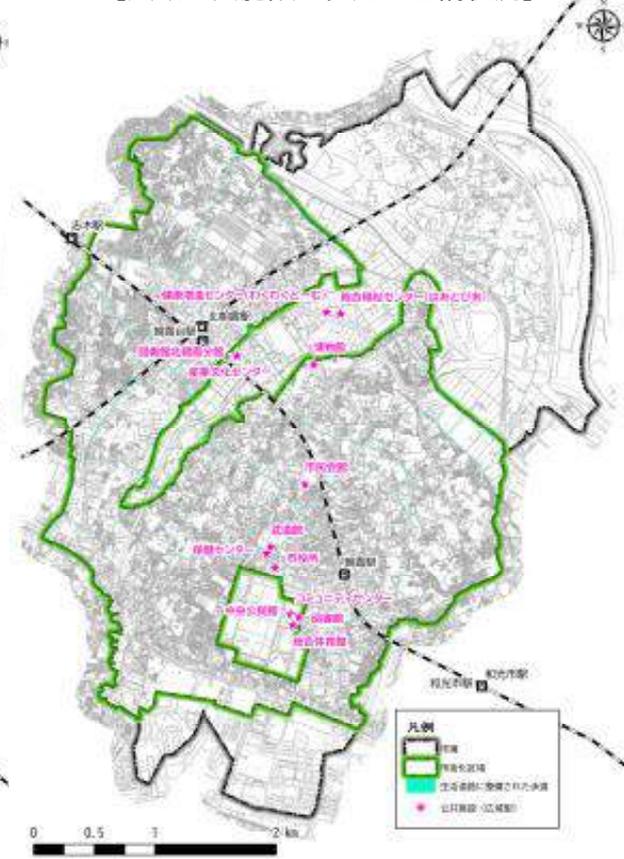
■ 2.5m未満  
■ 2.5m～4.5m未満  
■ 4.5m～6.5m未満  
■ 6.5m以上  
 (出典：統計あさか)

【幅員4.5m未満の狭あい道路の分布】



(出典：朝霞市資料)

【広域公共施設と歩道の整備状況】



(出典：朝霞市資料)

## ③道路の性格に応じた機能の確保

朝霞駅南口周辺地区において、生活道路における安全対策の検討に関するワークショップが実施されている。その中で、歩行環境の充実、自動車の速度抑制、歩行者と自転車の分離など、歩行環境の改善に関する課題が挙げられ、生活道路における安全で良好な交通環境の形成が求められている。

**地域全体**

- ゾーン 30 プラスに設定し、各路線の入口に看板・路面表示を行うことで流入と速度を抑制する
- 生活道路であることを強調し住民以外が通らないよう案内する
- 朝霞駅南口駅前通りにも安全対策が必要
- 歩行者・自転車マナーの啓発(啓発ポスターの掲示)
- 道路照明灯等の設置検討
- 道路整備基本計画に基づく歩道整備(市道1・5・8号線)
- 地域の人がより多く参加できる意見交換の場の設置

路面表示例 看板例

**①朝霞駅南口駅前通り**  
(歩行空間の拡充)

- 無電柱化
- (歩行環境の充実) 自転車の通行箇所の明示
- (自動車の速度抑制) 路面のカラー舗装、タイル舗装、物理的デバイスの設置
- (荷捌きスペースの確保) 実態調査結果から、東側、西側で各1台分設置を検討歩行空間を拡幅し、一部を荷捌きスペースとして活用

**地域全体**

- 生活道路であることを強調し住民以外が通らないよう案内する
- 市道1号線、5号線、605号線、703号線を一方通行化する

**①朝霞駅南口駅前通り**  
(歩行者空間の拡充)

- 時間帯によって大型車を通行規制したい
- (歩行環境の充実) 自転車の逆走への対応をほしい
- 中央の黒板のある広場に街灯をつけ、明るくする
- バスに迂回してほしい
- (荷捌きスペースの確保) 道路をスラローム状にして、空いたスペースで荷捌きを行う
- 歩行者を片側に、その反対側を荷捌きスペースにする
- 片方は歩行者だけの空間とし、もう片方は歩行者空間と荷捌きスペースにする

**朝霞駅南口駅前通り×市道8号線**  
(交通管理の改善、視認性の改善)

- 交差点が変わった形状なので真っ直ぐにしてほしい
- (歩行環境の充実) 時間帯によって規制をかけてほしい

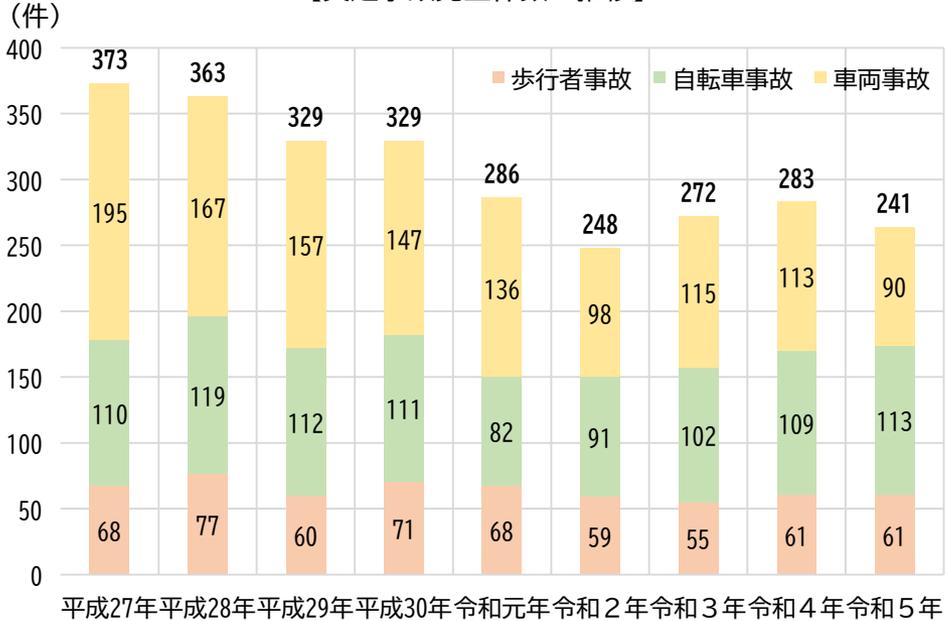


<事務局案> <WSで出た意見>

### ④交通安全対策の充実

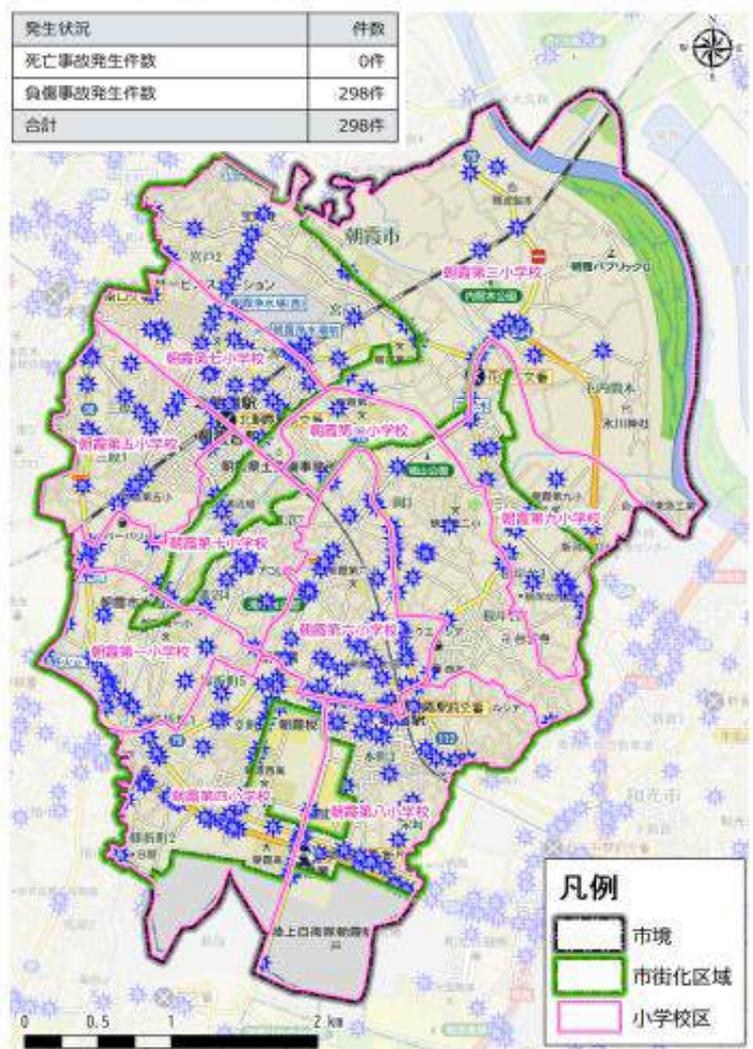
- 交通事故発生件数は近年減少傾向にあるが、その内訳をみると、車両事故は減少しているものの、歩行者事故と自転車事故は概ね横ばいの状態が継続しており、歩行者・自転車の安全確保が求められている。
- 直近1年間では交通事故は298件発生しており、朝霞駅周辺の第六小学校区、第八小学校区と朝霞台・北朝霞駅周辺の第七小学校区において交通事故が比較的多く発生しており、市内生活における交通事故の低減に向けた取組が必要である。

【交通事故発生件数の推移】



(出典：統計あさか)

【交通事故発生箇所の分布 (R5.6-R6.6)】



(出典：埼玉県交通事故マップ)

### ④交通安全対策の充実

- 東弁財地区ではハンプを設置することにより、生活道路における安全対策を図ることができ、引き続き市内他地区において安全対策の検討が求められている。

#### 4. 対策内容の検討

最終的に決定した東弁財地区で実施する交通安全対策マップ



#### 6. まとめ(東弁財地区を対策した意味)

急減速の発生状況 | 現況



#### 5. 対策前と対策後の比較写真(②交差点ハンプ)



#### 5. 対策前と対策後の比較写真(③スムーズ横断歩道)

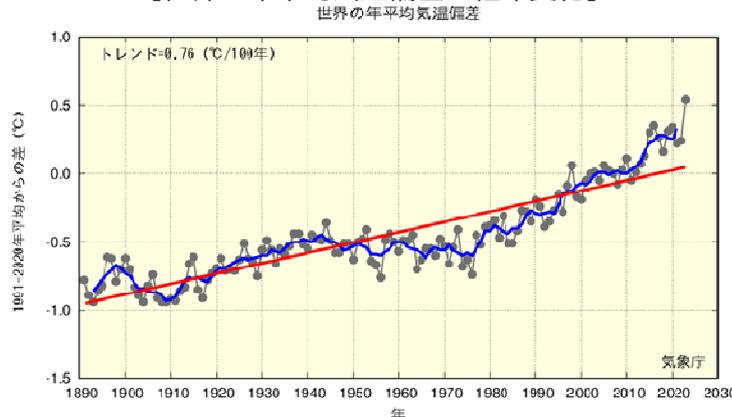


(出典：朝霞市「生活道路の安全対策の事例(埼玉県朝霞市 東弁財地区)」)

# ①持続可能な未来につながる気候変動への対応

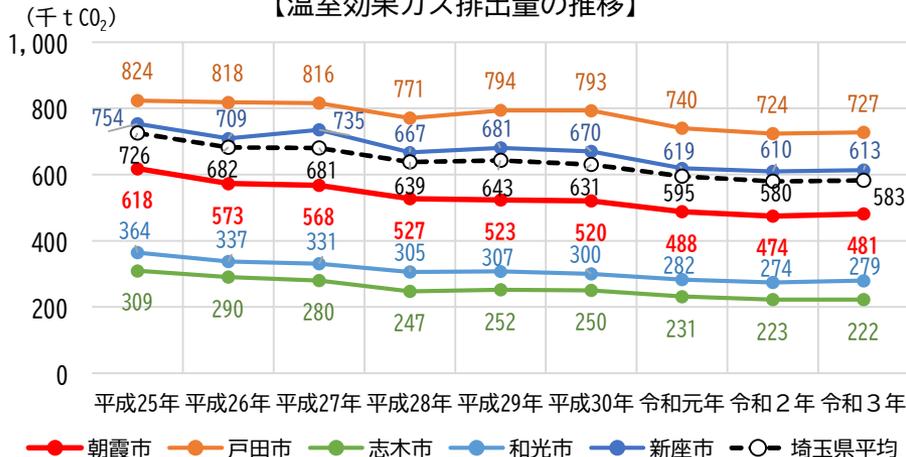
- 本市の温室効果ガス排出量は減少傾向が継続しており、埼玉県平均より低いですが、近隣都市ではやや高く、引き続き温室効果ガスの低減に取り組むことが必要である。
- 本市のごみ排出量とリサイクル率はともに横ばいの状態にあり、ごみ排出の削減やリサイクルなど、環境に配慮した取組の促進が求められている。

【世界の年平均気温偏差の経年変化】



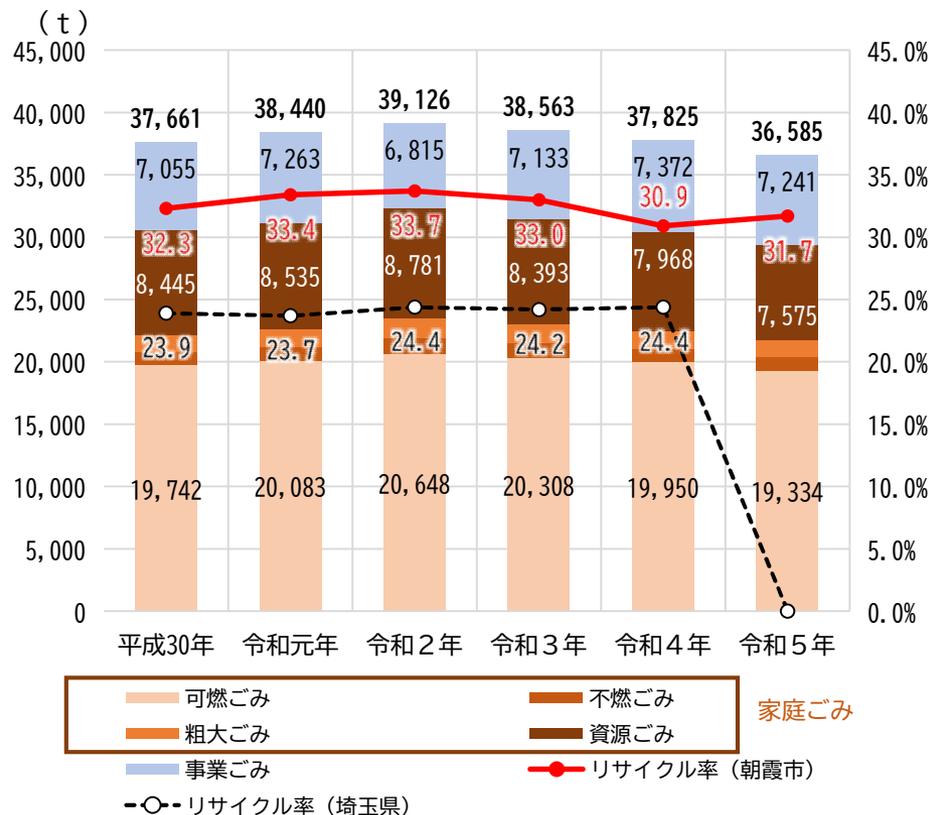
(出典：気象庁「気候変動監視レポート2023」)

【温室効果ガス排出量の推移】



(出典：埼玉県の温室効果ガス排出量)

【ごみ排出量及びリサイクル率\*の推移】



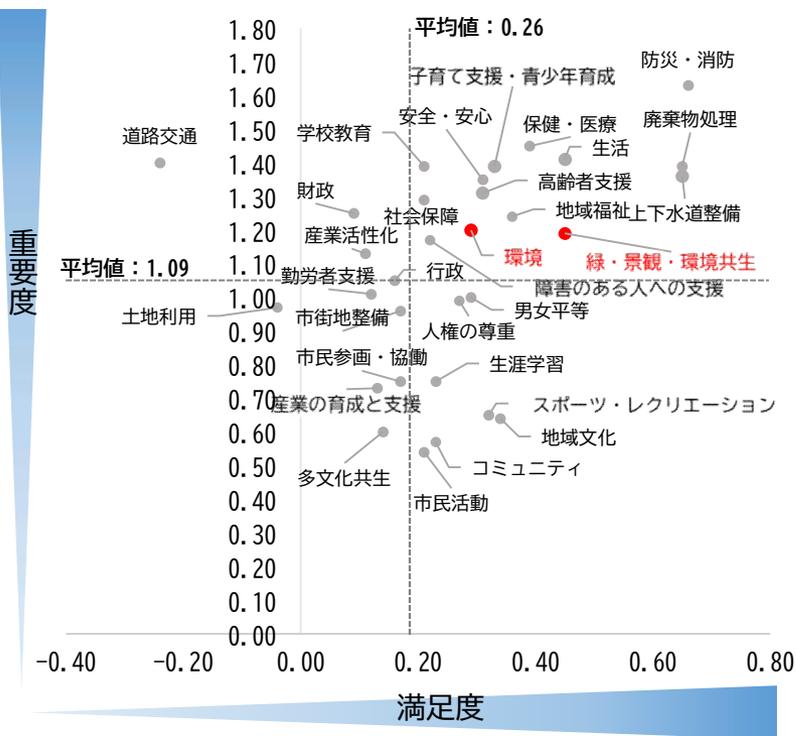
\*リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100  
(環境省「一般廃棄物処理実態調査」による)

(出典：統計あさか)

## ②豊かな水・緑の適切な維持管理・保全

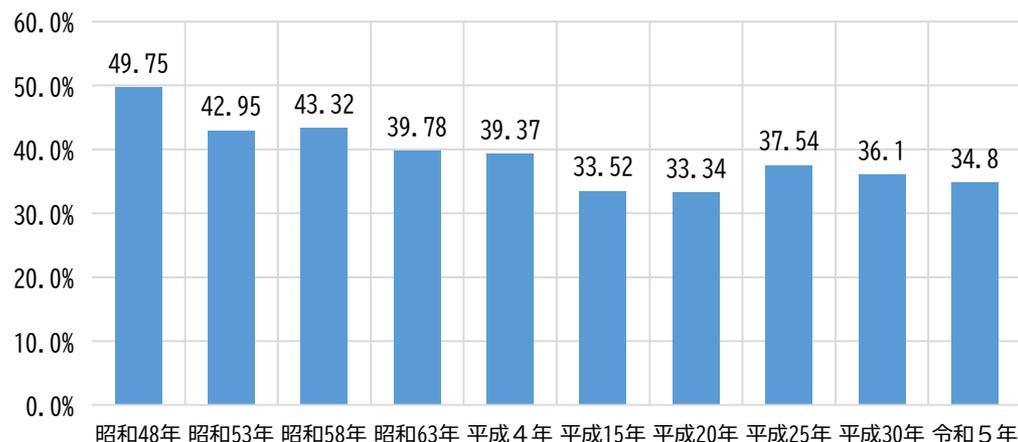
- 自然環境に関する項目の「環境」「緑・景観・環境共生」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。
- 本市の緑被率は昭和48年より大幅に減少しているが、直近20年間では概ね横ばいの状態になっている。また、近隣都市と比べ、本市の緑被率はやや高い水準にあり、引き続き緑の保全について取り組むことが必要である。

【市全般の取組に対する評価（再掲）】

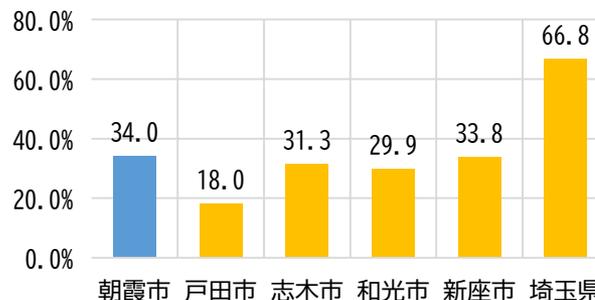


(出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5))

【朝霞市緑被率の推移】



令和2年緑被率の比較



※当該調査は埼玉県が令和2年に実施したものであり、朝霞市経年推移とは別である。

(出典：埼玉県「身近な緑現況調査及び分析業務委託調査報告書」)

# テーマの目標の実現に向けた課題や視点の整理

## ②豊かな水・緑の適切な維持管理・保全

- 市街化区域、市街化調整区域はともに農地面積が減少傾向にある。また、農地転用も継続的にみられ、特に住宅用地への転換が多くみられる。自然環境の保全の一環として、農地の保全が必要である。

【自然的土地利用状況の推移】

		自然的土地利用						
		農地			山林	水面	その他の自然地	小計
		田	畑	小計				
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
平成22年	市街化区域	0.91	119.32	120.23	27.43	2.43	6.60	156.69
	市街化調整区域	32.70	107.76	140.46	11.65	50.12	114.52	316.75
	合計	33.61	227.08	260.69	39.08	52.55	121.12	473.44
平成27年	市街化区域	0.75	102.94	103.69	22.83	2.42	5.47	134.41
	市街化調整区域	29.28	102.58	131.86	10.95	49.46	104.88	297.15
	合計	30.03	205.52	235.55	33.78	51.88	110.35	431.56
令和2年	市街化区域	0.53	91.01	91.54	20.53	2.40	5.46	119.93
	市街化調整区域	25.20	99.66	124.86	10.78	49.82	104.95	290.41
	合計	25.73	190.67	216.40	31.31	52.22	110.41	410.34

(出典：都市計画基礎調査)

【農地転用の推移】

	住宅用地		鉱工業用地		公共用地		その他の用地※		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成20年	24	10,488	0	0	11	8,533	31	23,325	66	42,346
平成21年	32	14,392	5	3,761	25	2,919	18	8,662	80	29,734
平成22年	37	17,524	3	3,430	28	1,984	23	12,617	91	35,555
平成23年	69	35,374	6	4,497	32	6,566	27	18,537	134	64,974
平成24年	65	36,763	7	8,673	27	1,956	43	35,644	142	83,036
平成25年	47	22,936	2	1,720	26	2,530	18	10,969	93	38,155
平成26年	53	27,538	4	3,836	24	3,994	31	29,623	112	64,991
平成27年	51	27,037	4	4,456	17	563	23	29,250	95	61,306
平成28年	84	29,820	2	3,757	35	1,820	29	24,277	150	59,674
平成29年	64	32,308	5	3,922	10	594	35	39,785	114	76,609
平成30年	63	30,304	8	5,222	13	908	30	21,213	114	57,647
令和元年	59	25,703	5	10,775	7	278	30	21,185	101	57,941
令和2年	46	20,674	2	1,012	5	116	21	22,599	74	44,401
令和3年	43	35,570	4	3,264	2	180	23	29,935	72	68,949
令和4年	47	19,170	3	4,369	3	677	29	28,170	82	52,386

※その他の用地：店舗、駐車場、事務所など。

(出典：統計あさか)

# テーマの目標の実現に向けた課題や視点の整理

## ③自然や農業に触れ合える環境づくり

- 市街化区域、市街化調整区域はともに農地面積が減少傾向にある。また、農地転用も継続的にみられ、特に住宅用地への転換が多くみられる。自然環境の保全の一環として、農地の保全が必要である。
- 一方、農業就業人口も減少傾向にあり、農地の保全とともに、農業生産担い手の確保が求められている。

【自然的土地利用状況の推移（再掲）】

		自然的土地利用						
		農地			山林	水面	その他の 自然地	小計
		田 (ha)	畑 (ha)	小計 (ha)				
平成22年	市街化区域	0.91	119.32	120.23	27.43	2.43	6.60	156.69
	市街化調整区域	32.70	107.76	140.46	11.65	50.12	114.52	316.75
	合計	33.61	227.08	260.69	39.08	52.55	121.12	473.44
平成27年	市街化区域	0.75	102.94	103.69	22.83	2.42	5.47	134.41
	市街化調整区域	29.28	102.58	131.86	10.95	49.46	104.88	297.15
	合計	30.03	205.52	235.55	33.78	51.88	110.35	431.56
令和2年	市街化区域	0.53	91.01	91.54	20.53	2.40	5.46	119.93
	市街化調整区域	25.20	99.66	124.86	10.78	49.82	104.95	290.41
	合計	25.73	190.67	216.40	31.31	52.22	110.41	410.34

(出典：都市計画基礎調査)

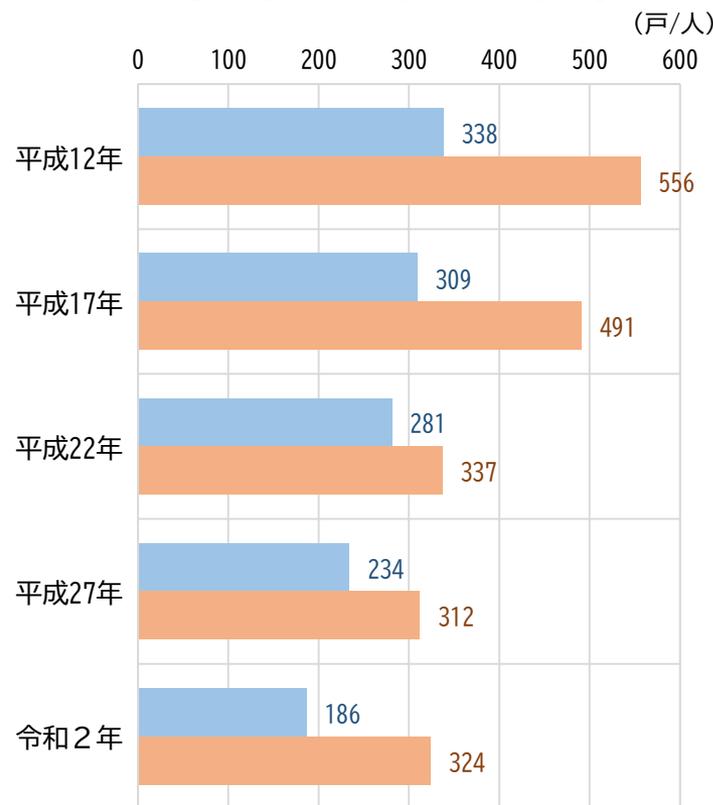
【農地転用の推移（再掲）】

	住宅用地		鉱工業用地		公共用地		その他の用地*		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成20年	24	10,488	0	0	11	8,533	31	23,325	66	42,346
平成21年	32	14,392	5	3,761	25	2,919	18	8,662	80	29,734
平成22年	37	17,524	3	3,430	28	1,984	23	12,617	91	35,555
平成23年	69	35,374	6	4,497	32	6,566	27	18,537	134	64,974
平成24年	65	36,763	7	8,673	27	1,956	43	35,644	142	83,036
平成25年	47	22,936	2	1,720	26	2,530	18	10,969	93	38,155
平成26年	53	27,538	4	3,836	24	3,994	31	29,623	112	64,991
平成27年	51	27,037	4	4,456	17	563	23	29,250	95	61,306
平成28年	84	29,820	2	3,757	35	1,820	29	24,277	150	59,674
平成29年	64	32,308	5	3,922	10	594	35	39,785	114	76,609
平成30年	63	30,304	8	5,222	13	908	30	21,213	114	57,647
令和元年	59	25,703	5	10,775	7	278	30	21,185	101	57,941
令和2年	46	20,674	2	1,012	5	116	21	22,599	74	44,401
令和3年	43	35,570	4	3,264	2	180	23	29,935	72	68,949
令和4年	47	19,170	3	4,369	3	677	29	28,170	82	52,386

\*その他の用地：店舗、駐車場、事務所など。

(出典：統計あさか)

【総農家数、農業就業人口の推移】



■ 総農家数 (戸) ■ 農業就業人口 (人)

(出典：統計あさか)

# ■ テーマの目標の実現に向けた課題や視点の整理

## ③ 自然や農業に触れ合える環境づくり

- 朝霞市内の自然環境の保全及び生活環境の改善のために、「あさか環境市民会議」という団体が発足しており、本市の自然環境の保全を図り活動している。引き続き自然環境の保全に関する市民団体の活動の促進や支援が必要である。

【「あさか環境市民会議」の活動理念】

「あさか環境市民会議」では 次のことを目指します。

- ・ 環境にやさしいまちづくりを考えよう
- ・ 身近な自然を守り、環境に配慮した行動をしよう
- ・ 人や情報の輪をつなげよう
- ・ 仲間と一緒に楽しく行動しよう

(出典：あさか環境市民会議HP)

【「あさか環境市民会議」の活動イメージ】



(出典：朝霞市HP)

【里山活動保全場所】



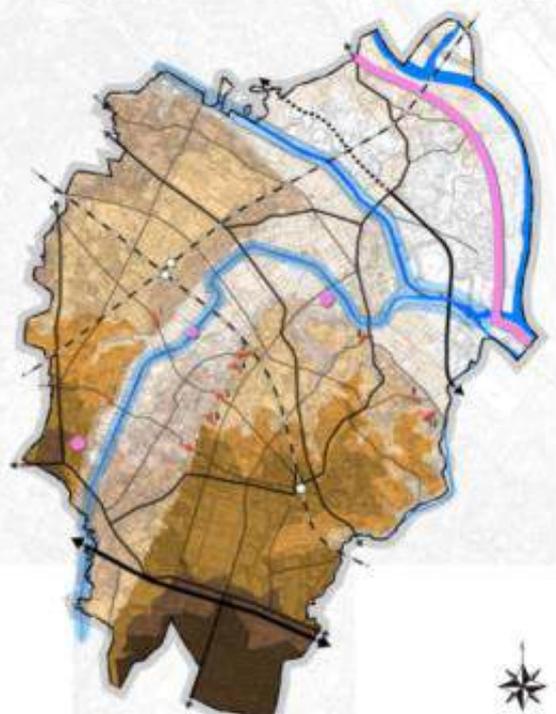
(出典：朝霞市HP)

■ テーマの目標の実現に向けた課題や視点の整理

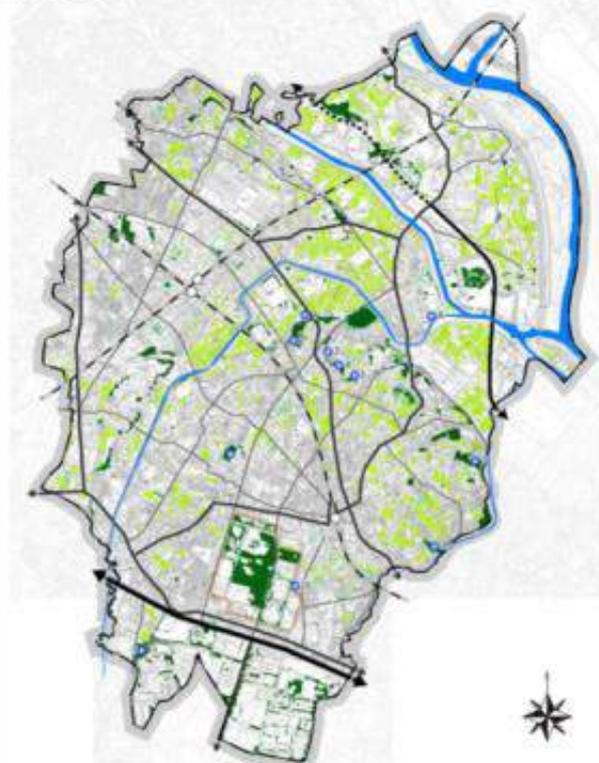
④景観形成

- 本市は中央部に黒目川、北東部に荒川と新河岸川が流れ、南側に武蔵野台地の一部がある地形的特徴や、樹林地をはじめとした緑地が多く分布している自然的特徴、旧高橋家住宅や各種寺院をはじめとした歴史的資源が市内広く分布している特徴を有しており、それらの地域資源を活用した良好な景観形成が求められている。

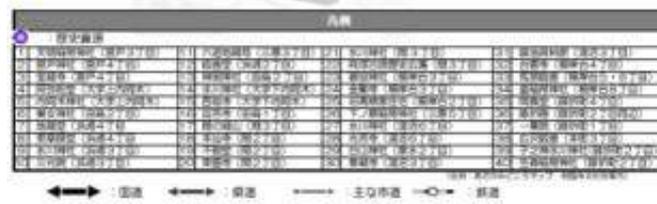
地形と主な街道・観望点



樹林地・農地・湧水



主な歴史的な資源

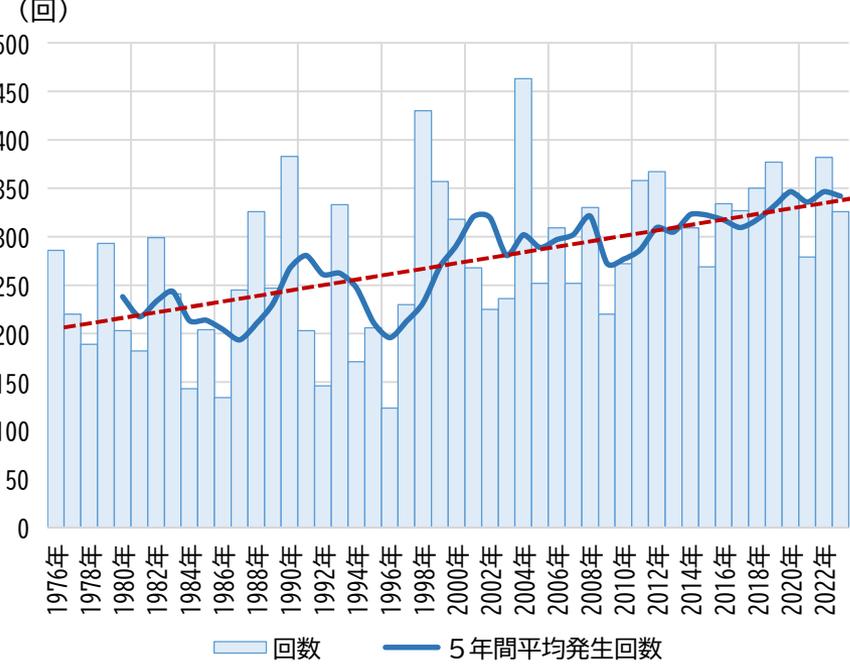


（出典：朝霞市景観計画）

# ①災害に対する備え（地震・風水害）

- 近年、全国的に1時間50mm以上の大雨の発生頻度が高くなっており、それに伴い自然災害の頻発化・激甚化も懸念され、平常時から災害への備えが必要である。
- 本市では、昭和56年以来、台風や集中豪雨などにより50戸以上の被災歴は20件程度あり、自然災害が頻発している中で、被災を最小限にと抑えるように取り組むことが求められている。

【1時間降水量50mm以上の年間発生回数】



(出典：全国アメダス)

【市内で過去に発生した主な水害・土砂災害（被災50戸以上を抜粋）】

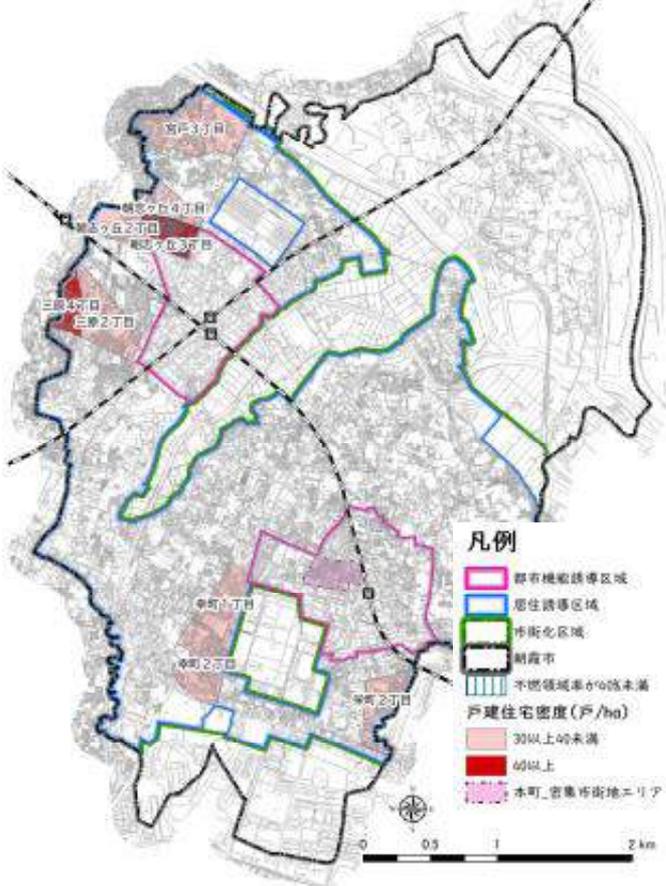
発生日	原因	被害状況			洪水	内水	家屋倒壊	土砂災害
		床上浸水	床下浸水	その他				
S56.10.22	台風24号	17戸	83戸	畑2.6ha		○		
S57.9.12	台風18号	445戸	368戸	半壊4戸、一部破損1戸、田畑50ha、河川決壊1か所、がけ崩れ8か所	○	○	○	
S61.8.4~8.5	台風10号	24戸	120戸			○		
H1.8.1	集中豪雨	31戸	38戸	田畑2.8ha		○		
H2.11.30~12.1	台風28号	35戸	84戸			○		
H3.9.19~9.21	台風18号	579戸	418戸	がけ崩れ1か所、河川氾濫5か所、田畑44.8ha	○	○	○	
H5.8.27	台風11号	39戸	96戸			○		
H5.11.13~11.14	集中豪雨	6戸	52戸			○		
H8.9.22	台風17号	6戸	68戸			○		
H10.9.15	台風5号	5戸	75戸			○		
H12.7.7~7.8	台風3号	16戸	56戸			○		
H16.10.9	台風22号	2戸	79戸			○		
H17.9.4~9.5	集中豪雨	40戸	80戸			○		
H26.6.25	集中豪雨	65戸	115戸			○		
H28.8.22	台風9号	14戸	91戸			○		
H29.8.19	集中豪雨	9戸	59戸			○		
H29.8.30	集中豪雨	5戸	48戸			○		
R1.10.12	台風19号	49戸	92戸			○	○	

(出典：統計あさか)

# ①災害に対する備え（地震・風水害）

- 市内には、国等による住宅密集地の指標(住宅戸数密度30戸/ha以上かつ不燃領域率40%未満)に該当する地域が1か所、その他住宅戸数密度が高く密集市街地の傾向がみられる地区が存在し、住環境の改善が求められる。
- 複数の延焼クラスターが隣接、または1,000棟以上の建物が構成した延焼クラスターが存在し、火災時に消火活動ができない場合に広範囲に延焼するリスクがある。

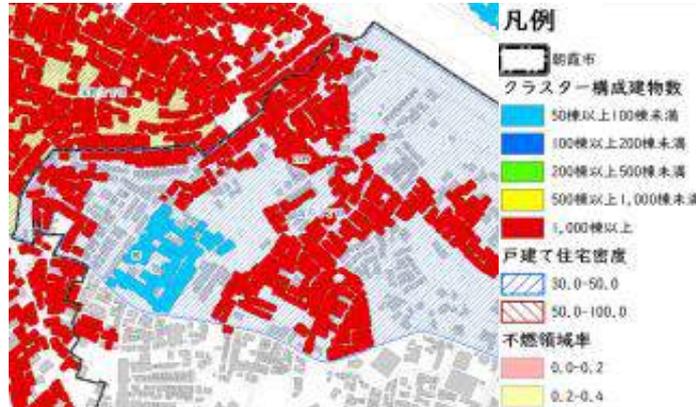
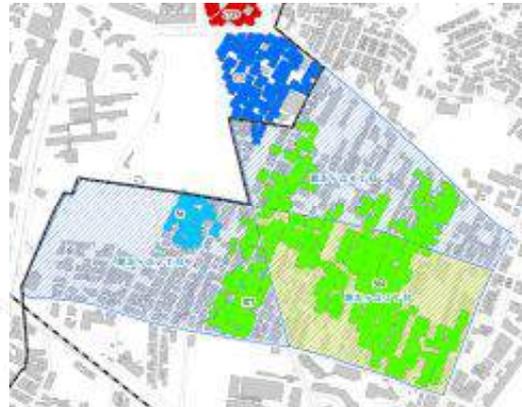
【住宅密集市街地（地震・火災）（再掲）】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

	住宅戸数密度		不燃領域率	
		指標への該当 住宅戸数密度 30戸/ha以上		指標への該当 不燃領域率 40%未満
朝志ヶ丘2丁目	36.93戸/ha	○	47.8%	
朝志ヶ丘3丁目	49.33戸/ha	○	39.4%	○
朝志ヶ丘4丁目	38.01戸/ha	○	55.4%	
宮戸3丁目	30.99戸/ha	○	47.3%	
三原2丁目	31.60戸/ha	○	56.2%	
三原4丁目	41.51戸/ha	○	45.2%	
幸町1丁目	30.22戸/ha	○	48.3%	
幸町2丁目	35.67戸/ha	○	46.6%	
栄町2丁目	34.21戸/ha	○	61.6%	

【延焼クラスターの状況（左：朝志ヶ丘2丁目/3丁目/4丁目）右：宮戸3丁目付近（再掲）】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

## ①災害に対する備え（地震・風水害）

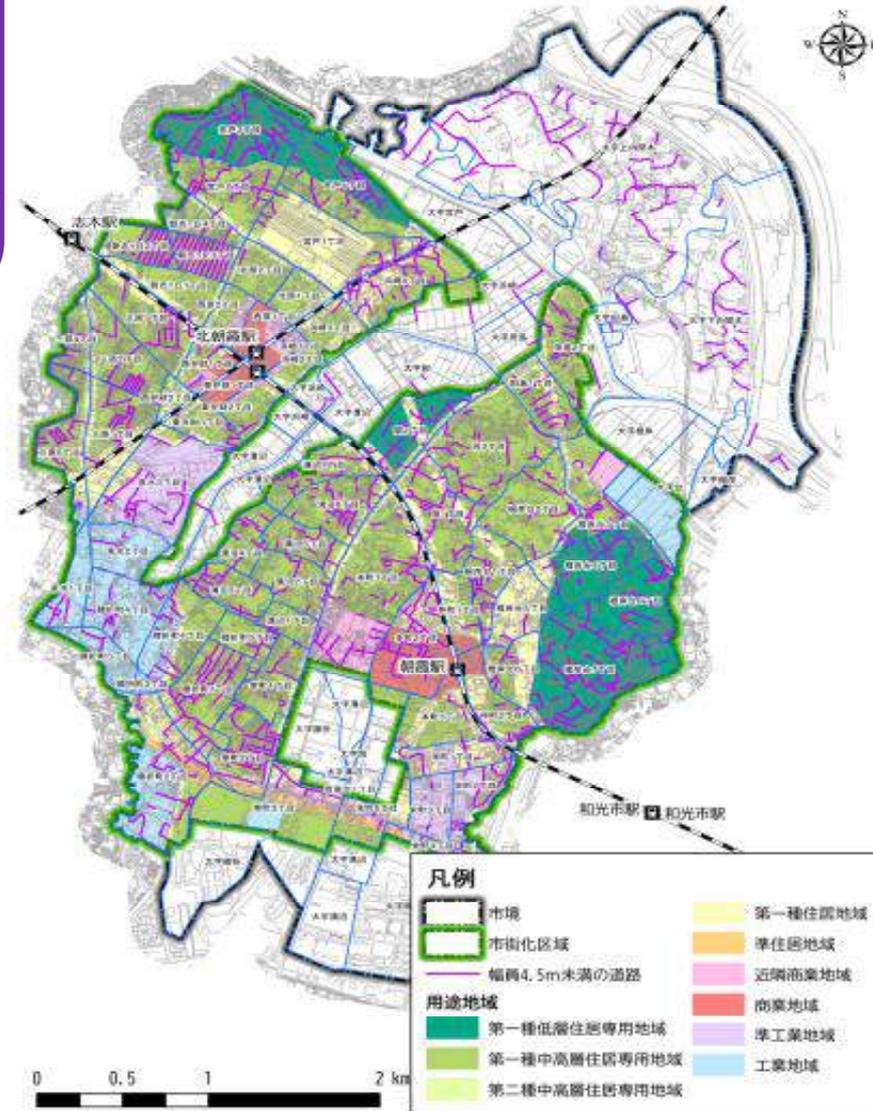
- 商業地域を有する小地域では、本町2丁目と東弁財1丁目など、地域内立地している家屋の密度が高く、万が一火災が発生した際に延焼拡大のリスクがある。
- 市内に幅員4.5m未満の狭あい道路が多く、特に家屋密度が高い本町2丁目の商業地域内にも多くみられるため、安全性確保の視点からも狭あい道路の解消及び不燃化の促進に関する取組が求められる。

【商業地域を有する小地域における家屋密度】

町名	面積(ha)	家屋密度(棟/ha)
本町1丁目	48.4	36.1
本町2丁目	25.1	77.0
本町3丁目	16.4	24.1
仲町1丁目	9.7	42.4
仲町2丁目	12.6	38.4
浜崎1丁目	5.1	30.6
浜崎2丁目	4.9	24.9
西原1丁目	6.6	49.5
西原2丁目	7.4	44.7
北原1丁目	7.8	24.1
北原2丁目	9.7	25.9
東弁財1丁目	4.9	74.7
東弁財2丁目	8.5	25.5
西弁財1丁目	8.9	39.4
根岸台6丁目	11.5	41.5

(出典：朝霞市資料)

【用途地域の指定状況】

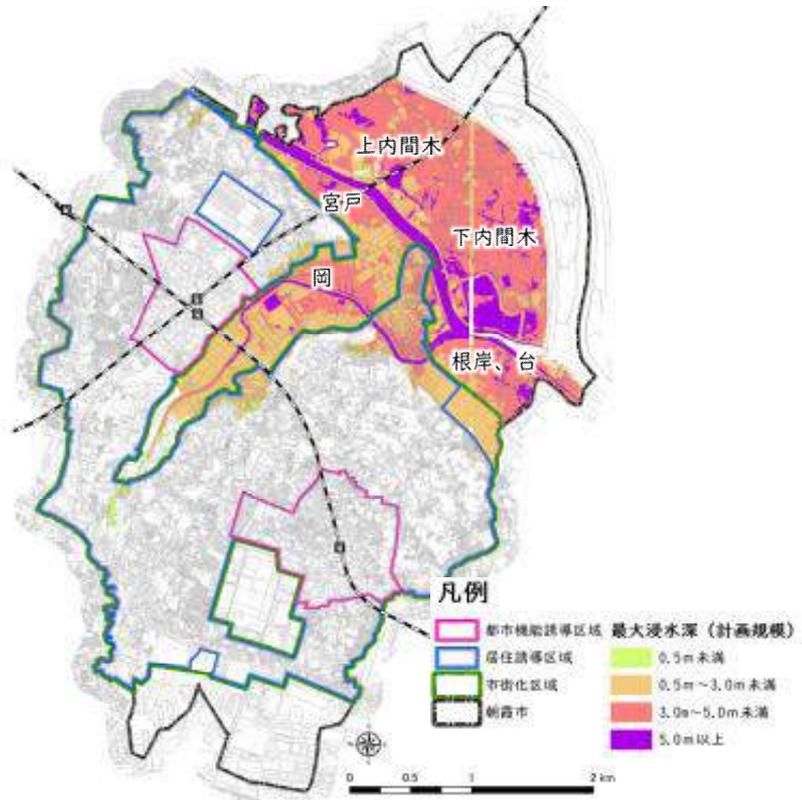


(出典：朝霞市資料)

# ①災害に対する備え（地震・風水害）

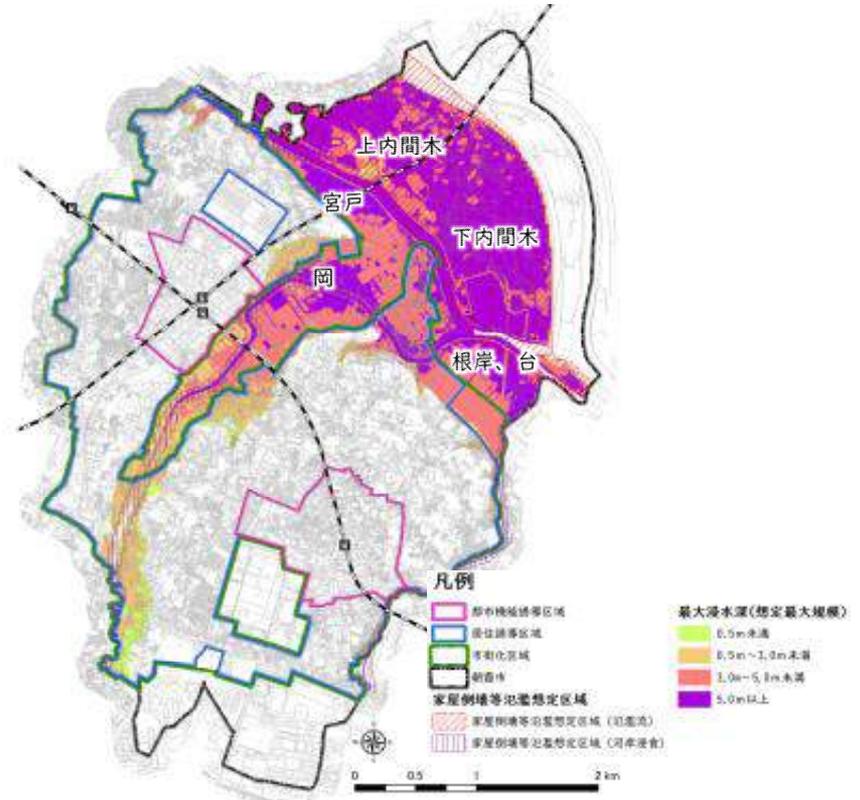
- 上内間木、下内間木、根岸、台、宮戸などにおいては、計画規模の降雨、想定最大規模の降雨にはともに浸水深が3m以上の地域がみられ、そういった地域においては住宅等への被害のほか、ライフラインや交通などへの被害も想定され、浸水被害に備えたまちづくりが求められている。
- また、内間木地域では氾濫流、黒目川沿いの地域では河岸侵食により家屋倒壊等の危険性があり、引き続き河川改修や河川整備などの事業を進めることが必要である。

【洪水浸水想定区域（計画規模 L1）】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

【洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）】

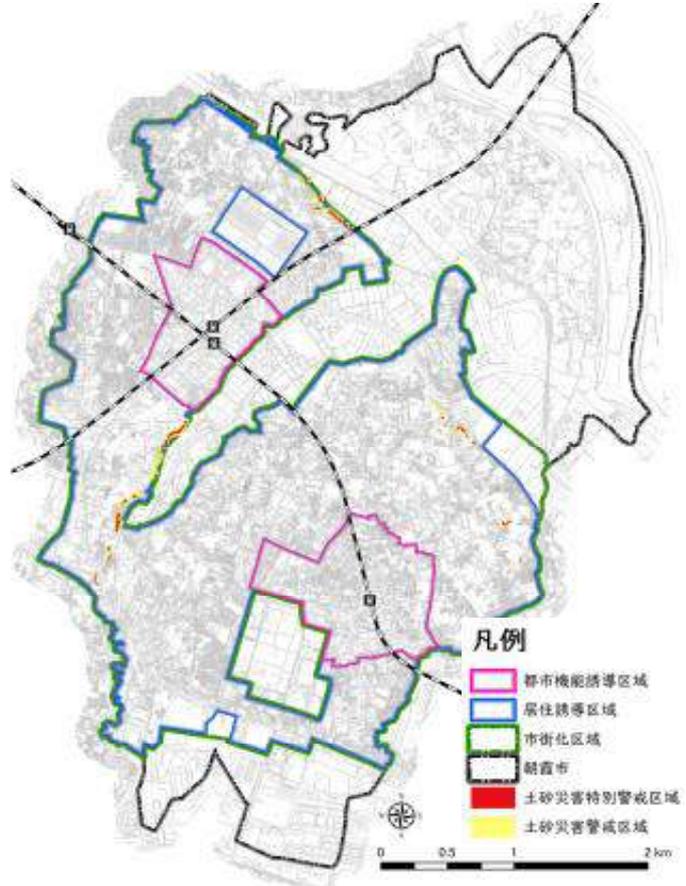


(出典：朝霞市立地適正化計画)

# ①災害に対する備え（地震・風水害）

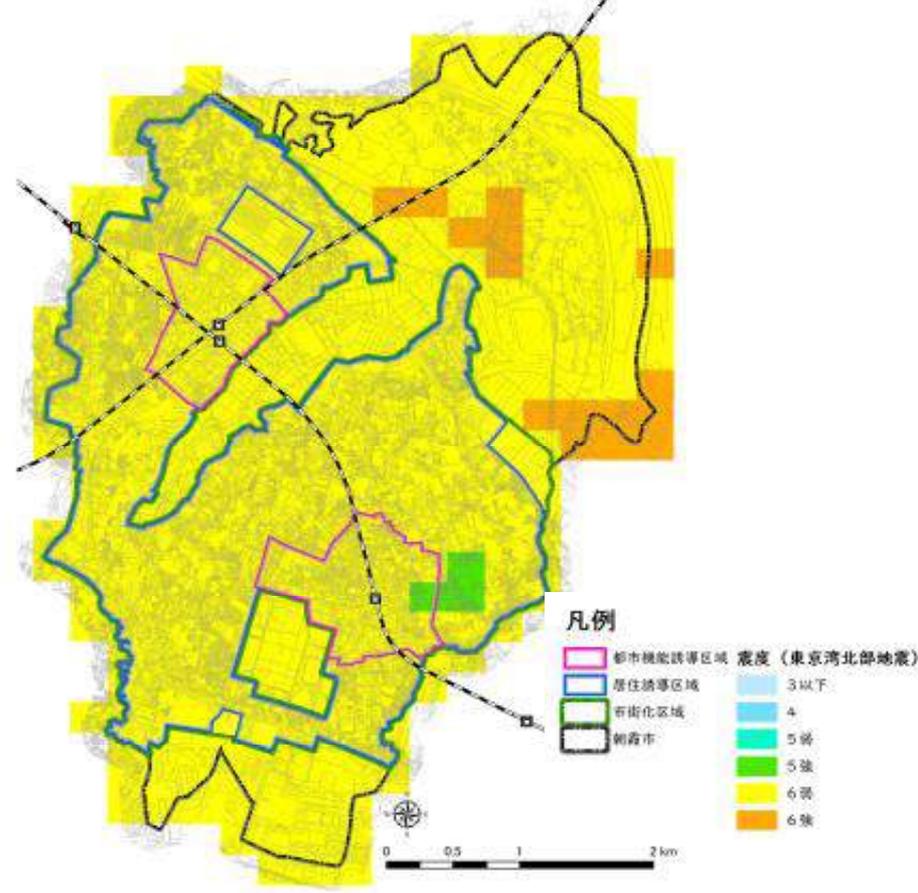
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は市内に点在しており、土砂災害の発生防止を図る取組が求められている。
- 東京湾北部地震[M7.3]が発生した場合、市のほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、市街地全体の防災性向上が求められている。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

【地表震度の分布（東京湾北部地震[M7.3]）】

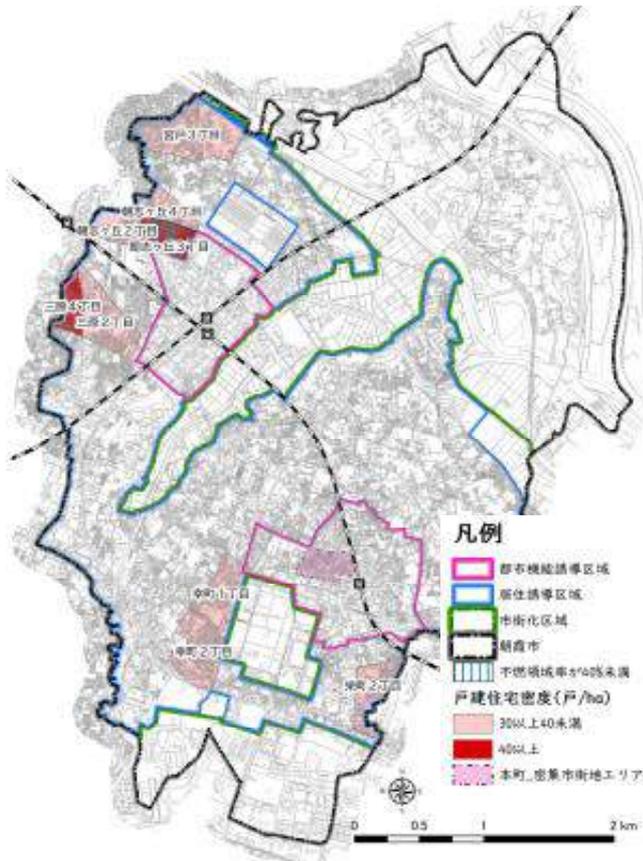


(出典：朝霞市立地適正化計画)

## ②災害時に対応した都市機能の確保と円滑な復興

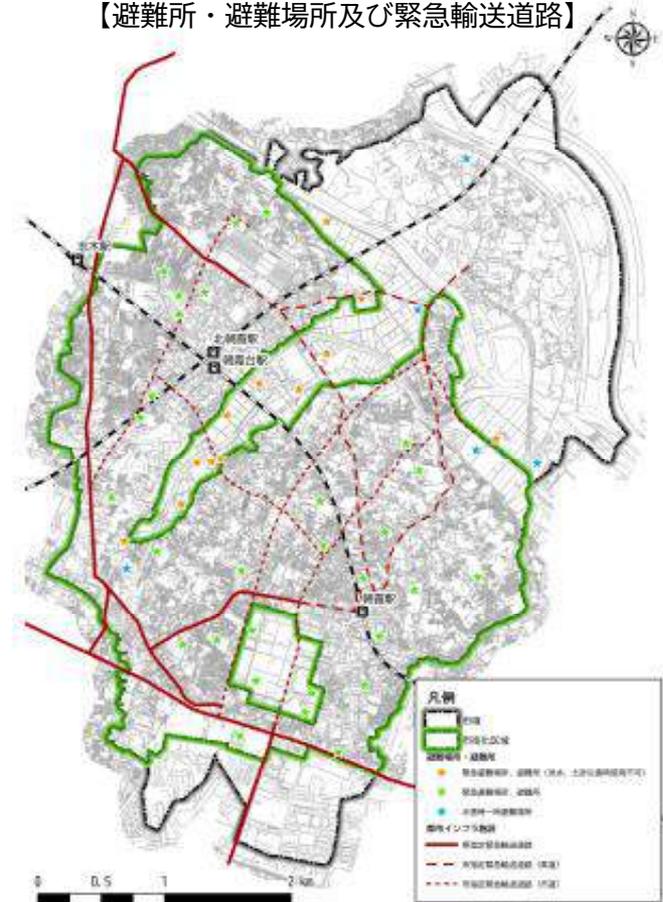
- 市内では、住宅が密集している市街地が複数みられ、その中、不燃領域率が40%未満となっている地域もあり、万が一火災が発生した際に、消火活動ができない恐れがあり、緊急時にもスムーズに通行できるよう、道路等の整備が求められている。
- 市内に避難場所・避難所は多く分布しており、緊急時に市民が確実に避難できるよう、避難場所・避難所へのアクセス及び施設の収容余力の確保が求められている。

【住宅密集市街地（地震・火災）（再掲）】



(出典：朝霞市立地適正化計画)

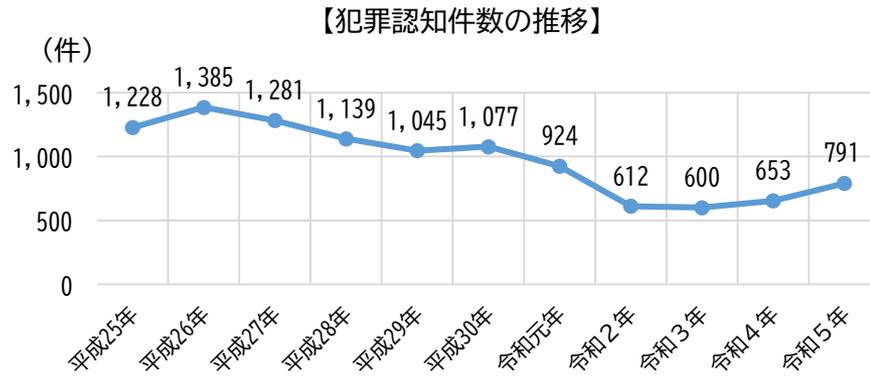
【避難所・避難場所及び緊急輸送道路】



(出典：朝霞市資料)

### ③市街地における防犯機能の向上

- 本市は「防犯推進計画」を策定しており、領域性・監視性・抵抗性の3つの視点から、市・市民・事業所等において、それぞれの役割を明確させている。その成果として、過去10年間に於いて朝霞市犯罪認知件数が減少していることが挙げられ、取組の継続が求められている。
- 安全・安心に関連する項目の「安全・安心」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。



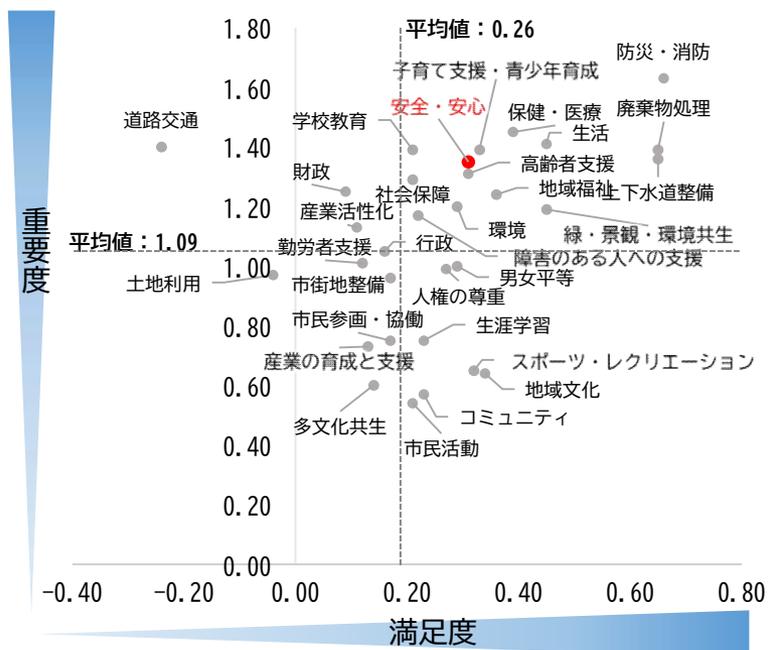
(出典：埼玉県統計年鑑)

【防犯推進に関する取組の一覧表】

	市	市民	事業所等
領域性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発活動の推進</li> <li>・ 防犯教育の推進</li> <li>・ ポスター等の掲示</li> <li>・ 事業者に対する防犯対策の要請</li> <li>・ 防犯灯等の設置の補助</li> <li>・ 防犯関係団体への支援</li> <li>・ 犯罪被害者支援活動の充実</li> <li>・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策</li> <li>・ 施設における自転車対策</li> <li>・ 学校施設内の防犯管理体制の整備</li> <li>・ 防犯教育の推進</li> <li>・ 通学路の安全対策</li> <li>・ 子どもの健全育成のための啓発、教育活動の充実</li> <li>・ パトロールの実施に係る各種施策</li> <li>・ 推進体制の整備に係る各種施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策</li> <li>・ 自主的な防犯に関する活動の推進</li> <li>・ 市と市民が協働で実施する施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策</li> <li>・ 自主的な防犯に関する活動の推進</li> <li>・ 事業所施設の防犯対策推進</li> <li>・ 市と事業者等が協働で実施する施策</li> </ul>
監視性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター等の掲示</li> <li>・ 事業者に対する防犯対策の要請</li> <li>・ 防犯灯等の設置の補助</li> <li>・ 防犯関係団体への支援</li> <li>・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策</li> <li>・ 学校施設内の防犯管理体制の整備</li> <li>・ パトロールの実施に係る各種施策</li> <li>・ インターネットの安全利用における施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策</li> <li>・ 自主的な防犯に関する活動の推進</li> <li>・ 市と市民が協働で実施する施策</li> </ul>	
抵抗性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進</li> <li>・ 施設における自転車対策</li> <li>・ 通学路の安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策</li> </ul>

(出典：第4次朝霞市防犯推進計画)

【市全般の取組に対する評価（再掲）】



(出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5))

## 議案第2号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について  
(朝霞市決定)

## 朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第118号生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第118号生産緑地地区	約0.45ha	
第148号生産緑地地区	約0.31ha	
第201号生産緑地地区	約0.94ha	
第214号生産緑地地区	約0.97ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

- 2 都市計画生産緑地地区中第186号生産緑地地区を廃止する。

### 理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 【朝霞都市計画における位置等】

第118号生産緑地地区：朝霞市北東部

第148号生産緑地地区：朝霞市南東部

第186号生産緑地地区：朝霞市南東部

第201号生産緑地地区：朝霞市北部

第214号生産緑地地区：朝霞市南東部

## 【変更の必要性】

第118号、186号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたため。

第148号、201号、214号生産緑地地区

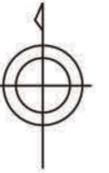
：公共施設等の設置により、面積及び区域の変更が生じるため。

## 【変更の内容】

第118号、148号、201号、214号生産緑地地区：面積及び区域の変更

第186号生産緑地地区：地区の廃止

# 朝霞市都市計画面



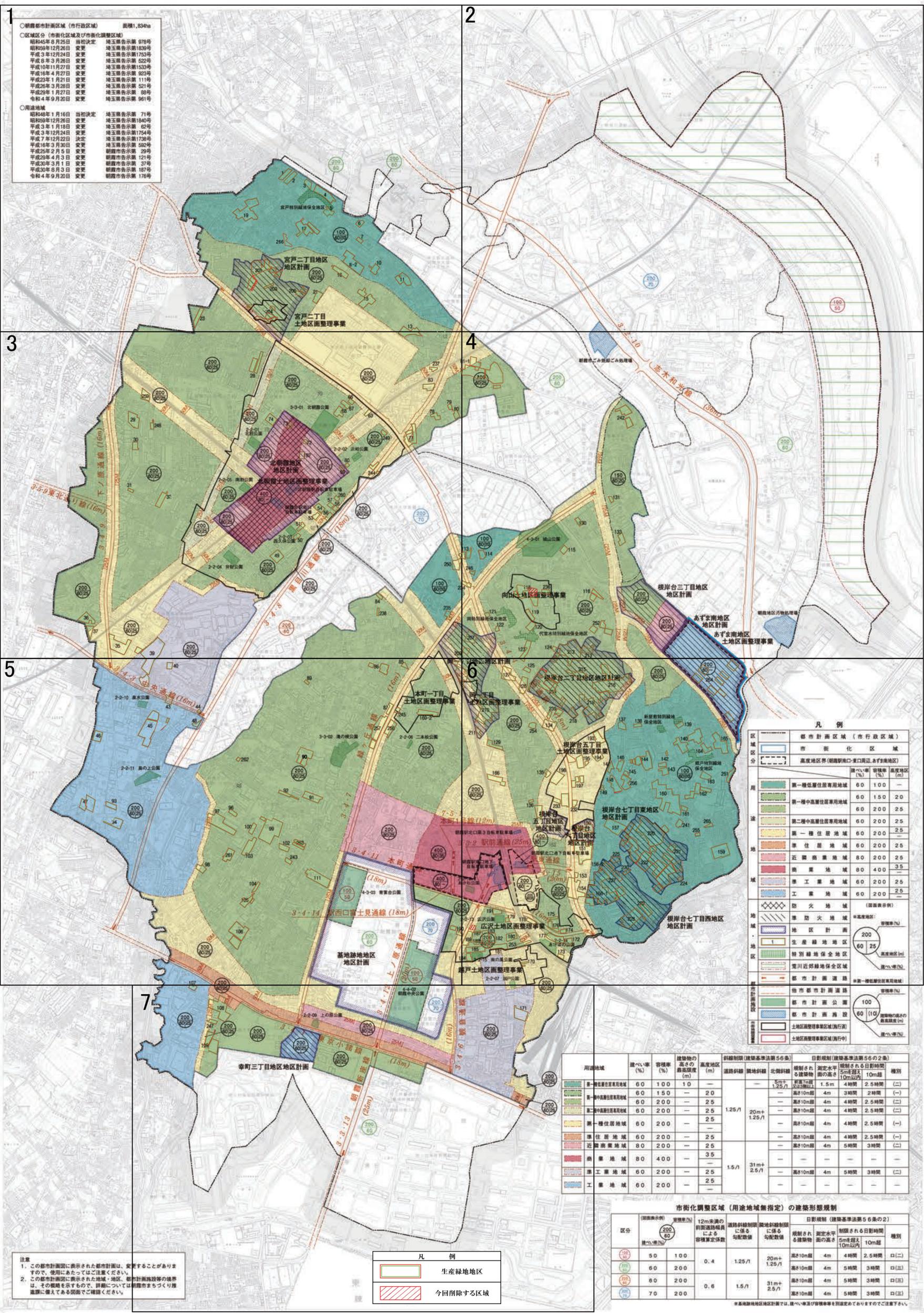
○朝霞市計画区域(市行政区域) 面積1,834ha

○区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)

昭和45年8月25日 当初決定 埼玉県告示第978号  
 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1839号  
 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1753号  
 平成8年3月26日 変更 埼玉県告示第522号  
 平成10年11月27日 変更 埼玉県告示第1533号  
 平成16年4月27日 変更 埼玉県告示第823号  
 平成23年1月21日 変更 埼玉県告示第111号  
 平成25年3月29日 変更 埼玉県告示第521号  
 平成29年1月27日 変更 埼玉県告示第98号  
 令和4年9月20日 変更 埼玉県告示第961号

○用途地域

昭和48年1月16日 当初決定 埼玉県告示第71号  
 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1840号  
 平成3年1月18日 変更 埼玉県告示第62号  
 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1754号  
 平成7年12月22日 決定 埼玉県告示第1736号  
 平成18年3月29日 変更 埼玉県告示第522号  
 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第29号  
 平成29年4月3日 変更 朝霞市告示第121号  
 平成30年3月1日 変更 朝霞市告示第37号  
 平成30年6月3日 変更 朝霞市告示第187号  
 令和4年9月20日 変更 朝霞市告示第176号



凡例

区	都市計画区域(市行政区域)
区域	市街化区域
分	高度地区界(朝霞駅北口・東口周辺、あずま南地区)
用	第一種低層住居専用地域 建ぺい率(%) 容積率(%) 高度地区(m)
流	第一種中層住居専用地域 60 100 1.0
地	第一種中高層住居専用地域 60 150 2.0
地	第二種中高層住居専用地域 60 200 2.5
地	第一種住居地域 60 200 2.5
地	準住居地域 60 200 2.5
地	近隣商業地域 80 200 2.5
地	商業地域 80 400 3.5
地	準工業地域 60 200 2.5
地	工業地域 60 200 2.5
地	防火地域 (図章表示例)
地	準防火地域 (図章表示例)
地	地区計画
地	1 生産緑地地区 建ぺい率(%) 容積率(%) 高度地区(m)
地	特別緑地保全地区 建ぺい率(%) 容積率(%) 高度地区(m)
地	電川近郊緑地保全区域 建ぺい率(%) 容積率(%) 高度地区(m)
用	都市計画道路 第一種低層住居専用地域
用	都市計画道路 第一種中高層住居専用地域
用	都市計画公園 容積率(%) 高度地区(m)
用	都市計画施設 容積率(%) 高度地区(m)
用	土地区画整理事業区域(施行中)
用	土地区画整理事業区域(施行済)

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	高度地区(m)	道路斜率	傾斜制限(建築基準法第56条)	日照規制(建築基準法第56条の2)	種別
第一種低層住居専用地域	60	100	1.0	—	—	—	—	—
第一種中層住居専用地域	60	150	—	2.0	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—
第一種住居地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—
準住居地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—
近隣商業地域	80	200	—	2.5	—	—	—	—
商業地域	80	400	—	3.5	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—
工業地域	60	200	—	2.5	—	—	—	—

市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形規制

区分	建ぺい率(%)	容積率(%)	12m未満の建築物の高さの最高限度(m)	道路斜率	傾斜制限(建築基準法第56条)	日照規制(建築基準法第56条の2)	種別
50	100	0.4	1.25/1	20m+	1.25/1	高さ10m超 4m 4時間 2.5時間	口(二)
60	200	0.6	1.5/1	31m+	2.5/1	高さ10m超 4m 5時間 3時間	口(三)
70	200	0.6	1.5/1	31m+	2.5/1	高さ10m超 4m 5時間 3時間	口(三)

注意

1. この都市計画面に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。

2. この都市計画面に表示された地域・地区、都市計画施設等の境界は、その図章も示すもので、詳細については市街地まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

凡例

	生産緑地地区
	今回削除する区域

